

令和3年第1回定例会（2月議会） 所管事項審査関係資料

令和3年2月10日
あきた未来創造部

【所管関係】

次世代・女性活躍支援課

第3次あきた子ども・若者プラン（案）について（資料1）
第5次秋田県男女共同参画推進計画（案）について（資料2）

地域づくり推進課 秋田県市町村未来づくり協働プログラムについて（資料3）

第3次あきた子ども・若者プラン(案)の概要

資料1-1(当初所管事項)

次世代・女性活躍支援課

1 プランの性格と推進期間

- 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく県計画
- 推進期間は令和3~6年度(4年間)

3 目指す社会

- 子ども・若者を尊重し、全ての世代が支え合いながら共に生きる社会

4 主な施策の内容と指標

乳幼児期(生まれる前~5歳)

○ 安心して出産できる環境の整備

母子保健対策や周産期医療体制の充実など、安心して出産できる環境整備を促進

○ 子育てやその支援の充実

就学前の保育の受け皿を充実させるほか、父親の育児参画や企業の仕事と子育ての両立支援を促進

○ 支援を必要とする親へのサポート

ひとり親家庭への生活・就業支援やDV対策を推進

【主な指標と目標値】

指 標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R6)
翌年度4月1日時点の保育所等の待機児童数	人	22	0
母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合	%	17.1	20.0

学童期(6歳~12歳)

○ 心身の健康づくりの推進

スポーツを通じた体力の向上や人格形成など、心身両面の健康づくりに向けた取組の充実

○ 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育支援体制の充実や、放課後児童クラブ等における子どもの居場所づくりを推進

○ 要保護児童等への支援

障害のある子どもの状況に応じた支援・指導のほか、児童虐待防止対策や児童ポリeno等の犯罪対策を推進

【主な指標と目標値】

指 標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R6)
朝食の摂取率(毎日食べる)(小学5・6年生)	%	88.9	92.0
放課後児童クラブ待機児童数	人	51	0

義務教育期(6歳~15歳)

○ 豊かな人間性を育む学校教育の推進

子ども一人ひとりに確かな学力を定着させつつ、ふるさと教育や多様な体験活動を推進

○ 学校・家庭・地域社会の連携の推進

学校・家庭・地域社会が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進

○ いじめ防止と困難を有する子どもへの支援

いじめ認知後の即時対応や不登校対策を推進

【主な指標と目標値】

指 標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R6)
認知したいじめの解消率	%	93.8	95.0
SOSの出し方に関する教育の実施校の割合	%	8.5	40.0

2 第2次プランの主な成果・課題等

- 保育料・副食費助成制度の拡充や医療費の助成、奨学金返還助成など、子どもが生まれてから社会に出るまで、切れ目のない各種支援制度を整備したが、更に子育てしやすい環境を充実させる必要がある。
- 不登校児童生徒数が増加傾向にあるほか、いじめについては積極的に認知して解決する方針に切り替えており、きめ細かな対応を強化していく必要がある。
- インターネットやスマートフォンの普及が進んでおり、情報化社会における適正な利用について、子どもの年代に応じて啓発していく必要がある。
- 県内就職を促進するほか、地域の活力を維持していくため、次代を担う若者が自ら地域を活性化する取組を支援する必要がある。

【主な指標と実績値】

指 標	単位	H26 現状値	R1 実績値	R2 目標値
認定子ども園数	箇所	53	※	95
放課後児童クラブの設置率	%	78.7	※	86.0
千人当たりのいじめ認知件数	人	12.4	49.6	10.5
ネットトラブル被害児童生徒	%	3.0	3.2	3.2
高校生のインターンシップ参加率	%	58.5	64.6	65.0

※はH27の数値

思春期(13歳~おおむね18歳)

○ 個性と創造力を育む教育の推進

少人数学習やICTを活用した学習を推進するほか、男女共同参画等について考える教育を充実

○ 社会への旅立ちの支援

キャリア教育の推進や進路指導・就職支援等の充実のほか、教育に係る経済的負担を軽減

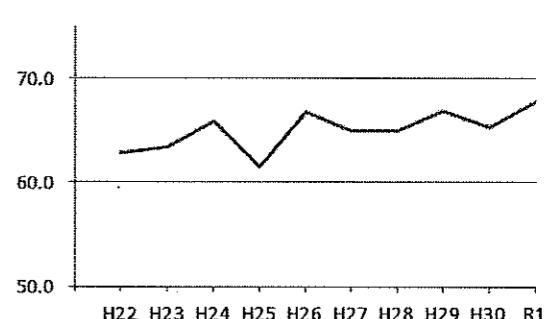
○ 無業の若者・障害のある若者等への支援

無業の若者の進路相談を実施するほか、障害のある若者の就労を支援

○ 若者を非行・事件から守る取組

インターネット利用による犯罪被害等から子どもたちを守る取組を推進

(%) 高校生の県内就職率の推移



【主な指標と目標値】

指 標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R6)
高校生の県内就職率	%	67.8	74.0

青年期(おおむね18歳~30歳代)

○ 職業能力開発・就労等の支援

就業のための能力開発への支援や、就職マッチング機会の拡大等により、県内定着・回帰を促進

○ 地域の活力を担う若者への支援

若者による地域活性化の取組を促進するほか、地域で主体的に行動する若者を育成・支援

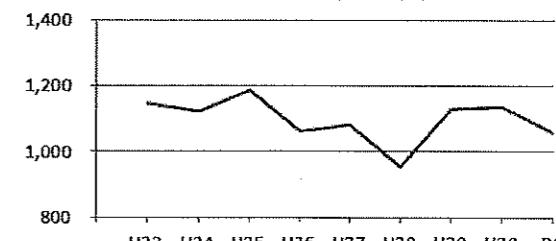
○ 出会いと結婚・子育て等の支援

若者の出会い・結婚を支援するほか、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進

○ 社会的自立に困難を有する若者への支援

若者の自立に向けたサポートを強化

(人) Aターン就職者数の推移



【主な指標と目標値】

指 標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R6)
Aターン就職者数	人	1,058	1,300
若者の自立支援を通じた進路決定者数(※4年間の累計)	人	101	400

第3次
あきた子ども・若者プラン
(案)

秋 田 県

目 次

第1章 プランの策定に当たって ······ 1

第2章 子ども・若者を取り巻く現状 6

第3章 プラン推進の基本的考え方

1 プランにより目指す社会	14
2 基本的な視点	14
3 基本目標	16
4 子ども・若者の成長に応じた施策の展開	17

第4章 施策の推進方向

1 乳幼児期	20
2 学童期	28
3 義務教育期	36
4 思春期	43
5 青年期	58
「第3次あきた子ども・若者プラン」における数値目標	68

資料編

資料 1	秋田県青少年健全育成審議会委員名簿及び策定経過	73
資料 2	「第3次あきた子ども・若者プラン」体系図	74
資料 3	「第2次あきた子ども・若者プラン」における数値目標及び実績値	76
資料 4	相談機関一覧	78
資料 5	用語集	85

第1章 プランの策定に当たって

1 プラン策定の趣旨

平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づき、子ども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むことができるようにするための取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）を推進するため、県では、平成23年3月に「あきた子ども・若者プラン」を、平成28年3月に「第2次あきた子ども・若者プラン」（以下「第2次プラン」という。）を策定し、総合的かつ中・長期的に子ども・若者育成支援に取り組んできました。

これまでの取組の成果や社会情勢の変化等を踏まえながら、令和3年度から令和6年度までを計画期間とする「第3次あきた子ども・若者プラン」（以下「本プラン」という。）を策定するものです。

（参考　これまでの国の動き）

- ・平成22年4月 子ども・若者育成支援推進法の施行
- ・平成22年7月 子ども・若者ビジョンの策定
- ・平成28年2月 子ども・若者育成支援大綱の策定
- ・令和3年3月 子ども・若者育成支援大綱の改定

2 これまでの取組を振り返って

県では、第2次プランにおいて、「子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり」、「困難を有する子ども・若者の支援」、「秋田の未来を切り拓く子ども・若者の支援」の3つの基本目標を設定し、5つの成長ステージに24施策を掲げ、市町村やNPOなどの民間団体等と相互に連携・調整を図りながら、子ども・若者育成支援を推進しており、これまでの取組による主な成果や課題等は、次のとおりとなっています。

〔主な成果〕

- 子どもに係る福祉医療費助成制度の対象を、平成28年8月に従来の小学生以下から中学生以下にまで拡大したほか、幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の国制度見直しを踏まえ、従前の保育料助成制度に加え、令和元年10月から新たに幼児の副食費に対し助成を行うなど、子育て家庭への経済的な支援制度を整備しました。

- 教育・保育を一体的に行う認定こども園の整備を進めたほか、就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に安心できる居場所を提供するため、放課後児童クラブの設置を進めました。
- 家庭、学校、地域が連携し、子どもたちの暮らしと学びの環境整備や地域全体で教育の向上に取り組む体制づくり等を推進したことにより、児童生徒の学力や体力合計点は全国トップレベルにあるほか、学習の意欲等に関しても全国調査において肯定的な回答をする児童生徒の割合が全国平均値を上回っています。
- 安全・安心なインターネット利用を啓発する新聞連載を行ったほか、子どもと保護者を対象とした有害サイト被害防止教室を開催するなど、子どもたちがインターネットを健全に利用できる環境づくりを推進したことにより、ネットトラブル被害に遭う児童生徒の割合は低率にとどまっています。
- 高校生の県内就職を促進するため、インターンシップや就業体験の実施、就職支援員の配置などを行うとともに、大学生等に対しては、県就活情報サイト「KochiAke (くちあけ)！」による県内企業情報の発信や合同就職説明会等の開催によるマッチング機会の提供を行うなど、若者の県内定着・回帰に向けた取組を推進したことにより、県内就職希望者の割合は高まっています。
- 平成30年6月に「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、企業訪問を通じた普及啓発を強化したことなどにより、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画の策定企業が増加傾向にあるなど、若者が夢を持ち、安心して家庭を築ける環境づくりが進みました。

〔主な課題〕

- 3歳未満児の保育需要が高く、必要な保育士等が確保できずに待機児童が発生していることから、新規人材を確保するとともに、働き続けられる職場環境の整備など、保育のニーズに応じた人材の確保に向けた取組を推進する必要があります。
- スマートフォンやインターネットの普及が進み、有害な情報に触れたりトラブルに巻き込まれるなどの可能性が高まっていることから、その適切な利用を啓発するとともに、情報モラル教育の充実やフィルタリングの利用促進に、より一層取り組む必要があります。
- いじめを正確に漏れなく認知することの重要性について各校の理解が進み、いじめの認知件数が増えているほか、不登校児童生徒数も増加傾向にあることから、スクールカウンセラー等による子どもたちの心のケアのための体制を一層充実させる必要があります。

- 家庭の生活困窮が原因で貧困状態にある子どもについて、その生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることのないように、関係機関が連携し、こうした子どもへの支援に取り組む必要があります。
- 少子高齢化や未婚・晩婚・晩産化が進んでいるほか、結婚したいと思える異性と巡りあう機会がないという若者の意見が多くなっていることから、若者の出会いと結婚に対する支援を充実・強化する必要があります。
- 人口減少や高齢化に伴い、地域活性化の軸となるプレイヤーが不足していることから、若者を中心とした地域づくり活動等を支援する必要があります。
- 社会的自立に困難を抱える若者について、ひきこもり相談支援センターや地域における若者の居場所など、関係機関による支援を引き続き実施する必要があります。

[指標の達成率]

第2次プランでは、5つの成長ステージにおいて24の施策に対応した33の指標とその目標値を掲げ、進行管理を行ってきました。

そのうち目標値を達成した指標は、乳幼児期の認定こども園数（達成率139.7%）など6指標、達成率80%以上の指標は、思春期の高校生のインターンシップ参加率（同99.4%）、男女共同参画副読本の活用率（同95.6%）など19指標、達成率80%未満の指標は、義務教育期の千人当たりのいじめ認知件数（同21.2%）など7指標となっています。（※P76 資料3参照）

成長ステージ	目標値に対する達成率別の指標数		
	100%以上	80%以上	80%未満
1 乳幼児期	3	2	2
2 学童期	1	3	1
3 義務教育期	2	1	3
4 思春期	0	7	0
5 青年期	0	6	1
合 計	6	19	7

※ 令和元年度実績値による。未判明の1つの指標を除く。

3 プランで対象とする「子ども・若者」の範囲

子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満としますが、社会的自立に困難を抱える30歳代の者も少なくないことから、これらの若者も本プランの対象とします。

4 プランの構成

本プランでは、「子ども・若者を尊重し、全ての世代が支え合いながら共に生きる社会」を目指し、施策の展開に当たっては、子ども・若者が健やかに成長できる環境づくりを進めるとともに、困難を有する子ども・若者への支援と、秋田の未来を切り拓く子ども・若者への支援の3つを基本目標として設定し、各基本目標に施策を体系づけて展開することにより、総合的かつ中・長期的に子ども・若者育成支援に取り組んでいきます。

5 プランの推進期間

本プランの推進期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間です。

6 プランの位置づけ

本プランは、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項の規定による「都道府県子ども・若者計画」として位置づけられるものであり、今後県が行う子ども・若者育成支援施策の推進を図るためのものです。

また、本プランは、国が定める「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案するほか、県政運営の指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」や人口減少の克服と秋田の創生の実現を目指す「第2期あきた未来総合戦略」、子ども・子育て支援の総合的な推進について定めた「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」等の各種計画との整合性を図りながら策定しています。

7 プランの推進体制・進行管理

(1) 推進体制

本プランの推進に当たっては、県の各部局や各機関が一体となって取組を進めるほか、市町村や学校、企業はもとより、子ども・若者育成支援推進法に基づき設置している秋田県子ども・若者支援ネットワーク会議や、地域において子ども・若者育成支援に取り組んでいるNPOなど、各種団体と連携しながら子ども・若者育成支援施策を推進します。

(2) 進行管理

本プランの進行管理に当たっては、P D C Aサイクルを導入し、子ども・若者の成長ステージごとの施策の効果を毎年度検証し、公表するほか、県の付属機関として子ども・若者に関する総合的施策を調査審議する秋田県青少年健全育成審議会からの意見等を踏まえつつ、課題を整理して次年度の施策・事業に反映させます。

8 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年2月以降、日本国内において新型コロナウイルス感染症が拡大し、小学校や中学校、高等学校、特別支援学校等で臨時休業が行われ、大学においてはオンライン講義の導入が進んだほか、リモートワークが普及しオンライン化が加速するなど、社会のあり方が大きく変わりました。本プランの推進に当たってはこうした変化を踏まえながら、施策の方向性を維持しつつ、今後の県内における新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて弾力的に対応していきます。

★ 第2期あきた未来総合戦略 ★

県では、最大の課題である人口減少対策を進めるため、令和元年度に「第2期あきた未来総合戦略」を策定しました。人口減少の克服には長い時間・持続的な取組が必要であり、引き続き「人口減少対策」と「秋田の創生」を推進していくこととしています。

URL : <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/48283>



第2章 子ども・若者を取り巻く現状

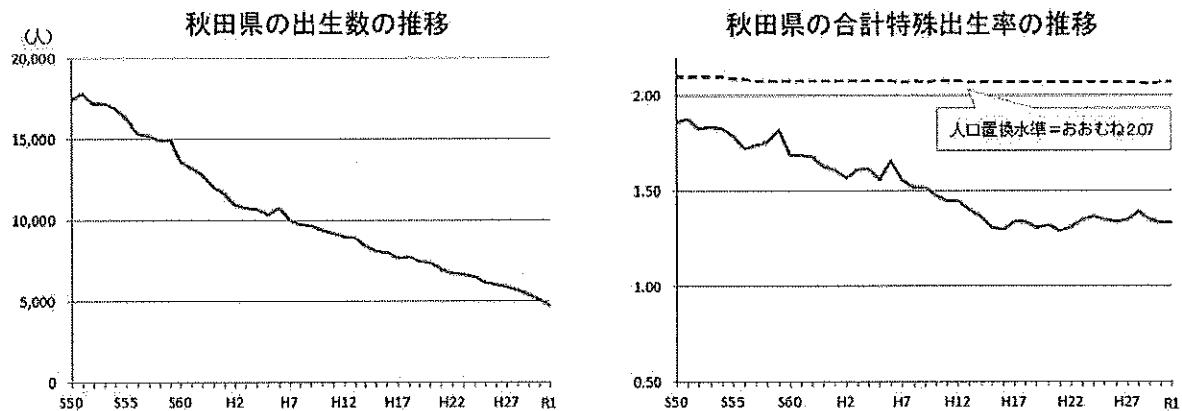
1 少子高齢化の進行

本県の人口は、昭和31年に135万人のピークを迎えた後、減少に転じ、平成29年には100万人を割り、令和2年10月現在の人口は約95万2千人となっています。

近年は、自然減（出生・死亡）と社会減（転入・転出）を合わせて、毎年1万4千人以上が減少しており、特に出生数は、平成8年に1万人を切って以降減少を続け、令和元年には約4,700人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成27年に102万人だった本県の人口は令和27年には約60万人にまで減少するものと予想されています。

そのため、県では、出生数の減少に歯止めをかけるため、官民一体となり少子化対策を推進しています。



【出典：厚生労働省 人口動態調査】

【出典：国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集】

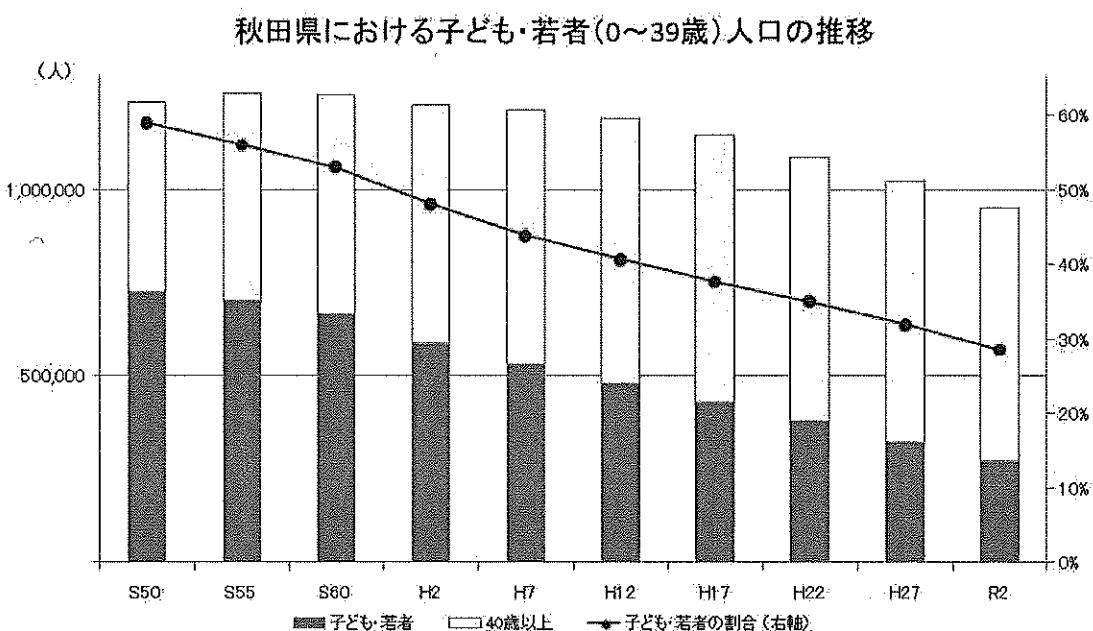
一方、本県の65歳以上の高齢者は、令和2年10月1日現在で35万8千人、高齢化率（人口に占める高齢者の割合）は37.9%と、全国の割合（28.7%）を大きく上回っています。

また、子ども・若者（0～39歳）の人口は、平成11年に約49万5千人と50万人を切り、令和2年には約27万2千人と、大幅に減少しています。この間の人口減少が約24万人であるのに対し、子ども・若者の人口減少は約22万3千人であり、この大きな要因となっています。

人口減少や少子化の進行により、子ども同士や異世代、地域の人たちとのコミュニケーションの機会が減少し、対人関係や社会規範を学ぶ機会が少なくなるなどの課題があることが

ら、学校行事など様々な機会を通じて、高齢者など地域の人たちと子どもたちの交流を促進することが必要です。

また、この人口減少への対応は活力ある地域社会を維持していく上でも大きな課題であり、限られた人的資源で地域の発展を支えていかなければならないことから、一人ひとりの「人」の価値を高めていくことがますます重要になります。



【出典：総務省 国勢調査】

【出典：秋田県調査統計課 令和2年秋田県年齢別人口流動調査】

2 家庭をめぐる環境の変化

家庭は、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担うものです。

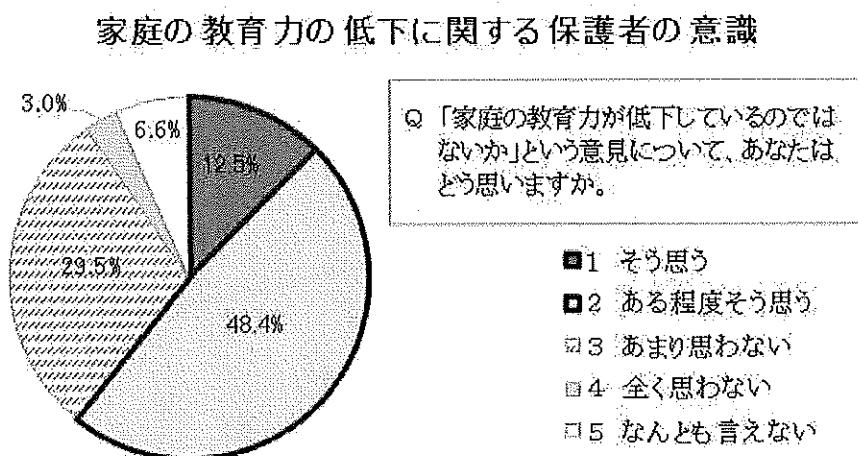
本県の小・中学生が全国トップレベルの学力を誇っている要因の一つとして、家庭・学校・地域がそれぞれの役割と責任の下で、子どもを育てようとする教育環境が充実していることが挙げられており、家庭の教育力は良好な状況にあると言えます。

こうした中にあって、家庭で担うべき役割を学校に依存する、あるいは放任するなど、家庭の教育力の問題が指摘され、克服すべき課題となっています。

家庭の教育力の低下に関しては、令和元年10~11月に、秋田県教育委員会が県内の保護者約1千人を抽出して行った調査において、回答を得た保護者の約6割が「低下している」と

回答しています。

この理由として多かったものは、約7割の回答者が「共働きの増加や長時間の勤務など、親の仕事の多忙化」「テレビ・ゲーム・インターネットなどの影響」を挙げており、次いで「過保護、甘やかしすぎや過干渉な親の増加」が約5割となっています。



【出典：秋田県教育委員会 令和元年度家庭教育に関する調査】

こうしたことから、学校と家庭を結ぶ地域人材の養成・活用、ネットワークづくりなどの取組を推進し、家庭教育支援に対する体制整備を図りつつ、幅広い地域住民の参画により学校と地域双方向の連携・協働を進める必要があります。

3 学校をめぐる状況

学校は、子ども一人ひとりに応じた指導や問題解決的な学習、体験的な活動などを通して基礎・基本の確実な定着を図り、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を身に付けさせる場です。

社会がますます多様化・複雑化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校だけで様々な課題に対応していくことは困難なことから、これまで以上に学校、家庭、地域の連携を強化しながら、「教育立県あきた」として取り組んでいく必要があります。

全国学力テスト（全国学力・学習状況調査）において、本県の小・中学生は12回連続でトップクラスの成績を収めていますが、同テストと同時に行われた生活習慣や学習環境に関する調査によると、本県の小・中学生は、早寝早起きをして、朝食も毎日きちんと摂り、自宅での予習・復習もしっかりと行っていることが分かっています。また、祭りなど地域の行事

にも積極的に参加するなど、家庭や地域に子どもを育てる力が備わっていることがうかがわれます。

全国的には、社会環境の変化から家庭や地域の教育力の低下が指摘されていますが、本県においては、全国と比較して高い教育力を維持しており、今後も、本県のこうした強みを失うことなく、更なる磨きをかけていく必要があります。

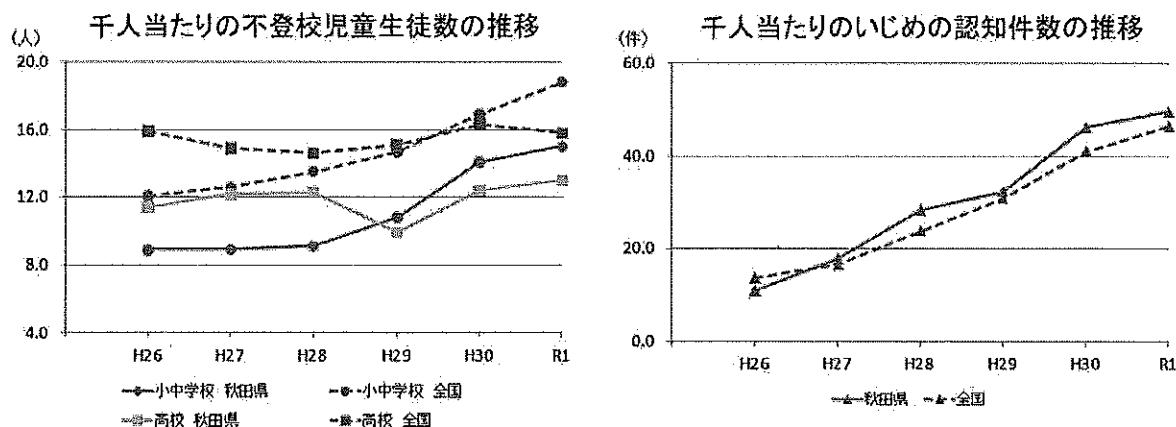
4 不登校やいじめをめぐる状況の変化

本県の千人当たりの不登校児童生徒数は、全国と比較して少ない状況が続いています。しかし、令和元年度は、小・中学校の千人当たりの不登校の人数が前年度より0.9人増加しており、特に小学校から中学校への進学に伴って増加する傾向が見られます。

いじめの認知件数は、いじめの定義やいじめを正確に漏れなく認知することの重要性について各校の理解が進んだことから、大幅に増加しました。学校はいじめを積極的に認知し、即時対応を心がけています。

また、暴力行為の件数については、全国を下回っていますが増加傾向にあります。

今後とも高い危機意識をもって、これらの実態把握や未然防止等の取組を充実していくとともに、規範意識の向上と好ましい人間関係構築のための取組を一層進めていく必要があります。



【出典：文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

5 地域社会の変化

地域社会は、子どもにとって多様な年齢層や立場の人々と触れ合うことで、様々な生活体験、社会体験、自然体験を積み重ね、社会性や公共心を身に付けることのできる場です。

しかしながら、都市化や過疎化の進行、地域の連帯感の希薄化などから、地縁的な地域社会の教育力は低下していると言われています。

このため、学校教育においても地域の活性化に貢献する活動などを通じて、子どもたちが地域社会と触れ合いつつ、生き抜く力を育んでいく必要があります。

また、人口減少・高齢化に伴い、地域活性化の軸となるプレイヤーが不足しているほか、多くの地域では、地域づくりに取り組む団体のメンバーが固定化し、世代交代が進まず、活動が停滞するなどの課題を抱えています。

県内の若者が、地域活性化に向けた想いを発信したり、仲間を集め、アイデアを練り上げたりするような機会に恵まれていないことから、具体的な活動段階への踏み出しや、取組のスケールアップが課題となっています。

6 情報化社会の進展

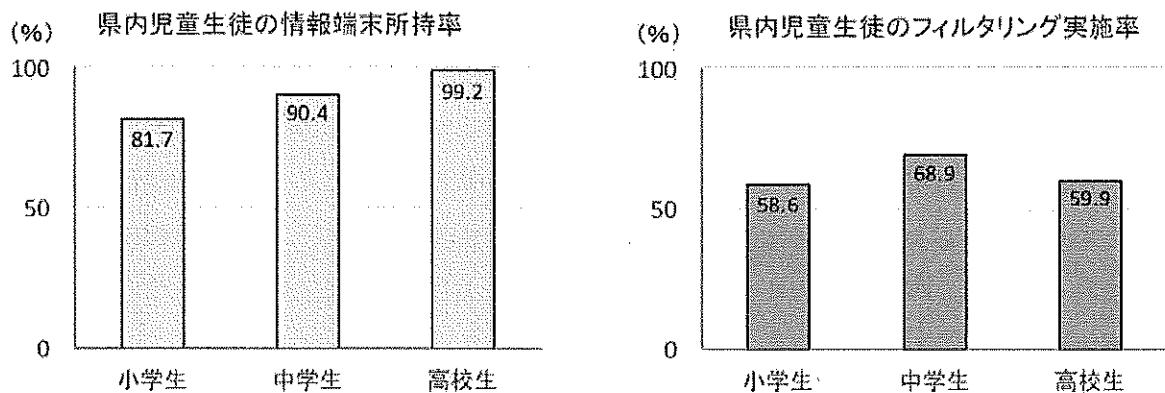
情報技術の飛躍的な進展、とりわけスマートフォン等の普及により、いつでもどこにいても、あらゆる情報を瞬時に入手できる時代となっています。

インターネットを通して、様々な情報をリアルタイムに得ることが可能となり、利便性が向上した一方で、主体的に物事を見る力・考える力の低下や、危険な有害情報へのアクセスによる犯罪被害、人間関係の希薄化といった影響も指摘されています。

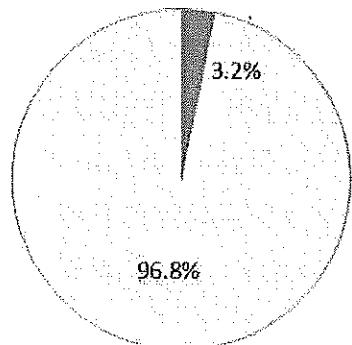
また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やスマートフォンアプリなどによる子どもたちのネットワークは大人から見えにくく、事件やトラブルに巻き込まれる機会が増大しているほか、掲示板等における誹謗中傷など、いじめにつながるおそれもあります。

有害サイトへのアクセスを防ぐ手段としてはフィルタリングを推進していくことが有効ですが、県の令和元年度調査ではスマートフォン等の情報端末の所持率は小学生が81.7%、中学生が90.4%、高校生が99.2%であるのに対し、例えばスマートフォンのフィルタリング実施率は、およそ6～7割前後にとどまっており、安全な利用に対する保護者の理解を深める取組が今後も必要となっています。

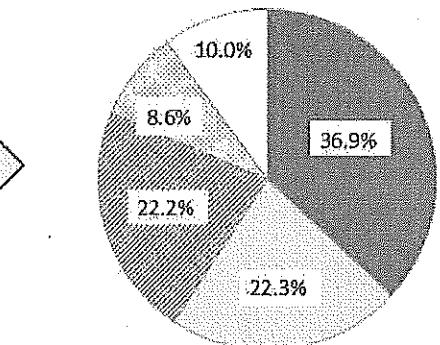
これらの情報技術については、今後の社会を生きていく上で必要なものである一方で、使い方によっては様々なリスクを伴うことから、その適切な利用について啓発していく必要があります。



県内児童生徒のインターネットや
メールのトラブル・被害の経験



具体的なトラブルの内容
(複数回答)



※ 情報端末所持率について、小・中学生はスマートフォン・携帯電話・通信機能付端末のいずれか、高校生はスマートフォン・携帯電話のいずれかを所持する者の割合。フィルタリング実施率は、スマートフォンに係るもの。

【出典（小・中学生）：秋田県義務教育課調べ（令和元年11月）】

【出典（高 校 生）：秋田県高校教育課調べ（令和元年5月）】

7 国際化の進展

情報通信技術の飛躍的な進展と相まって、地球規模で人・モノ・カネ・情報が行き交う時代となり、企業活動はもとより、県民も意識する・意識しないにかかわらず、グローバル社会の中で毎日の生活を送っています。

県内の国際化も進み、在留外国人数は、令和元年12月末現在で4,354人（在留外国人統計）と、平成26年に比べ約1.2倍となっています。また、最近は年間約3万2千～3万5千人の県

民が海外渡航する一方で、外国人観光客も約14万人が県内に宿泊（令和元年）するなど、観光における国際化も進んでいます。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、令和2年においては外国との人の往来はほぼ無くなっているものの、中・長期的にはこの状況も回復し、今後も国際化は進むものと考えられることから、実践的な英語力の育成や国際感覚の醸成、異文化理解の促進に取り組むとともに、グローバル社会における「秋田」を常に意識しながら行動していくことが重要です。

また、県内在留外国人の子ども（0～18歳）は、令和元年12月末現在で180人（在留外国人統計）おりますが、この子どもたちに対する配慮も必要となっています。

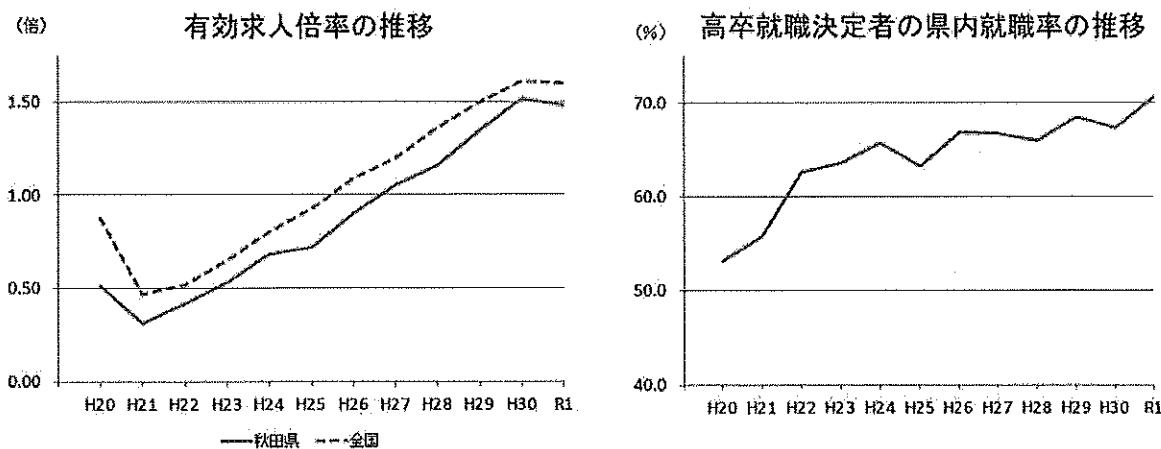
8 雇用・就職を取り巻く環境の変化

リーマンショックによる景気低迷を受け、有効求人倍率は平成21年に大幅に下落したもの、その後の景気回復や少子高齢化の進展による人手不足を反映し、全国及び本県とともに上昇が続き、本県では平成30年3月以降、1.5倍を超えるなど、高水準にありました。

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞により、最近の有効求人倍率は低下してきていますが、今後、感染症の収束により経済活動が回復した場合は上昇に転じ、人手不足の進行が再加速することが想定されます。

若年労働力の減少は、将来的に企業における人材確保が困難になることはもとより、地域社会の活力低下につながります。

こうしたことから、雇用確保・雇用創出に積極的に取り組み、県内就職・Aターン就職等を更に推し進める必要があります。



【出典（有効求人倍率の推移）：厚生労働省 一般職業紹介状況】

【出典（高卒就職決定者の県内就職率）：秋田労働局調べ】

9 若年無業者の状況

令和元年に総務省が実施した労働力調査によれば、全国における15～39歳の若年無業者の数は約74万人、15～39歳人口に占める割合は2.3%であり、東北における15～39歳の若年無業者の数は約4万人、15～39歳人口に占める割合は2.0%でした。

総務省が平成29年10月に実施した就業構造基本調査では、就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、病気・けがや勉強中の者を除くと、「知識・能力に自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」といった回答が見られます。

こうした若者が希望する就職を実現できるよう、支援していく必要があります。

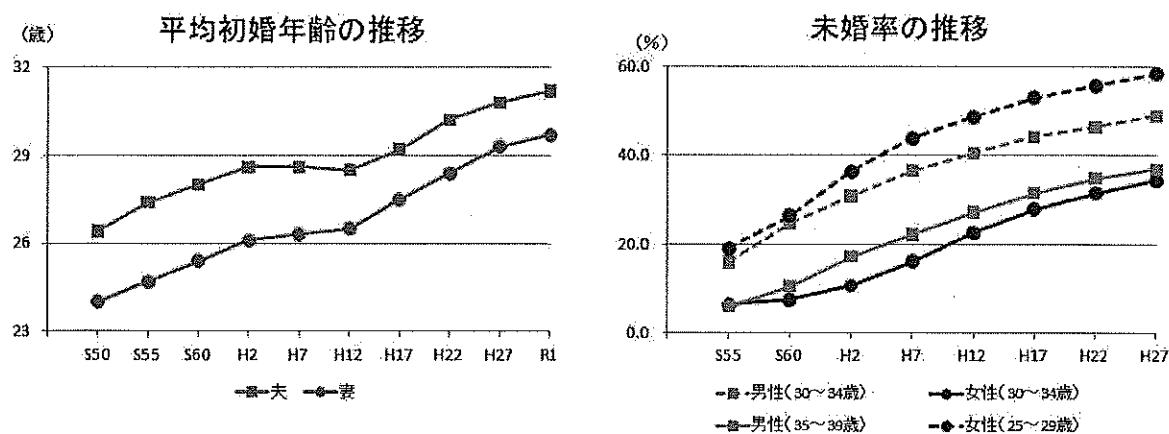
10 未婚化・晩婚化の進行

本県の平均初婚年齢は年々上昇しており、令和元年には男性が31.2歳、女性が29.7歳となっています。また、未婚率も上昇傾向にあり、例として30～34歳の未婚率については、平成7年には男性が36.5%、女性が16.1%でしたが、平成27年には男性が49.0%、女性が34.5%となっています。

こうした未婚・晩婚化が本県の少子化の要因の一つとなっています。平成30年に県が学生や独身就業者を対象に実施したアンケート調査では、結婚に前向きな回答が7割を超えるものの、「結婚できなければ仕方がない」という回答も約2割あります。

背景としては、独身者の出会いの機会の減少があり、この調査では、独身でいる理由として「結婚したいと思う異性とめぐり会わない」という回答が約5割を占めたほか、「自由や気楽さを失いたくない」「趣味や娯楽を楽しみたい」という回答も約4割ありました。

それぞれの若者の価値観を尊重しつつ、結婚を希望する若者に対して、必要な支援を行っていく必要があります。



【出典（平均初婚年齢の推移）：厚生労働省 人口動態統計】

【出典（未婚率の推移）：総務省 国勢調査】

第3章 プラン推進の基本的考え方

1 プランにより目指す社会

現在を生きる子ども・若者は、これから秋田の発展を支えるかけがえのない存在であり、全ての子ども・若者が健やかに成長し、夢や理想を抱きながら、主体的・能動的な生き方ができるよう支援していく必要があります。

今日、インターネットやスマートフォンの普及により子ども・若者が簡単に様々な情報に触れられる一方で、情報の真偽を見極める力、有害な情報を避ける方法、適切な情報発信力など、情報リテラシーを身に付けていくことが大切です。

また、千人当たりのいじめの認知件数や不登校の児童生徒数も増加傾向にあるほか、就労の不安定化や親への依存期間の長期化などに伴い、ひきこもりやニート状態となり、社会的自立に困難を抱える子ども・若者も存在します。いじめについては未然防止や認知後の組織的対応に努めるほか、ひきこもりやニート状態となった子ども・若者が、物事を前向きに考えて、希望を持ち社会に一歩を踏み出せるよう支援していくことで、社会参加を進めていく必要があります。

そのためにも、子ども・若者の成長ステージごとにきめ細かな施策を講じていくことが必要となります。それらの施策を実効あるものにしていくためには、行政はもとより、家庭・学校・地域が相互に連携しながら推進していくことが求められます。

変化の激しい社会にあって、秋田の子ども・若者がたくましく生き、自己の夢や理想の実現に向けてチャレンジし、社会の一員として貢献していくことを求めつつ、私たち大人もしっかりと子ども・若者を支えることで、責任を共有していく必要があります。

子ども・若者を尊重し、全ての世代が支え合いながら共に生きる社会を目指していきます。

2 基本的な視点

本県においては、人口減少対策を県政の最重要課題として自然減や社会減の抑制に取り組んでいます。

こうした取組と合わせ、人口減少社会の中では、男女が共に個性と能力を發揮することで一人ひとりの「人」の価値を高めていくとともに、互いを認め合い、協力し合う関係が大切です。

そのため、子ども・若者についてもそれぞれのステージで社会を構成する一員であるとの自覚を促すとともに、多様な主体との連携のもと、子ども・若者が置かれている状況に応じた支援を推進していくことが必要です。

こうした認識に立ち、プラン全体を貫く考え方として、次の3つの視点を掲げながら取り組んでいきます。

(1) 社会を構成する担い手として子ども・若者を位置づける

社会は、子ども・若者や働き盛りの大人、高齢者など、異なる世代の様々な人々で構成されています。子ども・若者は、今を生きていると同時に、次代の社会を担い、これから秋田の発展を支える重要な主体です。

そのためにも、成長の節目節目に、社会を構成する一員であるとの自覚を促し、自らの行動への責任や、社会との関わりの中で自らが存在していることを認識させるとともに、自分たちの社会は自分たちでつくっていくという自立の精神を養っていくことが大切です。

こうした観点から、子どもや若者を、大人とは一段下の存在として位置づけるのではなく、また逆に、甘やかすのではなく、子ども・若者と大人がお互いを尊重しあいながら、社会を構成する担い手として共に生きていくことを目指します。

(2) 子ども・若者の置かれている状態に応じて支援する

子ども・若者が持つ能力や可能性、あるいは抱えている困難の程度は、それぞれ異なります。また、子ども・若者や家庭の状況によっては、様々な問題が複合的に絡まり、多方面にわたる支援を組み合わせることが必要な場合もあります。

こうしたことから、一人ひとりの置かれた状況、発達段階、性別等に応じて抱えている問題が異なることにも配慮しつつ、きめ細かな支援を行っていきます。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、そして、貧困が世代を超えて連鎖するがないよう、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、貧困状態にある子どもの支援を行っていきます。

支援に当たっては、ともすれば財政的な支援が主体と思われがちですが、子ども・若者の置かれた状態によっては、精神的な支援や様々な工夫を凝らすることで、新たな一步を踏み出す大きな力となり得ることに留意する必要があります。

(3) 多様な主体による取組とネットワーク化を促進する

人々の価値観やニーズが多様化・複雑化しており、行政のみできめ細かな対応をすることは限界があります。

子ども・若者の育成・支援に当たっては、社会を構成する多様な主体が連携していくことはもとより、必要に応じ、情報を共有しネットワーク化を図りながら取り組んでいく必要があります。

また、各主体が持つ強みや得意とする分野を積極的に生かしながら、行政とNPOなどの民間団体とが相互に補完する関係を築いていくことも大切です。

3 基本目標

本プランでは、目指す社会の実現に向け、基本的な視点を踏まえながら、次の3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

(1) 子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり

「教育立県あきた」として全国トップレベルにある本県児童生徒の学力について、課題を克服しながら更に充実を図るとともに、全国的に優れた体力・運動能力や、低い高校中退率・不登校出現率を維持していく必要があります。

また、子ども・若者が、他者との関わりの中で自立した大人として成長していくためには、健康で安心して生活ができる基盤づくりが不可欠です。

さらに、核家族化や親の共働き・労働時間の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における養育力の低下が指摘されている中、社会全体で子ども・若者を見守り、育てる機能を強化していく必要があります。

こうした取組を通じ、子ども・若者が健やかに成長できる環境づくりを推進していきます。

(2) 困難を有する子ども・若者への支援

全ての子ども・若者が健やかに成長し、自立していくことは、県民共通の願いです。しかしながら、家庭の生活困窮が原因で貧困状態にある子どもやニート・ひきこもり状態にある若者も存在します。

このような困難を抱えたり、不利な立場に置かれたりしている子ども・若者を支援するためには、支援が必要となった経緯や原因、家庭環境などの違いをよく理解した上で、きめ細かな支援を継続していくことが必要です。

また、子ども・若者が抱える問題は、教育・医療・福祉・就労など、様々な分野にわたり、問題が複雑に絡み合っていることが多いため、分野、主体の壁を越えて互いに連携、協力し、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服することができるよう、関係機関による情報共有をより一層図りながら支援していきます。

(3) 秋田の未来を切り拓く子ども・若者への支援

少子高齢化や情報化、国際化が急速に進む中で、子ども・若者を取り巻く環境も多様化・複雑化しています。

今を生きる子ども・若者は、秋田の将来を担うかけがえのない財産です。単に「ふるさとを知る」ことを超え、いざなは自分たちでふるさとをつくっていくチャレンジ精神を持ち、夢に向かって生き生きと成長し、地域や社会から期待される人材として自立し羽ばたいていけるよう、個性と創造力を育む教育を推進しながら、社会への旅立ちを積極的に支援していく必要があります。

また、地域の子ども・若者が、積極的に社会活動や地域課題に取り組むことは、活力ある地域社会を創造していく上で不可欠であり、地域で主体的に行動する子ども・若者の育成や若者の芸術文化活動への支援を行っていきます。

4 子ども・若者の成長に応じた施策の展開

子ども・若者が健やかに、自立的に成長していくためには、各成長段階ごとに施策を講じていくことで、施策推進の成果や取り組むべき課題も明確となることから、本プランにおける施策は、次のとおり成長ステージごとに推進していきます。

また、成長ステージを分けるに当たっては、「学童期」と「思春期」に共通する期間として「義務教育期」を設け、特に小学校と中学校における期間に特化して取り組む施策を掲げ、集中的に推進することとしています。

なお、基本目標ごとの施策体系を整理したものを、19ページに記載しています。

(1) 乳幼児期（生まれる前～5歳）

- 施策 1 安心して出産できる環境の整備
- 施策 2 子育てやその支援の充実
- 施策 3 要保護児童等への支援
- 施策 4 支援を必要とする親へのサポート

(2) 学童期（6歳～12歳）

- 施策 1 心身の健康づくりの推進
- 施策 2 家庭や地域の教育力の向上
- 施策 3 安全・安心な環境の確保
- 施策 4 要保護児童等への支援

(3) 義務教育期（6歳～15歳）

- 施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進
- 施策2 小・中学校の連携の推進
- 施策3 学校・家庭・地域の連携の推進
- 施策4 いじめ防止と困難を有する子どもへの支援

(4) 思春期（13歳～おおむね18歳）

- 施策1 心身の健康づくりの推進
- 施策2 個性と創造力を育む教育の推進
- 施策3 ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成
- 施策4 社会参加・参画機会の拡大
- 施策5 社会への旅立ちの支援
- 施策6 無業の若者・障害のある若者等への支援
- 施策7 若者を非行・事件から守る取組

(5) 青年期（おおむね18歳～30歳代）

- 施策1 職業能力開発・就労等の支援
- 施策2 多様な学びの場の確保
- 施策3 地域の活力を担う若者への支援
- 施策4 出会いと結婚・子育て等の支援
- 施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援

(参考) 基本目標ごとの施策体系

基本目標	施 策
1 子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり	安心して出産できる環境の整備(乳幼児期-1)
	子育てやその支援の充実(乳幼児期-2)
	心身の健康づくりの推進(学童期-1・思春期-1)
	家庭や地域の教育力の向上(学童期-2)
	安全・安心な環境の確保(学童期-3)
	小・中学校の連携の推進(義務教育期-2)
	学校・家庭・地域の連携の推進(義務教育期-3)
2 困 難 を 有 す る 子ども・若者への支援	要保護児童等への支援(乳幼児期-3・学童期-4)
	支援を必要とする親へのサポート(乳幼児期-4)
	いじめ防止と困難を有する子どもへの支援(義務教育期-4)
	無業の若者・障害のある若者等への支援(思春期-6)
	若者を非行・事件から守る取組(思春期-7)
	社会的自立に困難を有する若者への支援(青年期-5)
3 秋田の未来を切り拓く 子ども・若者への支援	豊かな人間性を育む学校教育の推進(義務教育期-1)
	個性と創造力を育む教育の推進(思春期-2)
	ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成(思春期-3)
	社会参加・参画機会の拡大(思春期-4)
	社会への旅立ちの支援(思春期-5)
	職業能力開発・就労等の支援(青年期-1)
	多様な学びの場の確保(青年期-2)
	地域の活力を担う若者への支援(青年期-3)
	出会いと結婚・子育て等の支援(青年期-4)

第4章 施策の推進方向

1 乳幼児期（生まれる前～5歳）

乳幼児期は、子どもの人格が形成される上で基礎となる大切な時期であり、親や周囲の人との多様なかかわりを通して、強い絆や愛情を育みながら五感や情緒を発達させるとともに、基本的な生活習慣を身に付ける時期です。

こうしたことから、子どもが安心して生まれ育っていけるよう支援するとともに、親に対しても、自信を持って子どもを見守り、育んでいけるよう支援していくことが必要です。

【取り組む施策とそれを構成する柱】

施 策	施策を構成する柱
施策1 安心して出産できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none">①母子保健対策の充実②周産期医療体制の整備
施策2 子育てやその支援の充実	<ul style="list-style-type: none">①就学前の教育・保育の充実②子育て世帯への経済的支援の実施③父親の育児参画の促進④地域における子育て支援の充実⑤一般事業主行動計画の策定を通じた企業の取組の促進
施策3 要保護児童等への支援	<ul style="list-style-type: none">①児童虐待防止対策の推進②障害のある子どもへの支援③発達障害のある子どもへの支援④社会的養護体制の充実
施策4 支援を必要とする親へのサポート	<ul style="list-style-type: none">①ひとり親家庭への支援②DV対策の推進③子どもの貧困対策の推進

施策1 安心して出産できる環境の整備

産科・産婦人科や小児科を掲げる医療機関が減少傾向にありますが、県民が等しく医療の提供を受け、安心して出産・子育てができる環境づくりを進める必要があります。

このため、妊娠期から子育て期にわたるきめ細かな支援体制や周産期（妊娠22週～生後7日未満）医療体制の充実を図るなど、妊婦が安心して出産できる環境整備を促進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 母子保健対策の充実

市町村において妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備できるよう支援するとともに、母子保健の中心的役割を果たす人材の育成や、地域・医療機関・学校等のネットワークの構築により地域全体で妊産婦やその家族を見守り、孤立させない取組を推進します。

また、特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費への一部助成の充実を図るほか、ところからだの相談室(P81⑩)の体制強化や仕事と不妊治療の両立に向けた支援の充実を図ります。

② 周産期医療体制の整備

総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの整備や運営に対する支援を引き続き行うほか、周産期における死亡調査や医療関係者への研修を行いながら、周産期医療体制の強化を図ります。

施策2 子育てやその支援の充実

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは、かつて家庭や地域が担ってきた子育て機能を低下させ、保護者の子育てへの不安や負担感を増大させています。県が行った保護者へのアンケート調査によると「子育てや教育にお金がかかりすぎる」「自分の仕事に差し支える」など、経済的な負担感や子育てと仕事の両立の困難を訴える意見が多く、国立社会保障・人口問題研究所が平成27年に実施した調査結果によると、出産前に仕事をしていた女性の半数近くが出産を機に退職しています。

このため、就学前のニーズに対応した保育の受け皿を充実させ、待機児童の解消に努めるとともに、経済的負担感の強い医療費や保育料等への助成により、安心して子育てできる環境づくりを推進していきます。

また、父親の育児参画や、多世代が子育て家庭を支える環境づくりのほか、企業における従業員の仕事と子育ての両立支援の取組を促進し、子育てやその支援の充実・強化を図ります。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 就学前の教育・保育の充実

子育て家庭における仕事と子育ての両立を支援するため、保育士等の新規人材の確保や働き続けられる職場環境整備を行うとともに、保育ニーズに対応した市町村の施設整備の支援を引き続き実施し、受け皿を充実させ、待機児童の解消を図ります。

また、子どもたちが心身ともに健やかにたくましく育つことができる体制づくりを推進するため、様々な研修会を通じて、保育者の専門性や資質の向上を図ります。

② 子育て世帯への経済的支援の実施

安心して希望どおりに子どもを産み育てられるよう、国の幼児教育・保育の無償化を踏まえつつ、保育料や副食費、医療費に対し助成するとともに、住宅リフォームなどの支援により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

③ 父親の育児参画の促進

男性の家事や子育てへの積極的な参画を促進するため、乳幼児の父親やプレパパ（間もなく父親になる男性）が子育て等を学ぶ機会の充実を図るほか、家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルや企業における従業員の仕事と家事・育児等の両立支援に関する好事例を紹介するなど、仕事と子育ての両立に関する全県的な啓発を実施します。

④ 地域における子育て支援の充実

地域における子育て支援の充実を図るため、人材の育成やボランティアの参加促進により多世代が子育て家庭を支える環境づくりを推進するとともに、子育て世代包括支援センターによる切れ目のない支援など、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業を促進します。

また、地域の店舗や企業等と協働し、子育て家庭を応援する取組を推進します。

⑤ 一般事業主行動計画の策定を通じた企業の取組の促進

県内企業に対する次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を通じて、育児休業の取得促進や短時間勤務制度の導入のほか、子どもや孫の看護のための休暇制度の創設などを働きかけ、子育てしやすい環境の整備に向けた企業の取組を促進します。

◆ あきたの結婚・子育て応援情報Webサイト「いっしょにねっと。」 ◆

子育てに関する情報はもちろん、出会い・結婚や、仕事と育児・家庭の両立支援など、子育て世代を中心として様々な情報を提供するサイトです。

URL : <https://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/>



施策3 要保護児童等への支援

児童虐待については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行やその後の法改正等により、制度的な対応の充実が図られてきていますが、児童相談所における相談件数は年々増加している状況にあります。

このため、関係機関が連携して虐待防止のための啓発等予防活動を実施するとともに、早期発見・早期対応のための取組を強化することはもとより、虐待を受けた子どもへの支援に至るまで、総合的な支援体制の整備を図ります。

また、障害の予防や軽減を図るために、健診・相談体制等を整備・強化するとともに、障害のある子どもやその保護者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、家庭及び地域での療育を支援する体制の整備を図ります。

このほか、様々な事情により家庭での養育が困難となった子どもたちを、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する「里親制度」について、委託率は全国でも下位にあることから、その普及と啓発に取り組む必要があります。

	H26	H27	H28	H29	H30
児童虐待相談対応件数	285	403	410	460	464
里親等委託率 (%)	6.1	7.5	8.5	9.6	12.2

(秋田県地域・家庭福祉課調べ)

施策を構成する柱と主な取組内容

① 児童虐待防止対策の推進

虐待による重大な事案の発生を防止するため、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、誰もが速やかに情報提供する責務があることのほか、匿名や地域の民生・児童委員を通じての情報提供も可能なことなどを、県内各地で行う児童虐待防止のための街頭キャンペーン等により周知を図ります。

また、児童虐待防止の推進に関する関係機関の連絡会議を開催するとともに、虐待の予防及び早期発見の方策等について検討を行う虐待事案検証委員会や、市町村、児童相談所、民生委員等で構成される要保護児童対策地域協議会の一層の活用を図り、児童虐待の防止対策を地域全体で推進します。

② 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもの早期発見・早期療育に努め、一貫した療育サービスを提供するため、県立医療療育センターを中心とした療育体制の整備を図るとともに、県内どこでも必要な支援を受けることができる地域づくりを引き続き推進します。

③ 発達障害のある子どもへの支援

発達障害のある子どもの早期発見及び適切な相談・指導の充実・強化を図るとともに、発達障害児に対する理解を促進するため、引き続き普及啓発を行います。

また、医療、保健、福祉、教育関係機関の連携が重要であることから、発達障害者支援センター(P81⑯)を核とした、相談支援、発達支援等の地域支援体制づくりを進めます。

④ 社会的養護体制の充実

実親による養育が困難となった子どもが、正しい理解と温かい愛情のある家庭で生活を送り、将来の健全な生活基盤を築くことができるよう、里親制度の一層の周知を図るとともに、里親登録の推進、子どもとのマッチング、養育中の里親への訪問など、里親養育を一貫して支援します。

◆ オレンジリボン運動 ◆

オレンジリボンには、子どもの虐待の現状を広く国民に知らせ、虐待を受けた子どもたちが幸福になれるように、という気持ちが込められています。

この虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを通じて、本県においても、11月の虐待防止推進月間を中心、民間団体、市町村、県が連携してキャンペーンを展開することにより、社会全体として子ども虐待を防止する気運を高めることにしています。

子ども虐待防止の
オレンジリボン



オレンジリボン憲章

- ① 私たちは、子どものいのちと心を守ります。
- ② 私たちは、家族の子育てを支援します。
- ③ 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。
- ④ 私たちは、地域の連帯を拡げます。

施策4 支援を必要とする親へのサポート

経済的な不安や悩みを抱えているひとり親家庭に対し、児童扶養手当や個々の実情に応じた生活・就業支援事業による経済的支援を行うとともに、相談支援を充実します。

また、重大な人権侵害であるDV（ドメスティック・バイオレンス）の防止対策を推進するため、女性相談所等における相談機能を強化するとともに、関係機関との連携を深めながら、支援体制の充実を図ります。

このほか、社会経済情勢の変化に伴う子育て世代の所得減少や、社会的孤立の拡大などにより、貧困の状態にある子どもやその世帯の問題が深刻化していることから、これらの世帯に対する支援が必要です。

		H27	H28	H29	H30	R1
ひとり親世帯数	父子世帯	1,829	1,790	1,708	1,633	1,518
	母子世帯	11,389	11,184	10,852	10,605	10,251
母子家庭の年収240万円以上の世帯 の割合 (%)		13.8	14.4	14.4	16.2	17.1

(秋田県地域・家庭福祉課調べ)

施策を構成する柱と主な取組内容

① ひとり親家庭への支援

児童扶養手当などの経済的支援に加え、ひとり親家庭就業・自立支援センター（P82⑥）において、職業・生活相談や技能習得講習会などを実施し、教育機会の確保、子育てと仕事の両立を支援します。

また、ひとり親家庭のうち母子家庭に対しては、より収入の高い就業や養育費確保に向けた支援を重点的に推進するほか、父子家庭に対しては、家事などの日常生活を支援するとともに、相談体制の充実を図ります。

② DV対策の推進

DVは重大な人権侵害であることを周知し、その防止対策を地域全体で推進するとともに、相談窓口である女性相談所（P81⑮）や各地域の配偶者暴力相談支援センターの相談機能を強化します。

また、配偶者暴力相談支援ネットワーク会議やDV防止対策連絡会議等を活用し、関係機関とより一層連携を図りながら、被害者への支援体制の充実を図ります。

③ 子どもの貧困対策の推進

全ての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりが夢や希望を持って成長することができる地域社会を実現するため、子どもの貧困対策に取り組む民間団体等のネットワーク構築を支援しつつ、貧困状態にある子どもと子育て家庭を地域で支える気運の醸成を推進します。

◆ 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター ◆

秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターでは、ひとり親家庭における保護者の就業や養育費・面会交流に関することなどのほか、離婚前の保護者からの相談にも応じています。

URL : <http://akita-boshi.jp/>

【秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター】ひとり親家庭を支え・育む活動

秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター

お問い合わせ番号

TEL 018-896-1531

トップページ

養育費相談

法律相談

就業相談

講習会・セミナー

お問い合わせ

秋田県ひとり親家庭就業 ・自立支援センター



「ホームページのホームペーパーへ戻る」

費用負担について

相談を始めている方へ

当センターでは、ひとり親家庭のお父さん、お母さんの、就業に関するご相談、養育費・面会交渉、生ぼし、三者添てふ相談等、お手伝いさせていただきます。

2 学童期（6歳～12歳）

学童期は、成長の基礎となる体力・運動能力を身に付け、豊かな知識・経験を蓄える時期です。小学校又は義務教育学校に通うようになり、仲間や家族以外の多様な人間関係の中で、物事を探求する好奇心や欲求をもち、自分の力で物事を成し遂げる喜びや成功体験を味わえる時期でもあります。こうした経験を通じて、心身ともに大きく成長する時期ですが、反面、発達の個人差も大きく見られることから、自己に対する肯定的な意識を持たず、劣等感を持ちやすくなる時期もあります。

こうしたことから、子どもたちの健やかな成長のためには、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちがのびのび遊び、学ぶことができる安全・安心な環境を整備するとともに、一人ひとりの個性を理解し、自信や自尊心を育むことが必要です。

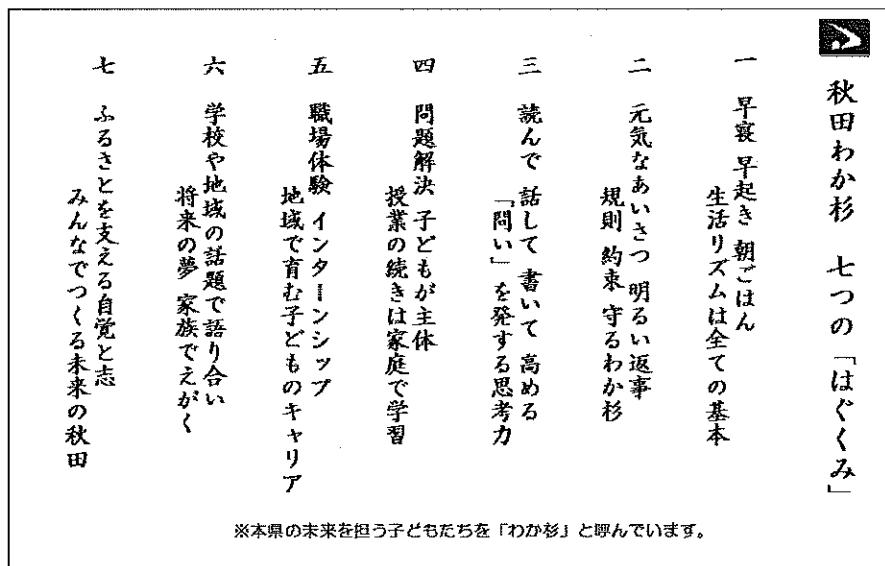
【取り組む施策とそれを構成する柱】

施 策	施策を構成する柱
施策1 心身の健康づくりの推進	①体力づくり・スポーツ活動の推進
	②食育の推進
施策2 家庭や地域の教育力の向上	①家庭教育支援体制の充実
	②地域教育支援体制の充実
	③家庭・地域におけるインターネット健全利用の推進
	④父親の育児参画の促進（再掲）
施策3 安全・安心な環境の確保	①安全・安心なまちづくり支援
	②消費環境への対応力の向上
	③インターネットセーフティの推進

施 策	施策を構成する柱
施策4 要保護児童等への支援	①障害のある子どもへの支援 ②発達障害のある子どもへの支援 ③児童虐待防止対策の推進（再掲） ④児童ポルノ等の犯罪対策の推進 ⑤社会的養護体制の充実（再掲） ⑥ひとり親家庭への支援（再掲） ⑦DV対策の推進（再掲） ⑧子どもの貧困対策の推進（再掲）

◆ 秋田わか杉 七つの「はぐくみ」 ◆

本県では、児童生徒を主体とした授業づくり、家庭学習の習慣、家庭や地域の教育力等、本県の財産とも言えるオール秋田でつくるすばらしい教育環境を“秋田わか杉 七つの「はぐくみ”として発信し、「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」を目指しています。



施策1 心身の健康づくりの推進

本県小学生の体力合計点は全国の平均値より高い状況を維持しています。また、朝食の摂取状況については、「毎日食べる」割合は、ここ数年、約90%で推移しています。

適度な運動習慣や望ましい食習慣は生活の活力の源であることから、運動やスポーツを通じた体力の向上や病気の予防、人格形成など心身両面の健康づくりを進め、学校・家庭・地域が連携しながら食生活の改善に向けた取組を更に充実させていきます。

また、道徳科や学級活動の授業等を通じて、規範意識や他者を思いやる心・態度を醸成するなど、心の教育を推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 体力づくり・スポーツ活動の推進

学年が進むに従って見られる運動習慣の二極化傾向の改善に向け、運動が苦手な子どもでも運動の楽しさや達成感を味わうことができるよう、体育学習の一層の充実を図るとともに、教科外の体育的活動も推進することで、運動が好きな児童、運動が得意な児童の育成に努めます。

また、地域住民主体による「総合型地域スポーツクラブ」と連携し、子どもたちが気軽にスポーツに取り組める場の確保を図るとともに、学校・家庭・地域と連携しながら、体力づくり・スポーツ活動の推進を図ります。

② 食育の推進

望ましい食習慣を身に付けることができるよう、家庭での食育を推進するほか、地域では、食に関する知識や理解を深めるため、農林漁業者、食品製造事業者、食育ボランティア等と連携した農業体験、食品製造施設見学、調理体験等の取組を進めます。

また、学校においては、栄養教諭の配置拡充を進め、教育活動の全体を通じて計画的に食育に取り組むとともに、給食への地場産食材の活用を図るほか、児童の朝食摂取率向上のため、摂取率が高い学校の優れた取組を共有する研修会を実施し、各校での実践を推進します。

施策2 家庭や地域の教育力の向上

家庭は基本的な生活習慣・生活能力、基本的倫理観などを身に付けさせる場であり、また、地域は様々な年齢・立場の人々との触れ合いの中で、社会性や公共心を身に付けさせることのできる場ですが、社会が多様化・複雑化する中で、家庭や地域の教育力の低下が指摘され、学校に過剰な役割が求められています。

このため、学校・家庭・地域が相互に連携し、社会全体で子どもの豊かな人間性や生きる力を育んでいくため、家庭教育への支援の充実や地域の教育力の向上を図ります。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 家庭教育支援体制の充実

不安や悩みを抱えている保護者等に対して適切な支援ができるよう、各学校等における教育相談体制の充実を図るとともに、PTAや市町村等とも連携を図りながら、出前講座での普及啓発や家庭教育支援指導者等研修会の実施などにより、家庭教育支援の充実を図ります。

② 地域教育支援体制の充実

子どもたちが、多様な活動機会等を通じて心身ともに健やかにたくましく育つことができる環境づくりを進めるため、児童館や放課後児童クラブ、放課後子ども教室における子どもの居場所づくりを推進するとともに、幅広い地域住民の参画により学校と地域双方向の連携・協働を図る「地域学校協働本部」の取組を促進します。

③ 家庭・地域におけるインターネット健全利用の推進

保護者や地域住民等を対象とした啓発講座を実施し、子どもたちのインターネット利用の特徴や実際のネットトラブルとその未然防止方法など、子どもたちの健全なインターネット利用を支えるために知っておくべきことを学ぶ機会を提供します。

④ 父親の育児参画の促進（再掲 P23）

男性の家事や子育てへの積極的な参画を促進するため、家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルや企業における従業員の仕事と家庭・育児等の両立支援に関する好事例を紹介するなど、仕事と子育ての両立に関する全県的な啓発を実施します。

施策3 安全・安心な環境の確保

本県の刑法犯の認知件数は、平成14年以降減少傾向にあるものの、児童買春や青少年健全育成条例違反など、子どもが被害者となる福祉犯事件や不審者による声掛け事案等が後を絶ちません。

また、スマートフォンをはじめとする携帯端末の普及により、大人から見えにくいインターネットという世界で、子どもが事件やトラブルに巻き込まれる事例も表面化しています。

こうしたことから、子どもの犯罪被害防止のための安全確保を図るとともに、安心して生活できる環境の整備を推進します。

【県内における子どもが被害者となる事件】

	H27	H28	H29	H30	R1
福祉犯法令検挙人員	39	41	44	52	48
青少年健全育成条例	19	23	13	21	25
児童買春・ポルノ法	12	8	16	24	16

【声掛け事案の件数】

	H27	H28	H29	H30	R1
児童生徒への声掛け事案等	198	178	239	292	229

(秋田県警察本部調べ)

施策を構成する柱と主な取組内容

① 安全・安心なまちづくり支援

子どもの交通安全を確保するための普及活動を引き続き推進するほか、子どもが被害者となる犯罪を未然に防止するため、警察官による街頭活動を強化するとともに、スクールサポーターや自主防犯活動団体による見守り活動を促進します。

また、危険に遭遇した子どもの一時的な保護と警察への通報を行う「子ども110番の家」への支援などにより、安全・安心なまちづくりを進めます。

② 消費環境への対応力の向上

子どもたちが消費者トラブルに巻き込まれることを防止するとともに、より豊かな生活や持続可能な社会の構築に向けて主体的に行動することができるようにするため、消費生活講座の開催や啓発冊子の作成・配布などによる学校への支援を推進し、消費者教育、金融教育の充実を図ります。

③ インターネットセーフティの推進

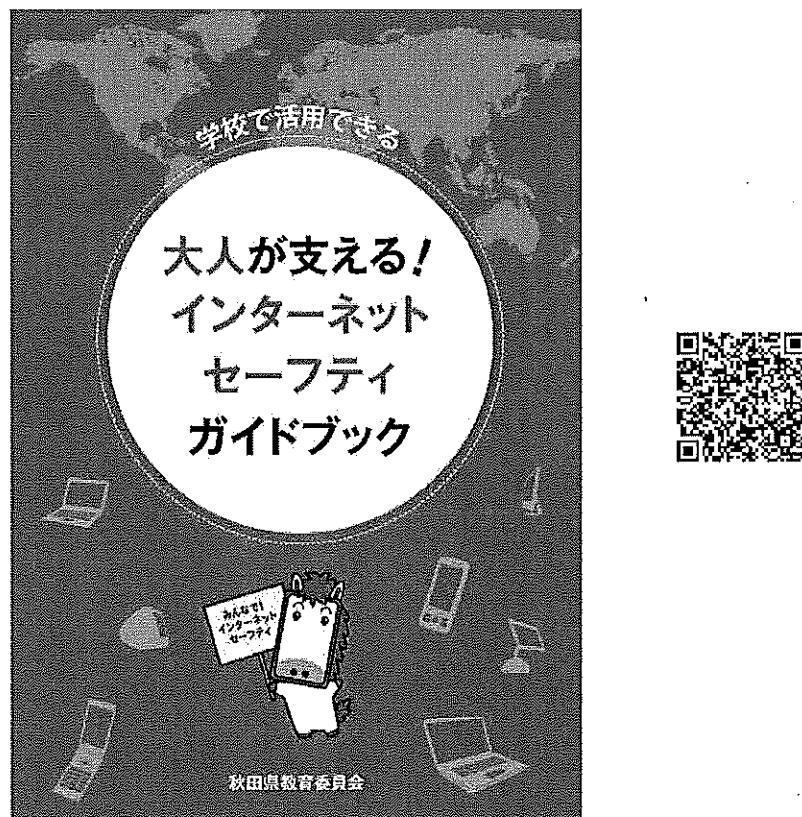
情報化社会における正しい判断や望ましい態度など情報リテラシーを育むため、学校における情報モラル教育を推進するとともに、子どもがインターネットの有害サイト等による被害に遭わないよう、フィルタリングの普及や、学校非公式サイトの監視等を進めます。

また、社会全体で子どもたちをインターネットによる有害情報やトラブル等から守り、安全で安心な利用環境を整える「インターネットセーフティ」について、ネットパトロールなど様々な取組を民間等との協働により推進します。

◆ 学校で活用できる 大人が支える！インターネットセーフティガイドブック ◆

県の公式ウェブサイトには、『インターネットセーフティガイドブック』を掲載しています。学校や家庭において、子どもたちに「インターネットセーフティ」を伝える基礎資料として、ぜひご活用ください。

URL : <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/26331>



施策4 要保護児童等への支援

障害のある子どものほか、児童虐待や児童ポルノに係る犯罪等の被害者となった子どもなど、様々な事情で健やかな成長を遂げていく上での困難を抱えたり、不利な立場に置かれたりしている子どもや保護者に対し、早期発見・早期解決を図るための体制整備や各種の支援を行います。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 障害のある子どもへの支援

特別支援学校においては、個別の支援計画や指導計画に基づき、それぞれの障害に応じた専門的な支援・指導を行うとともに、そのセンター的機能を生かして地域の小学校に在籍する児童やその保護者一人ひとりに応じた教育的支援を行います。

また、精神保健福祉センター(P81⑫)において、教職員や児童福祉施設職員等を対象とした研修会を開催し、不安や悩みを抱えやすい子どもの心に関する理解を促進し、支援につなげます。

② 発達障害のある子どもへの支援

発達障害のある子どもの早期発見と適切な相談・指導の充実強化を図るとともに、発達障害児に対する理解の促進に努めます。

また、各学校において発達段階に応じた適切な指導等を行うとともに、発達障害者支援センター(P81⑯)を核とした相談支援・発達支援等の地域支援体制の整備を図ります。

③ 児童虐待防止対策の推進（再掲 P24）

虐待による重大な事案の発生を防止するため、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、誰もが速やかに情報提供する責務があることのほか、匿名や地域の民生・児童委員を通じての情報提供も可能なことなどを、県内各地で行う児童虐待防止のための街頭キャンペーン等により周知を図ります。

また、児童虐待防止の推進に関する関係機関の連絡会議を開催するとともに、虐待の予防及び早期発見のための方策等について検討を行う虐待事案検証委員会や、市町村、児童相談所、民生委員等で構成される要保護児童対策地域協議会の一層の活用を図り、児童虐待の防止対策を地域全体で推進します。

④ 児童ポルノ等の犯罪対策の推進

子どもが児童買春や児童ポルノに係る犯罪等の被害者となることを防ぐため、保護者に対する啓発活動や児童に対する情報モラル教室の開催のほか、関係機関・団体と連携した携帯電話販売店に対するフィルタリング等の普及促進に向けた要請などの取組を推進します。

また、県内各警察署、「やまびこ電話」(P80⑦)等において、引き続き子どもに関する相談に応じます。

⑤ 社会的養護体制の充実（再掲 P25）

実親による養育が困難となった子どもが、正しい理解と温かい愛情のある家庭で生活を送り、将来の健全な生活基盤を築くことができるよう、里親制度の一層の周知を図るとともに、里親登録の推進、子どもとのマッチング、養育中の里親への訪問など、里親養育を一貫して支援します。

⑥ ひとり親家庭への支援（再掲 P26）

児童扶養手当などの経済的支援に加え、ひとり親家庭就業・自立支援センター(P82⑯)において、職業・生活相談や技能習得講習会などを実施し、自立に向けた支援を行います。

また、母子父子寡婦福祉資金の活用及び各種生活支援サービスにより、個々の実情に応じたきめ細かな生活支援や相談活動を推進します。

⑦ DV対策の推進（再掲 P26）

DVは重大な人権侵害であることを周知し、その防止対策を地域全体で推進するとともに、相談窓口である女性相談所(P81⑮)や各地域の配偶者暴力相談支援センターの相談機能を強化します。

また、配偶者暴力相談支援ネットワーク会議やDV防止対策連絡会議等を活用し、関係機関とより一層、連携を図りながら、被害者への支援体制の充実を図ります。

⑧ 子どもの貧困対策の推進（再掲 P27）

全ての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりが夢や希望を持って成長することができる地域社会を実現するため、子どもの貧困対策に取り組む民間団体等のネットワーク構築を支援しつつ、貧困状態にある子どもと子育て家庭を地域で支える気運の醸成を推進します。

3 義務教育期（6歳～15歳）

義務教育期は、子どもが将来、社会の中で主体的・創造的に生きていくことができるよう、小・中学校及び義務教育学校における学校教育を通して一人ひとりの子どもが資質・能力を伸ばし、豊かな心を育む時期ですが、一方で心身の発達や自分を取り巻く環境の変化等により、悩みや不安を抱え、心が不安定になりやすい時期でもあります。

また、この時期は社会人としての基盤を形成する大事な時期であることから、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら連携して子どもを育てることが必要です。

注) 「学童期」と「思春期」に共通する期間として、「義務教育期」を設け、「小・中学校の連携の推進」など、この期間に特化して取り組む施策を掲げています。

【取り組む施策とそれを構成する柱】

施 策	施策を構成する柱
施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none">①ふるさと教育の推進②確かな学力の定着③多様な体験活動の推進④環境・自然保護活動の推進⑤読書活動の推進⑥心の教育の推進⑦障害者理解の促進
施策2 小・中学校の連携の推進	<ul style="list-style-type: none">①基本的な生活習慣や学習習慣の定着②生徒指導の充実③学習指導の充実④特別な支援を要する子どもへの対応の充実⑤体系的なキャリア教育・情報モラル教育の推進
施策3 学校・家庭・地域の連携の推進	<ul style="list-style-type: none">①学校を核とした地域全体の教育力の向上②子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進③地域ぐるみの学校安全部体制の整備・推進④子どもたちの規範意識の醸成
施策4 いじめ防止と困難を有する子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none">①いじめ防止対策の推進②不登校対策の推進③教育相談環境の整備

施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

教育活動全体を通じて、基本的な生活習慣の確立、正義感や社会性の育成、思いやりの心や生命に対する畏敬の念のかん養など、人間としての生き方を重視した指導・援助を推進するとともに、児童生徒の自殺防止や障害者に対する理解の促進に取り組みます。

また、自ら学ぶ意欲が喚起される楽しい授業、実感を伴った「分かる授業」を実践するなどして、確かな学力の定着を図る学習指導を推進するほか、外部人材や地域の教育力を積極的に活用することにより、秋田の将来を担う傑出した人材や、国際化、情報化などの社会変化に主体的に対応できる人材の育成を推進します。

さらに、読書を通じて子どもたちの健全な心を育むため、学校や図書館等と連携し、子どもたちの読書活動を推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① ふるさと教育の推進

子どもが地域の自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、ふるさとについて新たな観点で認識されるとともに、地域の活性化に貢献する活動等に取り組ませることにより、心豊かで郷土愛に満ちた人間や、自ら学び自ら考える力、郷土や国際社会を主体的・創造的に生きぬくたくましい力を育成します。

② 確かな学力の定着

子どもの個性を生かし、子どもの多様性に応える教育活動を展開するため、小・中学校における少人数学習を推進します。

また、学習状況調査を活用した検証改善サイクルの確立や教育専門監の配置による優れた指導技術の波及等により、各学校の授業力を高め、子ども一人ひとりに確かな学力の定着を図るとともに、グローバルな視野と国際協調の精神を醸成し、世界に通用する英語コミュニケーション能力を育成します。

さらに、全ての小・中学校等に児童生徒一人一台ICT端末が整備されることを踏まえ、研修等により教職員のICT活用指導力の向上を図り、新たな教育環境を効果的に活用した学習を推進します。

③ 多様な体験活動の推進

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、秋田の豊かな自然環境や地域の人材を生かした自然体験、芸術・文化体験、農山漁村での宿泊体験、次世代エネルギー施設や保健・医療・福祉分野における体験活動を推進するほか、社会教育施設のセカンドスクール的利用を促進します。

④ 環境・自然保護活動の推進

身近な環境を大切にする活動、自然との触れ合い、森づくり活動等を通じて、郷土の豊かな自然を愛する心情や環境の保護及び地球温暖化やごみなどの環境問題に対する意識を育むよう、環境教育や自然保護活動を推進します。

⑤ 読書活動の推進

子どもたちが読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために、各教科等の授業において学校図書館の利活用を図ります。

また、県内全ての市町村で「子ども読書活動推進計画」が策定されるなど、読書活動推進の気運は高まっており、学校や図書館等と連携した県民運動を一層推進します。

⑥ 心の教育の推進

社会の一員としての規範意識や他者への思いやりの心をもって行動できるようにするため、道徳科や学級活動の授業等の充実を図ります。

また、児童生徒の自殺を防ぐため、困った時には保護者や教職員以外の人にもSOSを出せるよう児童生徒への指導を進めるとともに、教育相談体制の充実を図ることにより、子どもの出すSOSを確実に把握できるよう努めます。

⑦ 障害者理解の促進

特別支援学校と小・中学校等との計画的な交流及び共同学習、障害理解授業や居住地校交流の実施により、障害等への理解を促進します。

また、障害のある児童生徒の地域貢献活動や地域行事への積極的な参加を推進します。

施策2 小・中学校の連携の推進

小・中学校における学習指導、生徒指導等の充実を図り、義務教育9年間を通した連続性のある教育活動を展開するため、小・中学校間において教員の授業交流・合同研修・情報交換や、子どもたちの交流活動等を行うなど、小・中学校の連携を推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 基本的な生活習慣や学習習慣の定着

子どもたちが基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けることができるよう、発達段階に応じた指導計画を作成し、義務教育9年間を通した体系的・組織的な取組を推進します。

② 生徒指導の充実

子どもの実態や子どもを活躍させるための指導方法等について、小・中学校間で情報交換や共通実践するなど、子どもの自己肯定感・自己有用感を高めるための取組を推進します。

また、「中1不登校」の未然防止を図るため、適切な支援に向けた引き継ぎを着実に行うとともに、中学校への体験入学や小・中学校教員の情報交換、子どもたちの交流活動等を推進します。

さらに、小・中学校の児童生徒及びその保護者が必要とするときに、中学校に配置するスクールカウンセラーと教育事務所(P78③)に配置する広域カウンセラー等に相談できるよう、カウンセラーの配置の適正化を図るとともに、積極的な活用につながる広報活動を充実させます。

③ 学習指導の充実

小・中学校教員の授業交流や合同研修、小・中学校の子どもの交流授業等を通じて、「学びの連続性」を意識した学習指導の工夫改善の取組を推進します。

④ 特別な支援を要する子どもへの対応の充実

障害等のある特別な支援を要する子どもに対しては、一人ひとりの教育的ニーズを十分に考慮し、個別の指導計画や支援計画を活用して、小学校から中学校に引き継ぎ、指導・支援の円滑な移行を行うなどの取組を推進します。

また、外国人児童生徒等に対しては、日本語の指導や学校生活への適応の支援を行い、必要に応じて教員を追加配置するほか、個々の履修状況や理解状況に応じた指導を実施します。

⑤ 体系的なキャリア教育・情報モラル教育の推進

子どもの発達段階を踏まえた連続した指導・支援を行うため、小・中学校の教員が相互に子どもの実態や指導内容等について情報交換し、指導計画を作成するなど、小・中学校9年間を通したキャリア教育・情報モラル教育を推進します。

施策3 学校・家庭・地域の連携の推進

子どもたちの健全育成のため、子どもたちを取り巻く生活環境や地域の実態をきめ細かく把握し、学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 学校を核とした地域全体の教育力の向上

地域住民の特技等を生かして、地域の教育力を学校教育に活用することで、子どもたちの学びを豊かにするとともに、幅広い地域住民の参画により学校と地域双方向の連携・協働を図る「地域学校協働本部」や、「地域とともににある学校づくり」を進めるコミュニティスクール等の取組を進め、地域全体で教育の向上に取り組む体制づくりを推進します。

② 子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進

心豊かな子どもたちを育む環境づくりのため、学校の余裕教室や社会教育施設等で、地域の教育力を活用して交流活動や学習活動、体験活動などの取組を行う「放課後子ども教室」等を実施して、放課後や週末の安全・安心な居場所づくりを推進します。

③ 地域ぐるみの学校安全体制の整備・推進

P T A、スクールガード、地域のボランティア等が連携し、通学路における街頭指導、地域の危険箇所の点検など、子どもたちの登下校時の安全・安心を確保するための取組を推進します。

④ 子どもたちの規範意識の醸成

学校、家庭、地域が連携を深め、日常的に情報を共有して組織的な指導・支援を行うなど、子どもたちに基本的な生活習慣や社会の一員としての規範意識、責任を身に付けさせる取組を推進します。

施策4 いじめ防止と困難を有する子どもへの支援

近年、家庭の生活困窮が原因で貧困状態にある子どもへの対応が問題となっています。

また、悩みや不安を抱える子どもや人間関係をうまく築くことができない子どもが増加しており、いじめ問題や不登校が表面化しています。

こうしたことから、子どもの貧困やいじめ・不登校の未然防止、即時対応等の取組の充実を図るとともに、子どもの悩みや不安を受け止め、心のケアや適切な支援を行う取組を推進します。

【県内小・中学校におけるいじめの状況（国公立小・中学校）】

	H28	H29	H30	R1
いじめの認知件数（小）	1,826	2,194	3,171	3,427
いじめの認知件数（中）	672	634	821	744
計	2,498	2,828	3,992	4,171

【県内小・中学校における不登校の状況（公立小・中学校）】

	H28	H29	H30	R1
不登校児童数（小）	117	144	205	240
不登校生徒数（中）	515	581	714	715
計	632	725	919	955

(秋田県義務教育課調べ)

施策を構成する柱と主な取組内容

① いじめ防止対策の推進

全教育活動を通じて、いじめを許さない学校づくりに取り組むとともに、未然防止に効果のある児童会・生徒会が主体的に行ういじめ防止の取組を推進することなどを通して、子ども同士の好ましい人間関係を形成する絆づくりの取組や子どもの自己有用感を高める指導の充実を図ります。

また、いじめを認知した際は、即時に事実確認し、担任教師はもとより、対策委員会を開催するなど学校全体で組織的に対応し、いじめを受けた側・行った側双方の本人とその保護者に対して、いじめは重大な人権侵害であることを踏まえて適切な指導・援助を行い、解決に努めます。

② 不登校対策の推進

不登校の未然防止を図るため、授業や諸活動において、子ども一人ひとりが活躍する場や他者から認められる場を意図的に設けるなど、子どもの居場所づくりや絆づくりにつながる取組を推進します。

また、校種間等の連携を強化し、幼稚園・保育所等から小学校、小学校から中学校への円滑な移行を図り、不登校等の未然防止の取組を推進するほか、不登校の子どもに対しては、対策委員会を中心に指導・援助の計画を策定し、役割分担するなど学校全体での組織的な対応を行います。

このほか、「スペース・イオ」の設置や「あきたリフレッシュ学園」への支援により、不登校の子どもたちを対象とした心の居場所の提供と学びのサポートを行います。

③ 教育相談環境の整備

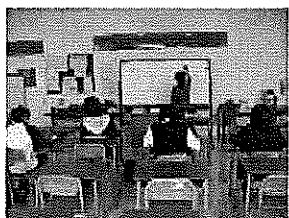
スクールカウンセラー、広域カウンセラーなどの相談員の配置や「すこやか電話」(P78 ②)等の相談電話の設置により、いじめや不登校等で不安・悩みを抱えている子どもや保護者が気軽に相談できる環境を整備します。

★ スペース・イオ ★

スペース・イオは、不登校の小学生、中学生及び中学校卒業後の子どもたちを対象として、安心して過ごすことができる「心の居場所」を提供し、学習支援を行います。

【場所】

秋田明徳館高等学校「スペース・イオ」	(秋田市中通二丁目1番51号)
大館鳳鳴高等学校桜楯館「スペース・イオおおだて」	(大館市柄沢字狐台52番地2)
角館高等学校駒草キャンパス「スペース・イオかくのだて」	(仙北市角館町小館77番地2)
横手高等学校青雲館「スペース・イオよこて」	(横手市前郷二番町10番1号)



4 思春期（13歳～おおむね18歳）

思春期は、子どもから大人へ成長する過程の中で、自立した社会生活を送る上で基礎となる社会規範や様々な知識・能力を習得しながら、自我に目覚め自己の将来について模索する時期です。

他方、急激な心身の成長により、多くの不安や悩み、要求などを抱え精神的に不安定な時期でもあります。

このため、心身の健康の保持増進を図るとともに、豊かな人間性を育みながら、社会的自立に向けキャリア教育を推進することが必要です。

また、この時期における若者は、中学校卒業までは義務教育期という画一した過程をたどりますが、中学校卒業後は、「就職する者」、「高校に進学する者」、「高校を中退し別の道を歩む者」、「通信教育等で大学進学を目指す者」など、様々な道へ進むことから、社会を構成する一員であるとの自覚を早い時期から促していく必要があります。

【取り組む施策とそれを構成する柱】

施 策	施策を構成する柱
施策1 心身の健康づくりの推進	<p>①体力づくり・スポーツ活動の推進</p> <p>②心の健康づくり・自殺予防の推進</p> <p>③性教育の推進</p> <p>④薬物乱用防止教育等の推進</p>
施策2 個性と創造力を育む教育の推進	<p>①学校教育の充実</p> <p>②多様な体験活動の推進</p> <p>③環境・自然保護活動の推進（再掲）</p> <p>④地域とともにある学校づくり</p> <p>⑤多様な選択を可能にする教育の充実</p>
施策3 ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成	<p>①ふるさとへの愛着の醸成</p> <p>②国際理解の促進</p> <p>③国際交流の促進</p>

施 策	施策を構成する柱
施策 4 社会参加・参画機会の拡大	①ボランティア活動の促進 ②文化活動の推進 ③子ども・若者の「声」の反映
施策 5 社会への旅立ちの支援	①職業意識の形成支援 ②職場体験・インターンシップの充実 ③進路指導・職業相談・就職支援の充実 ④奨学金制度による経済的負担の軽減
施策 6 無業の若者・障害のある若者等への支援	①無業の若者への支援 ②障害のある若者への支援 ③発達障害のある若者への支援 ④社会的養護体制の充実（再掲） ⑤ひとり親家庭への支援（再掲） ⑥子どもの貧困対策の推進（再掲）
施策 7 若者を非行・事件から守る取組	①健全育成運動の推進 ②非行防止活動の促進 ③インターネット利用による被害等の防止 ④児童虐待防止対策の推進（再掲） ⑤DV対策の推進（再掲） ⑥児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進 ⑦立ち直りへの支援

施策1 心身の健康づくりの推進

本県の中・高校生の体力合計点や体格は、ともに全国平均値より高い状況を維持していますが、夜型生活、朝食の欠食、運動する者としない者の二極化傾向など、生活習慣が憂慮される者もいます。

また、本県の未成年者（15歳以上20歳未満）の人工妊娠中絶率は平成14年以降低下傾向にあり、現在では全国平均を下回り、取組の一定の成果が見られますが、様々な情報端末を利用した性犯罪等に巻き込まれる危険性はあります。

こうしたことから、学校・家庭・地域が連携して適切な指導を行うことにより、生徒に望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、健康に関する正しい知識や判断力を身につけ、適切な意思決定と行動選択ができる生徒を育成します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 体力づくり・スポーツ活動の推進

生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育てることができるよう、体育学習の一層の充実とともに、運動する機会の保障と充実を図ります。

また、「総合型地域スポーツクラブ」と連携し、誰もが気軽にスポーツに取り組める場の確保を進めるとともに、学校・家庭・地域と連携しながら、体力づくり・スポーツ活動の推進を図ります。

② 心の健康づくり・自殺予防の推進

生徒の心身の健康問題について、適切な相談活動や保健指導ができるよう精神科医による事例検討会や相談活動を実施し、教職員の資質の向上を図るほか、道徳教育や様々な体験活動を通じて命を大切にする心を育み、日常生活で生じる様々な問題に対応できるよう、ストレスに対処する能力や社会生活に必要な能力を育てます。

また、生徒の自殺を防ぐため、困った時には保護者や教職員以外の人にもSOSを出せるよう生徒への指導を進めるほか、教育相談体制の充実を図ることにより、子どもの出すSOSを確実に把握できるよう努めます。

③ 性教育の推進

思いがけない妊娠や性に関する問題について気軽に相談できる「こころとからだの相談室」(P81⑯)を開設し、産婦人科医による相談活動を行うなど相談体制の充実を図るとともに、産婦人科医を講師とした性教育講座等の開催により、性に関する正しい知識の普及を図ります。

④ 薬物乱用防止教育等の推進

警察や薬剤師等の専門家を講師とした薬物乱用防止教室の開催や、学校における教科等の教育活動などを通して、喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及と適切な行動選択ができる能力の向上を図ります。

◆ 薬物乱用防止運動 ◆

全国で覚醒剤・大麻の乱用や薬物乱用者の低年齢化が社会問題となっている中、本県では薬物乱用防止運動として、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動と麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施し、青少年を中心に啓発を行っています。

① 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

官民一体で行う薬物乱用防止活動や、国連総会決議に基づく「6. 26 国際麻薬乱用撲滅デー」の周知により、国民一人ひとりの意識を高め、薬物乱用の未然防止を図る運動です。

・実施期間：毎年6月20日から7月19日まで



② 麻薬・覚醒剤乱用防止運動

麻薬、覚醒剤の他に大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用による危害について広く国民に周知し、国民一人ひとりの認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用の根絶を図る運動です。

・実施期間：毎年10月1日から11月30日まで

施策2 個性と創造力を育む教育の推進

全国学力テスト（全国学力・学習状況調査）において、本県の小・中学生は12回連続で全国トップレベルの成績を収めました。今後は、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、問題を見出し、解決していく力が一層求められています。

こうしたことから、外部人材や地域の力を積極的に活用することにより、秋田の将来を担う傑出した人材や、独創性・創造性・多様性に富む人材の育成を推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 学校教育の充実

子どもの個性を生かし子どもの多様性に応える教育活動を開拓するため、小学校に引き続き中学校においても少人数学習を推進します。

高校においては、各校の進路指導の取組をキャリア教育推進協議会や12高校進学指導協議会等で情報交換するほか、大学等の情報を共有するなど、高校間連携による進路指導の充実を図ります。

また、全ての生徒にICT端末を配付することから、電子黒板などのハード整備を進めるとともに、研修等により教職員のICT活用指導能力の向上を図り、ICTを活用した学習活動を推進します。

② 多様な体験活動の推進

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、秋田の豊かな自然環境や地域の人材を生かした自然体験、芸術・文化体験、農山漁村での宿泊体験、次世代エネルギー施設や保健・医療・福祉分野における体験活動を推進します。

また、高校においては、農林業等に関わるインターンシップやボランティア活動などの体験活動を推進します。

③ 環境・自然保護活動の推進（再掲 P38）

身近な環境を大切にする活動、自然との触れ合い、森づくり活動等を通じて、郷土の豊かな自然を愛する心情や環境の保護及び地球温暖化やごみなどの環境問題に対する意識を育むよう、環境教育や自然保護活動を推進します。

④ 地域とともにある学校づくり

地域の教育力を活用し、子どもたちの学習や学校の安全管理等を行う取組を支援するため、「地域学校協働本部」など、幅広い地域住民の参画により学校と地域双方向の連携・協働を図る取組を促進します。

⑤ 多様な選択を可能にする教育の充実

本県の少子化や人口減少の状況について理解を深めるとともに、性別にかかわりなく、多様な分野で男女それぞれの個性と能力を発揮できる社会を創造していくため、副読本の活用を図りながら、男女共同参画や多様な生き方、さらには将来のライフプランについて考える教育の充実を図ります。

◆ 秋田県水と緑の森づくり税 ◆

県では、「ふるさと秋田」の多様な森林を将来にわたって健全に守り育てていくため、平成20年4月から「秋田県水と緑の森づくり税」を導入しました。この税金は、森林環境保全の取組のほか、次代を担う子どもたちが、森林の持つ様々な公益的機能を理解するための森林環境学習等に充てられています。

URL : <https://common3.pref.akita.lg.jp/mizumidori/>



施策3 ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成

グローバル化が進展する中で、多様な価値観や異なる文化を持つ人との交流機会が増えています。

子ども・若者がふるさとの文化・歴史等を知ることや国際的視野を培うことにより、どのような場面にあっても自らの考え方や意見を表明できる能力を養うとともに、国際理解の促進を図ります。

施策を構成する柱と主な取組内容

① ふるさとへの愛着の醸成

ふるさとのよさを発見し、ふるさとへの愛着心を持ち、ふるさとに生きる意欲が高まるよう、子どもたちが秋田の自然、歴史、文化、人材等と触れ合う機会を充実させ、ふるさとについて新たな観点で認識を深めるとともに、地域の課題や展望について考え方地域の活性化に貢献する活動等を促進します。

② 国際理解の促進

学校や公民館へ国際交流員を派遣して海外の文化などを紹介したり、友好提携先との派遣や受入れによる相互交流事業により、青少年の海外への関心を高め、グローバル社会で活躍できる国際感覚や世界的視野を身に付けた人材の育成を図ります。

また、外国人と触れ合う機会を通して、国籍や民族の違いを超え、互いの文化的背景や考え方などについて理解を深めます。

③ 国際交流の促進

生徒の発達段階に応じたイングリッシュキャンプを実施し、異文化への理解を深め、国際感覚をかん養するとともに、英語による自己表現などのコミュニケーション能力の向上を図ります。

施策4 社会参加・参画機会の拡大

地域社会は、若者が主体的に活動することで豊かな感性や社会性を培う場でもあることから、地域社会の一員であることの自覚を高め、社会的に自立した大人へと成長するよう社会参加及び参画機会の拡大を図ります。

	H27	H28	H29	H30	R1
高校生のボランティア活動参加人数	8,927	8,552	10,255	10,110	8,419

(秋田県高校教育課調べ)

施策を構成する柱と主な取組内容

① ボランティア活動の促進

子どもたちが地域づくり活動や市民活動に参加するための環境を整え、地域の様々な活動に興味を持ち、地域活動に取り組もうとする意識を醸成するとともに、青少年育成団体による青少年の社会貢献活動を支援します。

また、ボランティア活動に関する協議会において、連絡・調整、情報交換を行いながら、各地域における学校間、事業所・福祉施設などの関係諸機関との連携を密にして、体験活動の充実を図ります。

② 文化活動の推進

高校生による秋田ならではの文化活動を地域づくりに生かすことや、青少年劇場など学校での芸術鑑賞機会の充実により、次世代を担う子どもたちが豊かな感性や人間性を育む環境づくりを進めます。

③ 子ども・若者の「声」の反映

子ども・若者が自らの体験や活動を通して感じたことや考えさせられたことを発表する機会を提供するため、青少年育成団体が主催する「少年の主張県大会」を共催します。

施策5 社会への旅立ちの支援

雇用環境は改善しつつありますが、将来に不安を抱く子ども・若者は増加しています。子ども・若者が、将来どのような進路を選択するにしても、自らの夢を実現させることができるように、早い段階からキャリア教育を進めることで、望ましい勤労観や職業観を確立させるとともに、きめ細かな就職支援を行います。

	H27	H28	H29	H30	R01
高校生の県内就職率（%） (公私立、全日制・定時制)	64.8	65.0	66.9	65.3	67.8

(文部科学省「学校基本調査」)

施策を構成する柱と主な取組内容

① 職業意識の形成支援

生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、勤労観や職業観を育むため、学校の教育活動全体を通したキャリア教育の充実に努めるとともに、キャリア教育の推進に関する協議会等を通して各学校の優れた取組の共有を図ります。

また、業種の区別なく県内企業の魅力を深く知ってもらうほか、職業意識の醸成を促進し、将来の職業選択に資するため、高校1年生を対象とした職場見学やセミナーを引き続き実施するとともに、中学生や高校生向けの地元企業ガイダンス等を開催します。

② 職場体験・インターンシップの充実

地域企業や関係機関と連携し、職場体験を通じて就業意欲の向上を目指す取組を実施します。

また、働くことの重要性や意義についての理解を促進し、確かな勤労観や職業観を養うため、高校2年生の全生徒を対象としたインターンシップ等の体験活動を促進します。

③ 進路指導・職業相談・就職支援の充実

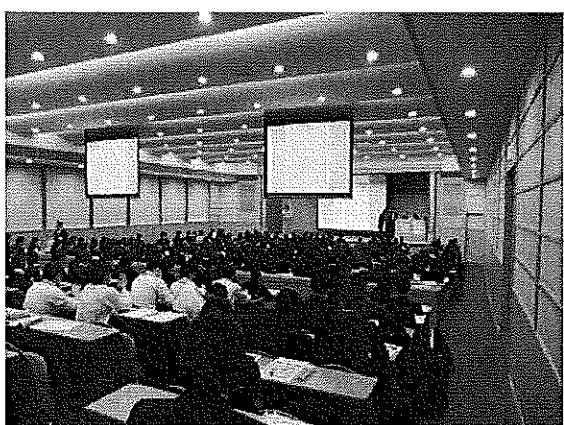
新規高卒者の県内就職を促進するため、関係機関と連携しながら、県内企業におけるきめ細かな求人の掘り起こしや求人・求職のミスマッチが起きないようにするために情報交換会や面接会を開催します。

また、キャリア探究アドバイザーの配置によるキャリア教育を継続するとともに、県内就職を目指す高校生に対しては、コミュニケーションセミナーによる能力開発や各種資格取得に向けた支援を行います。

④ 奨学金制度による経済的負担の軽減

(公財)秋田県育英会を通し、奨学金の貸与を行い、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。特に、多子世帯における大学進学時などの経済的不安を解消するため、家計負担のピークに合わせた奨学金制度により支援します。

【コミュニケーションセミナー】



【企業ガイダンス】



【インターンシップ】



【地域振興局ごとの企業説明会】



施策6 無業の若者・障害のある若者等への支援

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者は、義務教育段階を卒業してしまうと、社会との接点が途切れてしまい、困難を抱えた状態が長期化・固定化する恐れがあります。

このため、こうした若者の置かれた状況に応じたサポートを行うほか、障害や発達障害のある若者に対して、相談支援・就労支援体制の強化を図ります。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 無業の若者への支援

中学校・高校を卒業後、進学も就職もしていない若者に対し、進路等の相談への対応や、就職に必要な知識・技能を習得する場の紹介のほか、適切なカウンセリングの実施などの支援を行います。

また、中途退学者については、教育関係機関と地域若者サポートステーション(P83⑦)との連携により、社会的・職業的自立に向けた活動への支援を引き続き実施します。

② 障害のある若者への支援（一部再掲 P34）

生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたキャリア教育や進路指導の充実に努めるとともに、関係機関等との連携による職業教育や就労支援を実施するなど、障害等のある生徒の社会的・職業的な自立に向けた支援を行います。

また、精神保健福祉センター(P81⑫)において、教職員や児童福祉施設職員等を対象とした研修会を開催し、不安や悩みを抱えやすい子どもの心に関する理解を促進し、支援につなげます。

③ 発達障害のある若者への支援

発達障害者支援センター(P81⑯)が核となって、医療、保健、福祉、教育関係機関等が連携し、発達障害のある子どもやその家族の相談に応じながら、切れ目のない支援を引き続き実施します。

④ 社会的養護体制の充実（再掲 P25）

実親による養育が困難となった子どもが、正しい理解と温かい愛情のある家庭で生活を送り、将来の健全な生活基盤を築くことができるよう、里親制度の一層の周知を図るとともに、里親登録の推進、子どもとのマッチング、養育中の里親への訪問など里親養育を一貫して支援します。

⑤ ひとり親家庭への支援（再掲 P26）

児童扶養手当などの経済的支援に加え、ひとり親家庭就業・自立支援センター(P82⑥)において、職業・生活相談や技能習得講習会などを実施し、自立に向けた支援を行います。

また、母子父子寡婦福祉資金の活用及び各種生活支援サービスにより、個々の実情に応じたきめ細かな生活支援や相談活動を推進します。

⑥ 子どもの貧困対策の推進（再掲 P27）

全ての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりが夢や希望を持って成長することができる地域社会を実現するため、子どもの貧困対策に取り組む民間団体等のネットワーク構築を支援しつつ、貧困状態にある子どもと子育て家庭を地域で支える気運の醸成を推進します。

施策7 若者を非行・事件から守る取組

少子化・核家族化の進行は、子ども・若者のコミュニケーションの機会を減少させ、対人関係能力の低下などの要因となっています。

また、インターネットの急速な普及により、子ども・若者が保護者の知らないうちに犯罪等に巻き込まれるケースも増加しています。

子ども・若者を非行や事件から事前に守るためにには、親子の日常的な触れ合いの機会を増やし子どもたちの変化にすばやく気づくことや、男女が性差についての理解を深めお互いを尊重するための教育などが必要です。

こうした取組と併せ、非行を犯したり、犯罪被害に遭った子ども・若者への立ち直り支援も大切です。

	H27	H28	H29	H30	R1
県内児童買春・児童ポルノ検挙人員	12	8	16	24	16

(秋田県警察本部警調べ)

施策を構成する柱と主な取組内容

① 健全育成運動の推進

少年非行は、少年が自分の居場所を見出せず孤立化し、あるいは疎外感を抱いていることが背景としてあることから、家族同士が触れ合う機会を拡充し、お互いの立場を理解し合うための「あきた家族ふれあいサンサンデー運動」や、地域住民の声かけによる「あつたか声かけ運動」などの青少年健全育成運動を、青少年育成団体などと連携し、県民一体となって推進します。

② 非行防止活動の促進

子ども・若者の健全な育成を阻害する恐れのある興行や書籍等については、表現の自由を十分尊重しつつ、青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年県条例第33号）に基づき規制するほか、学校での非行防止教室の開催や街頭補導活動により、非行・被害防止活動を推進します。

③ インターネット利用による被害等の防止

インターネット上には、残酷な暴力シーンや過激な性描写を含むものなど、子どもに有害な影響を与える情報が氾濫しているほか、近年、スマートフォンからSNS等を利用して子どもが性犯罪の被害に遭う事例が後を絶たない状況にあります。また、SNS等はコミュニケーションツールとしては便利である一方、安易な利用によりいじめにつながる恐れもあるほか、親のクレジットカード情報をを利用して多額の請求を受けるなどの事例もあります。

このため、社会全体で子どもたちをインターネットによる有害情報やトラブル等から守るとともに、子どもがいじめによる加害者になることのないよう、安全で安心な利用環境を整える「インターネットセーフティ」について、ネットパトロールなど様々な取組を民間等との協働により推進します。

また、子どもだけではなく、保護者が子どもの利用するSNS等の実態や危険性を理解することができるよう、子どもを対象とした情報モラル教室や保護者を対象とした講話を開催するほか、関係機関・団体等と連携してフィルタリングの普及促進やインターネットの安全利用に関する街頭キャンペーン等に取り組みます。

④ 児童虐待防止対策の推進（再掲 P24）

虐待による重大な事案の発生を防止するため、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、誰もが速やかに情報提供する責務があることのほか、匿名や地域の民生・児童委員を通じての情報提供も可能なことなどを、県内各地で行う児童虐待防止のための街頭キャンペーン等により周知を図ります。

また、児童虐待防止の推進に関する関係機関の連絡会議を開催するとともに、虐待の予防及び早期発見の方策等について検討を行う虐待事案検証委員会や、市町村、児童相談所、民生委員等で構成される要保護児童対策地域協議会の一層の活用を図り、児童虐待の防止対策を地域全体で推進します。

⑤ DV対策の推進（一部再掲 P26）

DVは重大な人権侵害であることを周知し、その防止対策を地域全体で推進するとともに、相談窓口である女性相談所（P81⑯）や各地域の配偶者暴力相談支援センターの相談機能を強化します。

また、配偶者暴力相談支援ネットワーク会議やDV防止対策連絡会議等を活用し、関係機関とより一層連携を図りながら、被害者への支援体制の充実を図ります。

さらに、互いを尊重し合う人間関係を築けるように豊かな心を育てるとともに、デートDV予防について、生徒が加害者・被害者にならないように、各校においてデートDV予防教室を実施するなど、予防教育を推進します。

⑥ 児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進

SNSの利用等による生徒の性犯罪被害を未然に防止するため、被害につながるおそれのあるSNS上の不適切な書き込みに対して注意喚起する広報啓発活動を行います。

また、県内各警察署、「やまびこ電話」(P80⑦)等の相談窓口において子どもに関する相談を受理し、適切に対応します。

⑦ 立ち直りへの支援

再び非行に走りかねない状況にあるにもかかわらず、関係機関への相談や支援を求めることのない少年が潜在している可能性があることから、積極的に声を掛け、再非行を防止するための立ち直り支援活動を引き続き実施します。

また、ボランティア活動や美化活動などの社会参加活動、学習支援、スポーツ交流、農業体験、料理体験等の活動を通じて、少年に自己肯定感や達成感を抱かせるとともに、規範意識を向上させる取組を推進します。

★ 若者の居場所 ★

県内各地には、社会的自立に困難を抱える若者が気軽に訪れることができる「若者の居場所」が設置されています。ここでは、家庭や学校、職場とは異なる、自由に過ごせる居場所を若者に提供しています。

URL : <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/36805>



※ P83⑧参照



5 青年期（おおむね18歳～30歳代）

青年期は自己形成を図り、年齢にふさわしい社会常識や規範意識を身に付け、一職業人として社会へ一步を踏み出したり、更に高い専門分野の学問を目指したりしながら、それぞれの立場で地域社会の発展を担っていく中核的な役割が求められる時期です。

また、様々な出会いでパートナーを得て家庭を築き、新たな生命を育みながら次代に引き継いでいく時期でもあります。

こうした一方で、社会に適合できず自己の殻の中に閉じこもってしまう若者や、就職したくても職に就けない若者もいます。

若者が自己の人生を意義あるものに感じ、主体的な生き方ができるよう、様々な観点から支援していく必要があります。

【取り組む施策とそれを構成する柱】

施 策	施策を構成する柱
施策1 職業能力開発・就労等の支援	<p>①就業のための能力開発支援</p> <p>②県内定着・回帰に向けた支援</p> <p>③起業家意識の醸成と起業活動への支援</p>
施策2 多様な学びの場の確保	<p>①社会人の学習機会の提供</p> <p>②高等教育機関による学びの機会の提供</p> <p>③芸術・文化に親しむ機会の充実</p> <p>④環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供</p>
施策3 地域の活力を担う若者への支援	<p>①ボランティア・NPO活動等への参加促進</p> <p>②若者文化への支援</p> <p>③地域で主体的に行動する若者の育成・支援</p>

施策4 出会いと結婚・子育て等の支援	①出会いと結婚への支援 ②企業における独身従業員の結婚支援の促進 ③企業における仕事と育児・家庭の両立支援の促進 ④ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進
施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援	①若者の自立に向けたサポート ②障害のある若者の支援及び学びの機会の充実 ③ひきこもり対策の推進 ④職場におけるメンタルヘルス対策の促進

◆ Aターン就職マッチング支援サイト あきた就職ナビ ◆

あきた就職ナビでは、本県へのAターン就職のための、情報提供を行っています。Aターン登録をすると、県内就職に関する各種情報を受け取ることができます。

URL : <https://www.furusato-tei.ju.jp/>



公認認定人
秋田県ふるさと定住機構

Aターン就職マッチング支援サイト
あきた就職ナビ

秋田県の
企業・法人情報
満載!

秋田県の
企業・法人情報
満載!

Aターンフェアの様子

ネットではなかなか
本当の魅力が伝わる!

Aターン就職マッチング支援サイト
あきた就職ナビ

施策1 職業能力開発・就労等の支援

企業では競争に打ち勝つための多様で高度な技能・技術を有する人材を求めていることから、こうした産業人材を育成・確保するための職業訓練を実施するとともに、若年無業者、離職者等の求職者に対しては職業能力の開発や職場定着などへの支援を行います。

また、大学生やAターン就職希望者など、若者の県内定着・回帰を促進するため、県内就職に向けた企業情報等を様々な広報媒体を活用し発信するとともに、県内企業とのマッチング機会の拡大を図ります。

	H27	H28	H29	H30	R1
Aターン就職者数	1,080	952	1,128	1,134	1,058

(秋田県移住・定住促進課調べ)

施策を構成する柱と主な取組内容

① 就業のための能力開発支援

地域ニーズに対応した即戦力となる技能者・技術者を育成するため、新規学卒者に対する職業訓練や技能検定を実施するほか、離転職者に対しては、ハローワーク(P82④)や関係機関と連携した職業能力開発により早期再就職を支援します。

また、農林漁業に従事しようとする若者に対し、技術習得のための研修をはじめとした各種支援を行います。

さらに、いわゆる就職氷河期世代の若者に対し、ハローワーク等と連携しつつ、就職や正社員転換に向けた職業訓練等を実施します。

② 県内定着・回帰に向けた支援

大学生等の県内就職を促進するため、県就活情報サイト「KochiAke(こちあけ)！」により県内企業情報や就職支援情報等の提供を行うとともに、合同就職説明会や面接会など、学生と県内企業とのマッチング機会の拡大を図るほか、県内企業に就職する新卒者等の奨学金返還額の一部を助成するなど、若者の県内定着・回帰に向けた経済的支援を行います。

また、社会人のAターン就職の促進については、Aターン就職マッチング支援サイト「あきた就職ナビ」の活用促進を図るとともに、就職マッチングフェアの開催や首都圏相談窓口「Aターンプラザ秋田」による就職あっせんを引き続き実施します。

③ 起業家意識の醸成と起業活動への支援

高校生や大学生を対象とした起業体験の実施等による起業家意識の醸成や人材育成を図るほか、商工団体と連携し、起業に関するセミナーの開催や起業時に要する初期投資費用への支援、その後のフォローアップなど、起業前から起業後まで切れ目のない支援を行います。

◆ 秋田県就活情報サイト KocchAke (こちあけ) ! ◆

「秋田が好きだから、秋田で就職したい」

「ふるさとに貢献できるような仕事がしたい」

「家族のそばで暮らしたい」

こうした就職活動中の方と県内企業をつなげることを目的とした、“秋田県就活情報サイト”です。企業情報や採用情報だけでなく、インターンシップ情報や働く先輩社会人の声、企業のPR動画などを掲載していますので、本県での就職に興味のある方はぜひご活用ください。

URL : <https://kochake.com/>



The screenshot shows the homepage of the KocchAke website. At the top, there is a banner for the "秋田県オンライン就活応援チャンネル" (Autumn Tohoku Online Job Support Channel) from October 2021 to March 2022. Below the banner, there is a large image of a building with the text "横手商工会議所". On the right side, there is a section titled "HOW TO 就活 GUIDE" featuring a woman's profile. The bottom of the page has a search bar with the placeholder "Q 検索する" and a button labeled "573".

施策2 多様な学びの場の確保

多様化・高度化する県民の学習ニーズに対応し、生涯学習を推進するため、県内各地で体系的かつ総合的な学習の機会を提供するとともに、高等教育機関が持つ知的資源を地域に還元する取組を促進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 社会人の学習機会の提供

県民の多様で高度な学習ニーズに対応するため、「あきたスマートカレッジ」の実施など、県内各地で体系的かつ総合的な学習の機会を提供するとともに、生涯学習に携わる県民が、地域を元氣にする学びの場づくりの中心として貢献できるよう、その取組を支援します。

② 高等教育機関による学びの機会の提供

大学等高等教育機関における高校生向けの高大連携授業や県民を対象とした公開講座の開催など、それぞれの高等教育機関の特色を活かした多様な学びの機会の提供を支援します。

③ 芸術・文化に親しむ機会の充実

県民が“ふるさと秋田”的よさを学び、生涯にわたって心豊かな生活を送るため、美術館や博物館等において魅力的な展覧会や各種教室などを開催し、優れた芸術・文化に親しむ機会を提供します。

④ 環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供

市町村、学校及び住民団体が主催する環境保全に関する講演会や学習会などに対し、講師・指導者等を派遣します。

また、環境保全に関わる情報を県民に発信するとともに、環境保全を総合的な視点から考え方指導することができる地域の環境保全活動のリーダーとなる人材を育成する講座を開催するなど、環境・自然保護活動に関する学びの機会を提供します。

施策3 地域の活力を担う若者への支援

少子化や過疎化の進行に伴い、地域社会には様々な課題が生じていますが、秋田の未来を担う大学生をはじめとする若者が積極的に社会・文化活動や地域課題に取り組むことは、活力ある社会を形成していく上で重要なことから、主体的に行動する若者への取組を支援します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① ボランティア・NPO活動等への参加促進

若者が企画する地域活性化に向けた取組の実現を支援し、若いうちから地域と主体的に関わる機会を創出することによって、地域への理解や愛着を深め、若い世代の地域活動への参加を促進します。

また、ボランティア活動やNPO活動等を支援することで、多くの県民の理解を深め、更に多様な活動ができるよう、市民活動サポートセンターで相談対応や情報発信を行うとともに、県民による地域課題の解決や地域活性化を促進するための自主的及び主体的な活動を支援します。

② 若者文化への支援

文化の力により地域の元気を創出するため、文化イベントの企画・運営等を行う人材や若手アーティストの育成に向け、県内大学や関係団体などと連携しながら、活動の場や作品等の発表の機会の充実を図ります。

また、若者の文化活動への参画促進に向けた情報発信などをを行いながら、次代の文化を担う若者が主体となり企画・参加する芸術文化活動等に対して支援します。

③ 地域で主体的に行動する若者の育成・支援

若者ならではの斬新な発想を活かしたチャレンジを、企画の練り上げから実践まで一貫してサポートすることによって、若い世代の地域活性化に向けた戦略的な取組を促進し、地域の元気創出につなげるとともに、若者の想いや活動アイデアを実現するための環境を整備し、若い世代が主体となった地域づくり活動の創出や地域活性化を促進します。

施策4 出会いと結婚・子育て等の支援

県が行った少子化・子育て施策等に関する調査では、独身者の多くが、結婚に前向きであるだけでなく、子どもを持ちたいと希望しているにもかかわらず、結婚したいと思う異性と巡り会える機会が少ないと回答しており、結婚・出産につながる独身者の出会いの機会の創出とともに、あきた結婚支援センターを通じた結婚への支援を強化します。

また、出産前に仕事をしていた女性の半数近くが出産を機に退職していることなどから、仕事と育児・家庭が両立できる環境整備など、若者が夢を持ち、安心して家庭を築ける環境づくりを推進するとともに、男女を問わず、個人の多様な生き方やライフステージに応じた柔軟な働き方を選べる職場づくりを推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 出会いと結婚への支援

若者を中心に独身者の誰もが結婚に希望持てるよう、社会全体で結婚を応援する気運を醸成するとともに、民間や市町村との協働によりあきた結婚支援センターを運営し、A I（人工知能）マッチング（お見合い）システムにより、会員の中から相性のよい相手を自動的に紹介するなど、効果的な出会いを支援します。

また、コロナ禍で人と人との交流が制限される中にあっても、オンラインによる出会い系イベントやセミナー等を開催することにより、出会い系や結婚を希望する独身者を支援します。

② 企業における独身従業員の結婚支援の促進

結婚を希望する独身者の出会いの機会を創出するため、従業員の結婚を応援する企業同士による交流会や、企業内における従業員の交流行事等の実施を支援します。

③ 企業における仕事と育児・家庭の両立支援の促進

従業員の仕事と子育ての両立支援に対する企業の理解と関心が深まるよう、企業訪問により支援策等の情報提供や取組の働きかけを行うほか、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や「くるみん」認定の取得等に向けた支援など、中小企業等へのサポートを強化します。

④ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

男女ともにワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、仕事と子育ての両立をはじめ、男性の家事・育児への参画や働き方改革を通じた長時間労働の改善、新たな働き方の導入などに関する普及啓発等の取組を一層推進します。

◆ あきた結婚支援センターウェブサイト ◆

あきた結婚支援センターでは、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供しています。

The screenshot shows the homepage of the 'Dear Plaza' website for Akita Marriage Support Center. At the top, there is a navigation bar with links to '入会のご案内' (Membership Information), 'イベント' (Events), '出張センター' (Mobile Center), '地域や企業による基盤支援' (Regional and Corporate Infrastructure Support), '相談' (Consultation), 'アクセス' (Access), and 'お問い合わせ' (Contact). The main visual features a stylized illustration of two people standing together, with speech bubbles containing text such as '出会いから交際、結婚まで丁寧にサポート。' (Support from meeting to marriage), '料金は10,000円(会員登録料2,000円)', and '安心のリバート料金・結婚コーディネーターによる結婚相談' (Reassuring fee structure, coordination by marriage consultants). Below the illustration, there is a search bar with the placeholder 'でいいぶらざ' and a QR code. The URL 'URL : https://www.sukoyaka-akita.com/' is also visible.

◎フリーダイヤル： 0800-800-0413

施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援

コミュニケーションが苦手などといった理由により就職したくてもできない若者への対応が大きな課題となっていることから、こうした若者の自立に向けたサポートを強化していくほか、障害や発達障害のある若者に対する、在宅サービスや施設サービスの充実とともに、発達障害者支援センターによる地域支援体制等の強化を図ります。

また、ひきこもり状態にある本人やその家族等の相談支援体制の充実を図ります。

さらに、就職したもの、仕事や職場生活に起因した悩みを抱える若者への支援として、職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。

【困難を抱える若者の就職等の状況】

	H27	H28	H29	H30	R1
あきた若者サポートステーションでの就職者等人数	128	116	120	119	101

(秋田県次世代・女性活躍支援課調べ)

施策を構成する柱と主な取組内容

① 若者の自立に向けたサポート

ニートやひきこもり状態にある若者が、社会への一歩を踏み出すためには、相談者に寄り添う、励ますなど地道な対応が必要です。

このため、地域若者サポートステーション(P83⑦)におけるジョブトレーニングのほか、職場ふれあいやスキルアップなどの事業を通じて、人間関係をうまく構築できるようになるとともに、キャリアカウンセリングを実施するなど、働くことに困難を抱え無業状態にある若者を支援します。

また、県内各地に開設されている「若者の居場所」(P83⑧)を利用する若者の社会的自立を支援します。

② 障害のある若者の支援及び学びの機会の充実

学校卒業後の障害者に対して、社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習プログラムや実施体制について実践研究を行いながら、地域における持続可能な「障害者の生涯学習」を推進するほか、自立や社会参加に向けた相談体制や就労支援サービスなどの充実を図ります。

③ ひきこもり対策の推進

県ひきこもり相談支援センター(P84⑨)において、電話や面接による相談に対応するとともに、相談支援体制の整備や関係機関の連携強化に取り組みます。

また、ひきこもり状態にある本人が集まる「青年グループ」を開催し、居場所を提供するとともに対人関係能力の向上をサポートします。

さらに、同じ悩みを持つ親同士が集まる「にじの会」を開催し、親の精神的安定や孤立感の軽減を図るとともに、対応を学ぶ学習機会を提供します。

④ 職場におけるメンタルヘルス対策の促進

就職したものの、仕事や職業生活に起因した強い不安や悩み、ストレスなどを原因として精神障害を発症し、就労が困難になったり自殺を企図したりすることを予防するため、職場におけるメンタルヘルスセミナー等の実施を促進します。

★ 地域若者サポートステーション ★

15歳から49歳までの、働くことや自立について悩みを抱える若者や家族が支援の対象です。県内には、秋田市と横手市の2カ所にあり、若者の職業的自立を支援しています。



◆あきた若者サポートステーション

URL : <http://saposuteakita.com/>

◆秋田県南若者サポートステーションよこで

URL : <http://sapoyoko.jp/>



※P83⑩参照

「第3次あきた子ども・若者プラン」における数値目標

- ◆ 目標値の予定が令和6年度以外の場合、備考欄に予定年度を記載しています。
- ◆ 「現状」欄で、数値がない年度は「-」としています。

1 乳幼児期

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			H28	H29	H30	R1	R6	備考
1	妊娠・出産包括支援事業実施市町村数	市町村	-	-	2	3	25	
2	むし歯のない3歳児の割合	%	77.5	81.3	82.3	R3.3判明予定	90.0	※R4
3	翌年度4月1日時点の保育所等の待機児童数	人	41	37	65	22	0	
4	児童虐待により死亡又は重大な後遺症を残す事例の認知件数	件	1	1	1	0	0	
5	母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合	%	14.4	14.4	16.2	17.1	20.0	
6	里親等委託率	%	8.5	9.6	12.2	13.2	26.0	

2 学童期

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			H28	H29	H30	R1	R6	備考
1	小6体力合計点(男女平均) (※1)	点	63.3	63.4	63.7	63.2	64.3	
2	朝食の摂取率(毎日食べる) (小学5・6年生) (※2)	%	90.8	90.5	90.0	88.9	92.0	
3	食育ボランティアが行う食育活動への 参加人数	人	-	-	-	25,767	27,500	
4	地場農産物の学校給食利用率(年間)	%	33.2	30.9	29.0	32.1	35.0	
5	放課後児童クラブ待機児童数	人	177	79	63	51	0	

※1 国公立小学校 ※2 公立小学校

3 義務教育期

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			H28	H29	H30	R1	R6	備考
1	ネットトラブル被害児童生徒 (※3)	%	3.5	3.5	3.5	3.2	3.5	
2	千人当たりの不登校者数 (※4)	人	9.2	10.8	14.1	15.0	13.0	
3	認知したいじめの解消率 (※3)	%	94.5	94.2	93.8	93.8	95.0	
4	基礎学力向上のための指標(設定通過率を超えた設問数の割合)	pt	79.0	81.5	77.8	75.4	75.0	
5	英検3級以上相当の英語力を有する 中学3年生の割合 (※5)	%	37.1	49.1	48.3	39.1	60.0	
6	市町村における統括コーディネーター の配置率(地域学校協働活動関係)	%	-	-	16.0	24.0	100.0	
7	SOSの出し方に関する教育の実施校 の割合 (※4)	%	-	-	2.6	8.5	40.0	

※3 公立小・中学校 ※4 国公立小・中学校 ※5 国公立中学校

4 思春期

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			H28	H29	H30	R1	R6	備考
1	中3体力合計点(男女平均) (※5)	点	52.9	53.6	52.5	52.5	53.6	
2	高3体力合計点(男女平均) (※6)	点	55.4	55.4	54.5	53.3	55.5	
3	男女共同参画の意識を高める副読本の活用率 (※6)	%	83.3	86.1	83.9	81.3	85.0	
4	高校生のインターンシップ参加率(年間) (※7)	%	60.6	61.2	64.9	64.6	66.0	
5	高校生の県内就職率 (※8)	%	65.0	66.9	65.3	67.8	74.0	
6	特別支援学校高等部卒業生の就職率	%	31.4	37.8	37.8	35.5	40.0	
7	SOSの出し方に関する教育の実施校の割合 (※6)	%	—	—	5.8	9.6	50.0	

※5 国公立中学校 ※6 公私立 高等学校 ※7 公立 全日制・定時制

※8 公私立 全日制・定時制

5 青年期

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			H28	H29	H30	R1	R6	備考
1	Aターン就職者数	人	952	1,128	1,134	1,058	1,300	
2	若者の文化活動等を支援する事業への申請数	件	6	6	11	13	18	
3	「あきた結婚支援センター」への成婚報告者数	件	211	176	159	162	245	
4	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数(従業員100人以下の企業)	社	262	287	361	454	600	
5	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数(従業員数300人以下の企業)	社	64	130	174	206	540	
6	若者による秋田の活性化や地域貢献に資する取組の実践件数(累計)	件	—	—	—	—	30	
7	若者の自立支援を通じた進路決定者数	人	116	120	119	101	400	※4年間の累計

資料編

資料 1

秋田県青少年健全育成審議会委員名簿及び策定経過

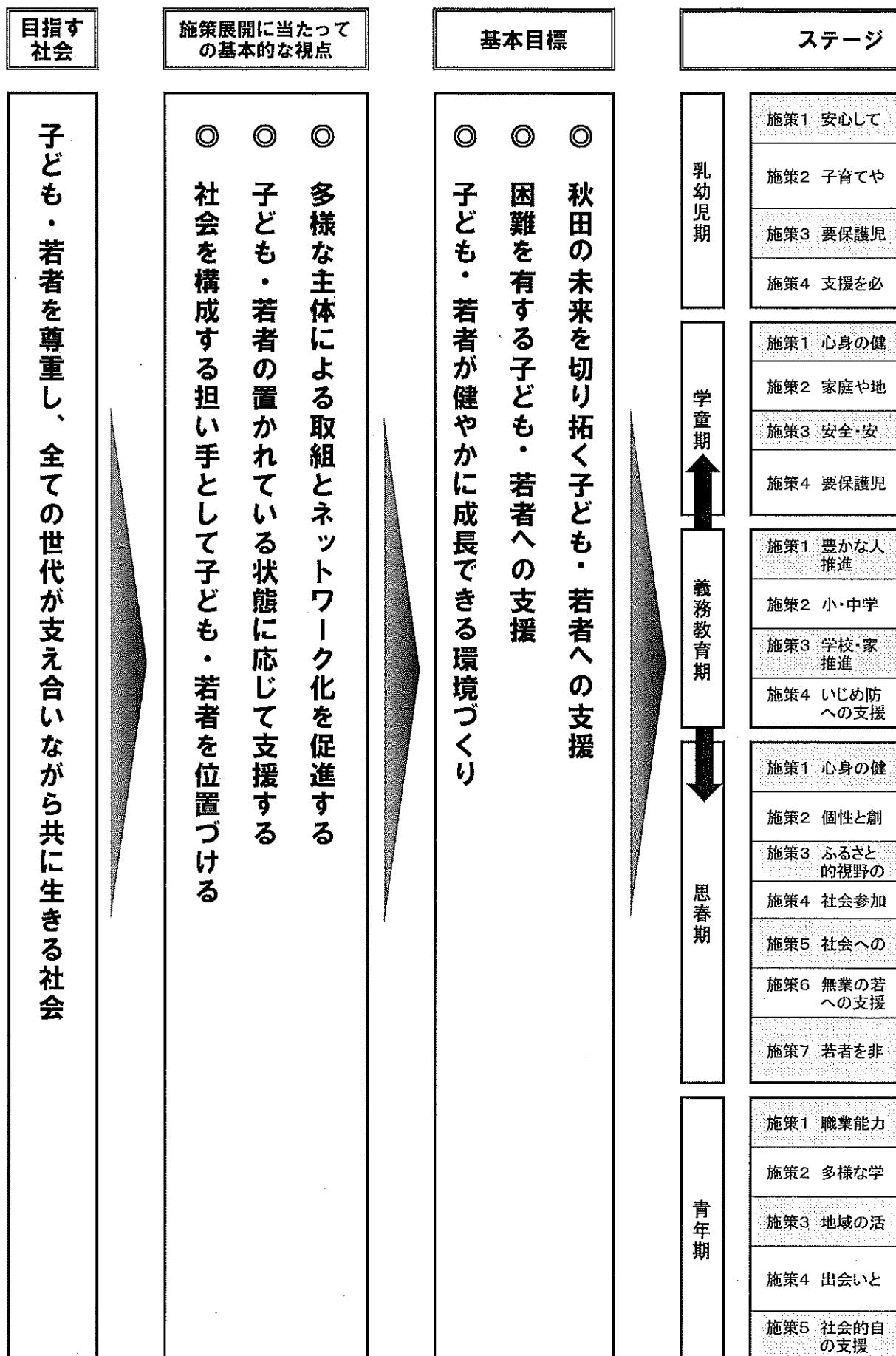
1 委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 役 職	プ ラ ン 策定部会
会長	熊 谷 嘉 隆	国際教養大学副学長	○ (部会長)
委員	東 湖 都	秋田県BBS連盟 会員	○
委員	石 川 信	秋田県書店商業組合 監査役	
委員	石 黒 泰 成	秋田少年鑑別所長	
委員	岩 崎 通 子	秋田県ボランティア団体連絡協議会会員	
委員	笈 川 正 典	秋田弁護士会	○
委員	金 田 早 苗	学校法人聖靈学園理事	
委員	熊 谷 隆 益	青少年育成秋田県民会議会長	
委員	後 藤 武 之	秋田県高等学校長協会 秋田県立秋田明徳館高等学校長	○
委員	齋 藤 和 彦	秋田県青少年団体連絡協議会会長	○
委員	高 杉 奈穂子	秋田県PTA連合会	
委員	土 田 いづみ	公募委員	○
委員	長 門 里 香	秋田県小学校長会 秋田市立豊岡小学校校長	○
委員	濱 田 純	秋田大学客員教授	○
委員	松 倉 里 美	警察本部生活安全部少年女性課 少年サポート係長	

2 策定経過

令和2年 7月28日	秋田県青少年健全育成審議会におけるあきた子ども・若者プラン策定部会委員の指名、プラン案の方向性の確認
令和2年 8月27日	第1回あきた子ども・若者プラン策定部会開催
令和2年 9月17日	県議会総務企画委員会にプラン（骨子案）提出
令和2年11月13日	第2回あきた子ども・若者プラン策定部会開催
令和2年12月 7日～	パブリックコメント募集
令和3年 1月 6日	
令和3年 1月20日	秋田県青少年健全育成審議会開催
令和3年 2月10日	県議会総務企画委員会にプラン（案）提出

資料2 「第3次あきた子ども・若者プラン」体系図



ことの施策		施策を構成する柱
出産できる環境の整備		①母子保健対策の充実 ②周産期医療体制の整備
その支援の充実		①就学前の教育・保育の充実 ②子育て世帯への経済的支援の実施 ③父親の育児参画の促進 ④地域における子育て支援の充実 ⑤一般事業主行動計画の策定を通じた企業の取組の促進
童等への支援		①児童虐待防止対策の推進 ②障害のある子どもへの支援 ③発達障害のある子どもへの支援 ④社会的養護体制の充実
要とする親へのサポート		①ひとり親家庭への支援 ②DV対策の推進 ③子どもの貧困対策の推進
康づくりの推進		①体力づくり・スポーツ活動の推進 ②食育の推進
域の教育力の向上		①家庭教育支援体制の充実 ②地域教育支援体制の充実 ③家庭・地域におけるインターネット健全利用の推進 ④父親の育児参画の促進
心な環境の確保		①安全・安心なまちづくり支援 ②消費環境への対応力の向上 ③インターネットセーフティの推進
童等への支援		①障害のある子どもへの支援 ②発達障害のある子どもへの支援 ③児童虐待防止対策の推進 ④児童ポルノ等の犯罪対策の推進 ⑤社会的養護体制の充実 ⑥ひとり親家庭への支援 ⑦DV対策の推進 ⑧子どもの貧困対策の推進
間性を育む学校教育の		①ふるさと教育の推進 ②確かな学力の定着 ③多様な体験活動の推進 ④環境・自然保護活動の推進 ⑤読書活動の推進 ⑥心の教育の推進 ⑦障害者理解の促進
校の連携の推進		①基本的な生活習慣や学習習慣の定着 ②生徒指導の充実 ③学習指導の充実 ④特別な支援をする子どもへの対応の充実 ⑤体系的なキャリア教育・情報モラル教育の推進
庭・地域社会の連携の		①学校を核とした地域全体の教育力の向上 ②子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進 ③地域ぐるみの学校安全体制の整備・推進 ④子どもたちの規範意識の醸成
止と困難を有する子ども		①いじめ防止対策の推進 ②不登校対策の推進 ③教育相談環境の整備
康づくりの推進		①体力づくり・スポーツ活動の推進 ②心の健康づくり・自殺予防の推進 ③性教育の推進 ④薬物乱用防止教育等の推進
造力を育む教育の推進		①学校教育の充実 ②多様な体験活動の推進 ③環境・自然保護活動の推進 ④地域とともにある学校づくり ⑤多様な選択を可能にする教育の充実
への愛着の醸成と国際育成		①ふるさとへの愛着の醸成 ②国際理解の促進 ③国際交流の促進
・参画機会の拡大		①ボランティア活動の促進 ②文化活動の推進 ③子ども・若者の「声」の反映
旅立ちの支援		①職業意識の形成支援 ②職場体験・インターンシップの充実 ③進路指導・職業相談・就職支援の充実 ④奨学金制度による経済的負担の軽減
者・障害のある若者等		①無業の若者への支援 ②障害のある若者への支援 ③発達障害のある若者への支援 ④社会的養護体制の充実 ⑤ひとり親家庭への支援 ⑥子どもの貧困対策の推進
行・事件から守る取組		①健全育成運動の推進 ②非行防止活動の促進 ③インターネット利用による被害等の防止 ④児童虐待防止対策の推進 ⑤DV対策の推進 ⑥児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進 ⑦立ち直りへの支援
開発・就労等の支援		①就業のための能力開発支援 ②県内定着・回帰に向けた支援 ③起業家意識の醸成と起業活動への支援
びの場の確保		①社会人の学習機会の提供 ②高等教育機関による学びの機会の提供 ③芸術・文化に親しむ機会の充実 ④環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供
力を担う若者への支援		①ボランティア・NPO活動等への参加促進 ②若者文化への支援 ③地域で主体的に行動する若者の育成・支援
結婚・子育て等の支援		①出会いと結婚への支援 ②企業における独身従業員の結婚支援の促進 ③企業における仕事と育児・家庭の両立支援の促進 ④ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進
立に困難を有する若者へ		①若者の自立に向けたサポート ②障害のある若者の支援及び学びの機会の充実 ③ひきこもり対策の推進 ④職場におけるメンタルヘルス対策の促進

資料3 「第2次あきた子ども・若者プラン」における数値目標及び実績値

◆ 目標値がR2以外の値の場合、「備考」欄に該当年度を記載しています。

1 乳幼児期

	指標	単位	実績値(H27～H30)					目標値		達成率
			H27	H28	H29	H30	R1	R2(H32)	備考	
①	3歳児健康診査受診率	%	98.0	97.7	97.1	98.3	97.7	100.0		97.7%
②	むし歯のない3歳児の割合	%	75.9	77.5	81.3	82.3	R3.3判明予定	90.0	※R4	未定
③	周産期死亡率	—	2.9	4.6	4.1	4.5	5.5	3.6	※R5	65.5%
④	合計特殊出生率	—	1.35	1.39	1.35	1.33	1.33	1.52		87.5%
⑤	出生数	人	5,861	5,666	5,396	5,040	4,696	5,900		79.6%
⑥	認定こども園等の幼保一体的運営施設数(H26から認定子ども園数)	箇所	53	69	81	89	95	68		139.7%
⑦	児童虐待により死亡又は重大な後遺症を残す事例の認知件数	件	1	1	1	1	0	0		100.0%
⑧	母子家庭の母の就業率	%	86.7	87.6	88.0	88.7	88.3	86.0		102.7%

2 学童期

	指標	単位	実績値(H27～H30)					目標値		達成率
			H27	H28	H29	H30	R1	R2(H32)	備考	
①	小6体力合計点(男女平均) (※1)	点	63.2	63.3	63.4	63.7	63.2	64.5		98.0%
②	朝食の摂取率(毎日食べる) (小学5・6年生) (※2)	%	91.6	90.8	90.5	90.0	88.9	96.5		92.1%
③	食育ボランティア数	人	4,212	4,212	3,923	3,819	3,729	4,300		86.7%
④	地場農産物の学校給食利用率(年間)	%	41.9	33.2	30.9	29.0	32.1	40.4		79.5%
⑤	放課後児童クラブの設置率	%	78.7	79.5	81.0	81.8	86.1	86.0		100.1%

※1 国公立小学校 ※2 公立小学校

3 義務教育期

	指標	単位	実績値(H27～H30)					目標値		達成率
			H27	H28	H29	H30	R1	R2(H32)	備考	
①	ネットトラブル被害児童生徒 (※3)	%	3.1	3.5	3.5	3.5	3.2	3.2		100.0%
②	千人当たりの不登校者数 (※4)	人	8.9	9.2	10.8	14.1	15.0	8.7		58.0%
③	千人当たりのいじめ認知件数 (※5)	人	17.8	28.4	32.4	46.2	49.6	10.5		21.2%
④	基礎学力向上のための指数(設定通過率を超えた設問数の割合)	pt	75.1	79.0	81.5	77.8	75.4	75.0		100.5%
⑤	中3英検3級以上取得率 (※6)	%	39.7	28.5	39.2	29.0	24.5	42.0		58.3%
⑥	中学校区における学校支援地域本部や放課後子ども教室等の実施率	%	93.8	92.8	95.4	96.3	96.3	97.2		99.1%

※3 公立小・中学校 ※4 国公立小・中学校 ※5 国公私立小・中・高・特別支援学校 ※6 公立中学校

4 思春期

	指標	単位	実績値(H27～H30)					目標値		達成率
			H27	H28	H29	H30	R1	R2(H32)	備考	
①	中3体力合計点(男女平均)（※7）	点	53.1	52.9	53.6	52.5	52.5	53.3		98.5%
②	高3体力合計点(男女平均)（※8）	点	55.3	55.4	55.4	54.5	53.3	55.6		95.9%
③	男女共同参画副読本の活用率（※8）	%	82.6	83.3	86.1	83.9	81.3	85.0		95.6%
④	高校生のインターンシップ参加率(年間)（※9）	%	57.4	60.6	61.2	64.9	64.6	65.0		99.4%
⑤	高卒就職後3年以内の離職率	%	42.7	38.1	38.0	34.4	33.4	36.0		92.8%
⑥	高卒就職決定者の県内就職率（※10）	%	66.7	66.0	68.5	67.4	70.6	74.0		95.4%
⑦	特別支援学校高等部卒業生の就職者数	人	70	71	76	74	77	80		96.3%

※7 国公立中学校 ※8 公私立 高等学校 ※9 公立 全日制・定時制 ※10 公私立 全日制・定時制

5 青年期

	指標	単位	実績値(H27～H30)					目標値		達成率
			H27	H28	H29	H30	R1	R2(H32)	備考	
①	Aターン就職者数	人	1,080	952	1,128	1,134	1,058	1,150		92.0%
②	若者文化支援事業申請数	件	4	6	6	11	13	15		86.7%
③	「あきた結婚支援センター」への成婚報告者数	件	780	991	1,167	1,326	1,488	1,780		83.6%
④	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定期数(従業員100人以下の企業)	件	724	815	916	1,079	1,252	1,292		96.9%
⑤	男女イキイキ職場宣言事業所	事業所	294	369	418	469	505	550		91.8%
⑥	地域貢献活動を行う若者団体の数	団体	21	24	26	29	29	33		87.9%
⑦	若者の自立支援を通じた進路決定者数(5年間の述べ人数)	人	128	244	364	483	584	810		72.1%

資料4 相談機関一覧

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
教育相談	いじめ問題に悩む子どもや保護者等の相談 不登校、いじめ、問題行動、生徒指導関係、障害等に関する就学や進路に関する相談	① 全国統一ダイヤル 「24時間子供SOSダイヤル」 24時間・365日 ② 秋田県総合教育センター ○「すこやか電話」 月～金 8:30～17:00 ○来所相談(予約制) 月～金 9:00～16:00	総合教育センターまたは中央児童相談所で対応 潟上市天王字追分西29-76	フリーダイヤル 0120(0)78310 電話相談専用フリーダイヤル 018(873)7206 相談専用フリーダイヤル 0120(377)804 メール相談 soudan@akita-c.ed.jp
教育全般	③ 各教育事務所 ○「すこやか電話」 月～金 8:30～17:00 北教育事務所 北教育事務所鹿角出張所 北教育事務所山本出張所 中央教育事務所 中央教育事務所由利出張所 南教育事務所 南教育事務所仙北出張所 南教育事務所雄勝出張所		北秋田市鷹巣字東中岱76-1 鹿角市花輪字六月田1 能代市御指南町1-10 秋田市山王4-1-2 由利本荘市水林366 横手市四日町3-23横手市水道庁舎3F 大仙市大曲上栄町13-62 湯沢市千石町2-1-10	0120(377)914 0120(377)915 0120(377)917 0120(377)904 0120(377)908 0120(377)943 0120(377)945 0120(377)949
不登校に関すること全般	④ かづのこもれび教室 月～金 9:00～15:00 おおとり教室 月～金 9:00～15:00 北秋田さわやか教室 月・火・木・金 9:00～15:00 あきたリフレッシュ学園 月～金 9:00～15:00 能代はまなす広場 月～金 9:00～15:00 あすなろ教室 月・水・金 9:00～15:00 中央さわやか教室 火～金 9:00～15:00 すくうる・みらい 月・火・木・金 9:45～14:45 水 9:45～12:00 本荘ふれあい教室 月・水・木・金 9:00～15:00 フレッシュ広場 火～金 9:00～15:00 さくら教室 月～金 9:00～12:00 さくら教室田沢湖分室 月～金 9:00～12:00 南かがやき教室 火～金 9:00～15:00 西かがやき教室 火～金 9:00～15:00 そよ風教室 火～金 10:00～15:00		鹿角市花輪字荒田1-1 (鹿角市交流センター内) 大館市字三の丸60 (大館市勤労青少年ホーム内) 北秋田市材木町2-2 (北秋田市交流センター内) 北秋田市鎌沢字石渕44番地 (合川学童研修センター) 能代市萩の台1-28 (サン・ウッド能代内) 三種町鶴川字西本田2 (八竜農村環境改善センター内) 潟上市天王字長沼132-21 (潟上市勤労青少年ホーム内) 秋田市八橋運動公園1-10 (秋田市営八橋陸上競技場内) 由利本荘市東町15 (文化交流館「カグーレ」内) 大仙市大曲日の出町2-7-53 (大曲仙北広域交流センター内) 仙北市角館町東勝東丁19 (仙北市役所角館庁舎西側庁舎内) 仙北市田沢湖生保内字武蔵野 105-1 (田沢湖図書館内) 横手市平鹿町醍醐字四ツ屋76 (醍醐公民館内) 横手市大雄字三村東18 (大雄農業団地センター内) 湯沢市佐竹町4-52 (湯沢市勤労青少年ホーム内)	0186(22)0275 0186(42)4888 0186(62)4860 0186(78)4180 0185(52)8282 0185(85)2177 018(873)7666 018(823)3082 0184(22)7750 0187(63)8317 0187(43)3387 0187(43)3387 ※さくら教室本室 0182(25)3080 0182(23)8648 0183(78)0720

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
児童福祉相談	子育て、非行、心身障害、性格上の問題、情緒不安定、いじめ、虐待など	⑤ 秋田県中央児童相談所 ○子ども家庭相談電話 24時間・365日 ○来所相談 (予約すると待ち時間が少なくなります。) 月～金 8:30～17:15 ○家庭訪問による相談 月～金 8:30～17:15 ○メール相談 (お急ぎの場合は、電話で相談してください。)	秋田市新屋下川原町1-1	<ul style="list-style-type: none"> 専用フリーダイヤル 0120(42)4152 予約、問い合わせ 018(862)7311 予約、問い合わせ 018(862)7311 メールアドレス soudan@mail2.pref.akita.jp
		秋田県北児童相談所 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約すると待ち時間が少なくなります。) 月～金 8:30～17:15	大館市十二所字平内新田237-1 (北秋田地域振興局大館福祉環境部内)	0186(52)3956
		秋田県南児童相談所 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約すると待ち時間が少なくなります。) 月～金 8:30～17:15	横手市旭川1-3-46 (平鹿地域振興局福祉環境部内)	0182(32)0500
	⑥ 県内各福祉事務所の家庭児童の相談窓口 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約した方が良い)	・北秋田地域振興局大館福祉環境部(北秋田市役所) 月～金 8:30～17:15 ・山本地域振興局福祉環境部(山本市役所) 月～金 8:30～17:15 ・秋田地域振興局福祉環境部(中央福祉事務所) 月～金 8:30～17:15 ・平鹿地域振興局福祉環境部(南福祉事務所) 月～金 8:30～17:15 ・鹿角市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・北秋田市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・大館市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・能代市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・男鹿市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・潟上市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・秋田市子ども未来センター「家庭教育相談ぐりーん・えこー」 月～土 9:00～18:00 ・由利本荘市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・にかほ市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・大仙市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・仙北市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・横手市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・湯沢市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	大館市十二所字平内新田237-1 能代市御指南町1-10 潟上市昭和乱橋字古開172-1 横手市旭川1-3-46 鹿角市花輪字下花輪50 (鹿角市福祉保健センター内) 北秋田市花園町19-1 (北秋田市役所内) 大館市字三の丸103-4 能代市上町1-3 (能代市役所内) 男鹿市船川港船川字泉台66-1 (男鹿市役所内) 潟上市天王字棒沼台226-1 (潟上市役所内) 秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ5F 由利本荘市尾崎17 (由利本荘市役所内) にかほ市平沢字鳥ノ子渕21 (仁賀保序舎内) 大仙市大曲花園町1-1 (大仙市役所内) 仙北市西木町上荒井字古堀田47 (仙北市役所西木庁舎内) 横手市中央町8-2 (横手市役所内) 湯沢市佐竹町1-1 (湯沢市役所内)	0186(52)3951 0185(52)5105 018(855)5175 0182(32)3294 0186(30)0235 0186(62)6638 0186(43)7054 0185(89)2947 0185(24)9117 018(853)5314 018(887)5340 0184(24)6319 0184(32)3040 0187(63)1111 内線193 0187(43)2280 0182(35)2133 0183(55)8275

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
少年相談	非行、家出、いじめ等少年問題に関するあらゆる相談	⑦ 秋田県警察本部 少年女性安全課 少年サポートセンター 「やまびこ電話」 月～金 8:30～17:15 夜間休日 当直員が対応	秋田市山王4-1-5	相談専用電話 018(824)1212
		⑧ 県内各警察署 少年係 月～金 8:30～17:15 夜間休日 当直員が対応 ・鹿角警察署 ・大館警察署 ・北秋田警察署 ・能代警察署 ・五城目警察署 ・男鹿警察署 ・秋田臨港警察署 ・秋田中央警察署 ・秋田東警察署 ・由利本荘警察署 ・大仙警察署 ・仙北警察署 ・横手警察署 ・湯沢警察署	鹿角市花輪字向畑100 大館市根下戸新町1-70 北秋田市鷹巣字下家下1 能代市日吉町1-24 南秋田郡五城目町字七倉178-4 男鹿市船川港船川字新浜町1-4 秋田市土崎港西3-1-8 秋田市千秋明徳町1-9 秋田市上北手百崎字内山60-2 由利本荘市中町27 大仙市大曲日の出町1-1-30 仙北市角館町西野川原34-6 横手市安田字越廻71 湯沢市千石町1-3-5	0186(23)3321 0186(42)4111 0186(62)1245 0185(52)4311 018(852)4100 0185(23)2233 018(845)0141 018(835)1111 018(825)5110 0184(23)4111 0187(63)3355 0187(53)2111 0182(32)2250 0183(73)2127
		⑨ 県内各少年指導センター ・大館市少年相談センター 「いじめ110番」 (いじめ、不登校、学業、進路等の学校生活や子育て等家庭生活全般の相談) 月・火・木・金 9:00～17:00 ・秋田市少年指導センター 「わかくさ相談電話」 月 10:00～12:00 13:00～16:00 火～金 9:00～12:00 13:00～16:00	大館市字桜町南45-1 (大館市立中央公民館内) 秋田市東通仲町4-1 アルヴェ5F (子ども未来センター内)	・フリーダイヤル 0120(110)624 ※携帯電話不可 ・固定電話 0186(42)0769 ※携帯電話可 ・相談専用電話 018(884)3868
	いじめ、虐待、学校や家庭での悩みなど	⑩ 秋田地方法務局 ～子どもの人権110番～ 月～金 8:30～17:15	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎内	0120(007)110
	非行、問題行動など	⑪ 秋田法務少年支援センター 月～金 9:00～16:30	秋田市八橋本町6-3-5 秋田少年鑑別所内	018(865)1222

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
福祉相談	こころの健康、精神障害、性の悩み、薬物問題、DV被害、身体的発達、性犯罪・性暴力被害の相談など	<p>⑫ 秋田県精神保健福祉センター ○電話相談 月～金 9:00～16:00 土・日・祝 10:00～16:00 ○来所相談(予約制) ・一般来所相談 月～金 9:00～16:00</p> <p>⑬ 秋田県福祉相談センター 月～金 8:30～19:00 土・日・祝 10:00～18:30 ※来所相談は予約制</p> <p>⑭ 県内各保健所 月～金 8:30～17:15 大館保健所 北秋田保健所 能代保健所 秋田中央保健所 秋田市保健所 由利本荘保健所 大仙保健所 横手保健所 湯沢保健所</p> <p>⑮ 秋田県女性相談所 ○女性ダイヤル相談 月～金 8:30～21:00 土・日・祝 9:00～18:00</p> <p>⑯ 秋田県発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」 ○電話相談 月～金 9:00～17:00 ○来所相談(予約制) 月～金 9:00～17:00</p> <p>⑰ 秋田県高次脳機能障害相談・支援センター 月～金 9:00～16:00</p> <p>⑱ 秋田県こころとからだの相談室～秋田県不妊専門相談センター～ ○メール相談 随時 ○電話相談 水、金 12:00～14:00 ○面接相談(予約制) 月、金 14:00～16:00 第1・3 水 14:00～16:00 (心理的な相談)</p> <p>⑲ 秋田県こころとからだの相談室～秋田県女性健康支援センター～ ○メール相談 随時 ○電話相談 水、金 12:00～14:00</p> <p>㉑ あきた性暴力被害者サポートセンター「ほっとハートあきた」 月～金 10:00～19:00</p>	秋田市中通2-1-51 明徳館ビル1F 秋田市中通2-1-51 明徳館ビル1F 大館市十二所字平内新田237-1 北秋田市鷹巣字東中岱76-1 能代市御指南町1-10 鴻巣市昭和乱橋字古開172-1 秋田市八橋南1-8-3 由利本荘市水林408 大仙市大曲上栄町13-62 横手市旭川1-3-46 湯沢市千石町2-1-10	相談専用電話 018(831)3939 018(831)3946 相談専用電話 018(831)2940 0186(52)3955 0186(62)1165 0185(55)8023 018(855)5171 018(883)1170 0184(22)4120 0187(63)3403 0182(45)6137 0183(73)6155
			秋田市手形住吉町4-26	女性ダイヤル相談 018(835)9052 DVホットライン 0120(783)251
			秋田市南ヶ丘1-1-2 (秋田県立医療療育センター内)	018(826)8030
			大仙市協和上淀川字五百刈田352 (秋田県立リハビリテーション ・精神医療センター内)	018(892)3751㈹
			秋田市広面字蓮沼44-2 (秋田大学医学部附属病院1階 婦人科外来内)	<ul style="list-style-type: none"> ・メール相談  ・相談電話 018(884)6234 ・面接予約電話 018(884)6666
			秋田市広面字蓮沼44-2 (秋田大学医学部附属病院1階 婦人科外来内)	<ul style="list-style-type: none"> ・メール相談  ・相談電話 018(884)6234 ・面接予約電話 018(884)6666
			秋田市内	相談専用ダイヤル 0800(8006)410 ※秋田県内からの通話 は無料

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
しごとに に関する相 談	職業適性診断や進 路・職業相談、情 報提供など	(2) あきた就職活動支援センター 月～金 9:00～17:00 第2・4水 9:00～19:30 北部サテライト 月～金 9:30～17:30 第2・4水 9:30～19:30 南部サテライト 月～金 9:30～17:30 第2・4水 9:30～19:30	秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3F 大館市御成町3-7-58 いとく大館ショッピング センター3F 横手市安田字向田147 イオン横手店2F	018(826)1735 0186(44)5100 0182(35)6005
高校・大学等の在 学生や卒業後の転 職希望者などの職 業相談や求人情報 の提供など	(2) 秋田新卒応援ハローワーク (秋田学生職業相談室) 月～金 9:00～17:15	秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3F	018(889)8448	
秋田県での就職希 望者への求人情報 の提供など	(2) Aターンプラザ秋田 月～金 9:00～17:45	東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館7F (秋田県東京事務所内)	0120(122)255	
職業紹介、就業を めぐるこころの悩 み相談など	(2) 県内各ハローワーク 月～金 8:30～17:15 ハローワーク鹿角 ハローワーク大館 ハローワーク能代 ハローワーク秋田 ハローワーク本荘 ハローワーク大曲 ハローワーク横手 ハローワーク湯沢 ※「しごと・ストレスチェック 相談室」の開催日は要問い合わせ わせ	鹿角市花輪字荒田82-4 大館市清水1-5-20 能代市緑町5-29 秋田市茨島1-12-16 由利本荘市石脇字田尻野18-1 大仙市大曲住吉町33-3 横手市旭川1-2-26 湯沢市清水町4-4-3	0186(23)2173 0186(42)2531 0185(54)7311 018(864)4111(41#) 0184(22)3421 0187(63)0335 0182(32)1165 0183(73)6117	
労働条件、中學 生・高校生のアル バイト就労、賃金 支払など	(2) 県内各労働基準監督署 月～金 8:30～17:15 秋田労働基準監督署 能代労働基準監督署 大館労働基準監督署 横手労働基準監督署 大曲労働基準監督署 本荘労働基準監督署	秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎2F 能代市末広町4-20 能代合同庁舎3F 大館市三の丸6-2 横手市旭川1-2-23 大仙市大曲日の出町1-3-4 大曲法務合同庁舎1F 由利本荘市給人町17 本荘合同庁舎2F	018(865)3671 0185(52)6151 0186(42)4033 0182(32)3111 0187(63)5151 0184(22)4124	
職場でのいじめ・ 嫌がらせ、各種ハ ラスメント等に關 する労働相談	秋田労働局雇用環境・均等室 月～金 8:30～17:15	秋田市山王7-1-3 秋田第二合同庁舎4F	018(862)6684	
ひとり親家庭の母 等に対する就業に 關する相談など	(2) 秋田県ひとり親家庭就業・自立支 援センター 月～金 8:30～17:00	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5F	018(896)1531	

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
ニート・ひきこもりの相談	ニート等の状態で悩む本人(15歳～39歳)やその家族等の相談	⑦ 地域若者サポートステーション あきた若者サポートステーション 月～金 9:00～17:00 秋田県南若者サポートステーションよこて 月・火・木・金・土 ※金曜は午前中のみ 10:00～16:00	秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3F (あきた就職活動支援センター内) 横手市横山町1-1 (すこやか横手1F)	018(892)6021 018(853)4367 0182(23)5101
	⑧ 若者の居場所	ユースペース・さくら草 金 15:30～17:00 若者の居場所 くまっこ 日 10:00～12:00 コーヒーサロン ひとやすみ 第3土曜日 13:00～15:00 三種町子ども・若者総合相談センター 月・火・水・金・土 10:00～17:00 カタクリ 原則毎月第2木曜日 若者の居場所 男鹿オレンジハウス 第3土曜日 14:00～16:00 となりの居場所 第4木曜日 14:00～16:00 「浦城」の歴史を伝える会 随時開催 ひなた 原則第2水曜日、第3木曜日 あおぞらサロン 毎月1回 若者の居場所 第2火曜日 15:00～17:00 大仙市子ども・若者総合相談センター「びおら」 9:00～17:00 (土・日・祝日も開所) 大仙市子ども・若者総合相談センター「ふらっと」 11:00～19:00 (月・木・金・土・日) 若者の居場所 びおら角館 第3火曜日 14:00～16:00 若者の居場所 びおら六郷 第4火曜日 14:00～16:00 居場所サロン「りらとこ」 月1～2回 ※ 開催日時については、お問い合わせください てらすはうす 第3木曜日 13:30～16:00	大館市字馬喰町48-1 北秋田市花園町10-5 能代市上町12-32 山本郡三種町森岳字石倉沢1-2 ※ 開催日により変わるため、 お問い合わせください 男鹿市払戸小深見19-1 鴻巣市飯田川下蛇川屋敷100 八郎潟町浦大町字天道田100-1 由利本荘市東町15 由利本荘市 ※ 開催日により変わるため、 お問い合わせください にかほ市金浦上林4-1 大仙市大曲丸の内町1-11-2 大仙市大曲須和町1-6-46 仙北市角館町中菅沢30 美郷町六郷字馬町37 湯沢市古館町4-5 羽後町西馬内字本町23	0185(83)5034 0185(76)4608 018(853)4367 018(893)5848 0184(74)7470 0187(66)1106 0187(66)1106 0187(62)5150 0187(66)1106 0187(66)1106 0187(73)8696 0183(62)5313

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
ニート・ひきこもりの相談	18歳以上のひきこもり状態にある本人やその家族等の相談	㉙ 秋田県ひきこもり相談支援センター 月～金 10:00～16:00 ※面接相談は事前に要予約	秋田市中通2-1-51 明徳館ビル1F (秋田県精神保健福祉センター内)	018(831)2525
子ども・若者に関する市町村の総合相談窓口	社会生活に困難を抱える子ども・若者の相談	㉚ 大仙市子ども・若者総合相談センター「びおら」 9:00～17:00 (土・日・祝日も開所)	大仙市大曲丸の内町1-11-2	0187(66)1106
		大仙市子ども・若者総合相談センター「ふらっと」 11:00～19:00 (月・木・金・土・日)	大仙市大曲須和町1-6-46	0187(62)5150
		三種町子ども・若者総合相談センター 月・火・水・金・土 10:00～17:00	山本郡三種町森岳字石倉沢1-2	0185(83)5034
その他の相談	消費生活相談 (多重債務や契約トラブルなど)	㉛ 秋田県生活センター 月～金 9:00～17:00	秋田市中通2-3-8 アトリオン7F	018(835)0999
		北部消費生活相談室 月～金 9:00～17:00	大館市中町5 (旧正札竹村ビル1F)	0186(45)1040
		南部消費生活相談室 月～金 9:00～17:00	横手市旭川1-3-41 (平鹿地域振興局1F)	0182(45)6104
	交通事故相談 (交通事故に伴う損害賠償問題など)	㉜ 秋田県生活センター 月～金 9:00～17:00	秋田市中通2-3-8 アトリオン7F	018(836)7804・7805
	外国人からの相談 (日常の困りごとやどこに聞けばよいか分からぬ相談など)	㉝ 秋田県外国人相談センター 月～金 9:00～17:45 【英語・中国語・韓国語】 木 13:00～17:00 【タガログ語・ベトナム語】 事前予約制 ※県内9地域に地域外国人相談員を配置しております、各地域での相談受付も可能(日本語対応のみ)	秋田市中通2-3-8 アトリオン1F (公益財団法人秋田県国際交流協会内)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談専用ケイヤル 018(884)7050 ・メール soudan21@aiahome.or.jp

資料5 用語集

	用語	解説	頁
あ	秋田県子ども・若者支援ネットワーク会議	子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条の規定により設置している協議会。教育、福祉、医療、雇用などの分野の機関で構成。年2回程度開催し、社会的自立に困難を抱える子ども・若者の支援に関して情報交換や協議を行っている。	4
	秋田県青少年健全育成審議会	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第20条の規定により設置されている審議会。優良図書等の推奨、有害図書類の指定、青少年の健全な育成に関する事項等を調査審議する。	5
	あきた女性活躍・両立支援センター	企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関するワンストップ相談窓口。平成30年6月1日に、秋田県商工会連合会内へ開設した。	2
	あきたスマートカレッジ	県生涯学習センターが開催している講座。秋田のよさや秋田を動かしている人、現代的課題・地域課題を知り、行動の原動力となるような学びの機会を県民に提供することにより、県民の地域理解と社会参加を促進し、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の構築を目指している。	62
	あきた家族ふれあいサンサンデー運動	県では、毎月第3日曜日を「あきた家族ふれあいサンサンデー」と定め、家族同士が触れ合う機会を増やすことを呼びかけている。	55
	あきたリフレッシュ学園	様々なストレスを抱え、休養を必要としている小・中学生を対象に、自然体験や農業体験、読書等の活動を通して心身のリフレッシュを図る場と機会を提供することを目的としている。北秋田市にある宿泊型の適応指導教室。	42
	あったか声かけ運動	あきた家族ふれあいサンサンデー運動の取組の一環として行う声かけ運動のこと。大人から子どもへ積極的にあいさつや声かけをすることで、「地域で子どもを育てる」機運を醸成する。	55
	一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」と女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」があり、それぞれ、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備や、女性の活躍推進を図るために必要な雇用環境の整備などについて定める。一定規模の事業主に、策定・届け出の義務があるほか、それ以外の事業主にも策定の努力義務が課されている。	2 23 64
	イングリッシュキャンプ	県内の小中学校・高等学校の児童生徒を対象に実施している、ALT等と共に過ごし、生きた英語や異文化を体験する英語漬けの合宿。	49
	インターネットセーフティ	インターネットによる有害情報やトラブルから社会全体で子どもたちを守り、インターネットを健全に利用できるように安全で安心な利用環境を整える取組。	33 56

	用語	解説	頁
か	虐待事案検証委員会	虐待等による死亡事案等が発生した場合に設置される、第三者委員会。事案の分析・検証を行い、今後の児童虐待の未然防止、早期発見・対応のための関係機関等の支援のあり方等の検討を行う。	24 34 56
	キャリア教育推進協議会	全県の高等学校が参加する協議会で、キャリア教育について広く周知し、キャリア教育の在り方に関する協議を行うことを目的としている。	47
	キャリア探究アドバイザー	インターンシップや探究的な学習活動を積極的に行っていいる進学希望者の多い高校3校にキャリア探究アドバイザーを配置している。地域企業等との連携による生徒の探究的な学習活動の支援や、地域企業情報の提供、インターンシップ等の体験的な学習活動の支援を行い、大学卒業後を含めた県内就職の増加を図っている。	52
	くるみん	次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度。	64
	広域カウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度な知識及び経験を有する専門家。県教育委員会が、学校における教育相談体制の充実を図るために配置し、主に県内の小学校からの教育相談の要請や各校種における緊急時の教育相談等に対応している。	39 42
	結婚支援センター	平成23年4月に県や全市町村、民間団体が共同で設立。結婚を希望する方に会員登録してもらい、AI（人工知能）マッチングシステムによるマッチング（お見合い）支援やコーディネーターによる結婚相談などを行っている。	65
	こころとからだの相談室	県が開設している相談窓口で、妊娠、不妊、不育、女性の健康に関する悩みについて、専門の医師や助産師等がメールや電話で相談に応じている（不妊、不育については面接相談も行っている）。	46
	子育て世代包括支援センター	母子保健法に基づいて市町村が設置し、「ネウボラ」とも呼ばれる。保健師や助産師などの専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、地域の関係機関との連携を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な支援を行っている。	23
	子ども110番の家	地域のボランティアにより運営されており、子どもが不審者に声を掛けられたり、身の危険を感じて助けを求めてきたとき、その子どもを一時的に保護し、警察等へ通報する役割を担う。	32
	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等について、基本理念や国・地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めている法律。	1 4

	用語	解説	頁
	子ども・若者育成支援大綱	子ども・若者育成支援推進法第8条の規定により、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようとするための支援その他の取組に関する基本的な方針等について、国が定めている。	1
さ	里親制度	様々な事情により家庭で生活できない子どもを、児童福祉法に基づき、温かい愛情と正しい理解をもった家庭の中で養育する制度。	24 25 35 54
	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目指し、国の行動計画策定指針や地方公共団体・事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策について定めている法律。	2 23 64
	市民活動サポートセンター	地域づくり活動の推進を図るため、県が3地区（県北・中央・県南）に設置した相談窓口で、市民活動に関する各種相談対応や情報発信などをしている。	63
	周産期医療	妊娠から出生後7日未満までの「周産期」において妊娠、分娩に関わる母胎・胎児管理と出生後の新生児管理を主な対象とする医療。	21
	1・2高校進学指導協議会	進学指導の情報共有や協議を目的とし、進学を希望する生徒が多い1・2校が参加する協議会。近年は1・2校以外の高校も多数参加し、大学入試改革に向けた対応や課題について協議を行っている。	47
	スクールガード	各小学校区の地域住民による、登下校時の見守り活動や巡回パトロール、危険箇所の監視などを行う学校安全ボランティア。	40
	スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度な知識及び経験を有する専門家。県教育委員会が、学校における教育相談体制の充実を図るために配置し、主に県内の市町村立中学校及び県立高等学校における教育相談に対応している。	39 42
	スクールソポーター	退職した警察官等をスクールソポーターとして各警察署等に配置。学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回・相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。	32
	全国学力テスト	国が義務教育の機会均等と水準の維持向上を目的として平成19年度から実施している学力調査。県では、調査の結果から本県の学力や学習状況を把握するとともに、改善のための指導資料の作成や学校訪問を行うことで、市町村教育委員会や各小・中学校の授業改善等の取組を支援している。	8 47
	総合型地域スポーツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されている。	30 45

	用語	解説	頁
た	体力合計点	8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン（又は持久走）、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ（中学生はハンドボール投げ））の記録を種目別得点表にあてはめて得られる点数を合計した点数。	2 30 45
	男女共同参画副読本	様々な教育・学習機会において、ジェンダーにとらわれない考え方を児童生徒に身につけてもらうために、県が作成・配布している副読本。	3
	地域学校協働本部	学校支援活動、放課後や土曜日の学習支援、家庭教育支援及び学びによるまちづくり等の地域活動等により、地域と学校が協働して子どもたちの成長を支えていく取組に参画する地域の構成員の総称。活動の企画や地域・学校との連絡調整を行う地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等から構成される。	31 40
な	ニート	「Not in Education, Employment or Training」の頭文字をとった略語で、「雇用から離れ、就職意欲もなく、教育も職業訓練も受けていない若者」を意味し、就職したいが就職活動をしていない又は就職したくない若者のこと。	14 16 66
は	ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて概ね自宅にひきこもっている状態をいう。	14 16 66 67
	ひきこもり相談支援センター	県が開設したセンターで、ひきこもり状態にある本人や家族などからの相談を受け付けており、専任の相談員が継続的・総合的に支援を行う。	3 67
	フィルタリング	インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能。青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の規定により、携帯電話事業者は、青少年の利用に対し、原則としてフィルタリングサービスを提供する義務が課せられている。	2 10 11 33 35 56
	福祉犯	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律や児童福祉法に違反する行為など、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪。	32
	放課後子ども教室	各市町村において、小学校の余裕教室や地域の児童館・公民館等を活用して、全ての子ども（主に小学生）を対象に、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域との交流機会を提供する取組。	31 40
	放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく「放課後児童健全育成事業」により、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊びや生活の支援を提供する取組。	2 31

	用語	解説	頁
よ	要保護児童対策地域協議会	地方自治体・関係機関・団体等で構成される協議会で、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不適切である児童、保護者の養育を支援する必要がある児童等について、適切な保護・支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容を協議する。	24 34 56
わ	若者の居場所	社会的自立に困難を抱える若者が、家庭や学校、職場とは異なり自由に過ごせる場所として県内各地に設置されている居場所。	3 57 66
D	DV（ドメスティック・バイオレンス）	一般的には、「配偶者（事実婚、元配偶者含む）や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力なども含まれる。	26 35 56
S	SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。	10 56 57

第5次秋田県男女共同参画推進計画(案)の概要

資料2－1(当初所管事項)

次世代・女性活躍支援課

1 計画の性格と推進期間

- 男女共同参画社会基本法第14条第1項及び秋田県男女共同参画推進条例第7条第1項に基づく県基本計画
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第1項に基づく秋田県女性活躍推進計画と一緒に策定
- 推進期間は令和3年度から7年度までの5年間

3 基本目標

一人ひとりが個性と能力を十分に發揮できる持続可能な活力ある社会の実現

2 第4次計画の主な成果・課題等

- 「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、企業への支援を行ったことにより、一般事業主行動計画策定企業数が増加し、職場環境づくりが進んでいるものの、若年女性の県内定着を進めるためには、女性が活躍できる環境づくりを一層推進していく必要がある。
- 母子世帯における収入の状況は改善傾向にあるものの、依然として低水準であり、貧困など生活上の困難に陥りやすい女性が安定した生活ができる環境づくりを進める必要がある。
- 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識への反対意見は徐々に増えているものの、依然6割にとどまっていることから、多様性に配慮しつつ、男女共同参画センターにおける普及啓発を更に進めるとともに、各種団体や市町村等との地域ネットワークを強化する必要がある。

【主な指標と実績値】

指標(施策目標)	単位	R2 現状値	R1 実績値	R2 目標値
女性の管理職登用率等を盛り込んだ行動計画を策定した300人以下の事業所数	事業所	※H28 64	206	250
県内民間事業所における男性の育児休業取得率	%	3.4	8.8	7.0
「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合	%	53.2	60.3	61.8
男女共同参画センターの利用者の数	人	77,290	80,009	85,800

4 主な施策の内容と指標

推進の柱1 あらゆる分野における女性の活躍推進

施策の方向(1)【女性が活躍し続けられる職場づくりの推進】

- ・経済団体等と連携し企業における女性活躍や従業員の仕事と家事・育児等との両立支援の取組を促進
- ・女性が活躍できる業種・職種の拡大や企業等における女性の登用を促進
- ・男性の育児・介護休業等を取得しやすい環境づくりを促進
- ・多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業等の取組を促進

施策の方向(2)【女性一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進】

- ・女性のキャリア形成や起業等に対する支援を強化
- ・魅力ある職場づくり等による若年女性の県内定着を促進
- ・男性の家事・育児・介護等への参画を促進

施策の方向(3)【地域社会における女性の参画拡大】

- ・地域活動の中心となって活躍できる女性人材を育成
- ・地域づくり活動に女性も含めたあらゆる世代の参画を促進
- ・国際的視野を身につけた人材を育成

【主な指標と目標値】

指標	単位	R1実績値	R7目標値
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数(従業員数300人以下の企業)	社	206	600
県内民間事業所における男性の育児休業取得率	%	8.8	12.0
支援を通じて定着した若年女性の数(累計)	人	125	1,100
自治会長における女性の割合	%	2.1	5.9

推進の柱2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現

施策の方向(1)【性暴力やハラスメント等の根絶】

- ・被害者等に対する相談体制の充実など、性犯罪・性暴力への対策を推進
- ・DV防止の普及啓発や学校等における予防教育の充実
- ・関係団体との連携等による普及啓発など、ハラスメント根絶に向けた取組を推進

施策の方向(2)【ライフステージに応じた健康づくりへの支援】

- ・発達の段階に応じた健康教育を充実するほか、健康経営に積極的に取り組む企業等の取組を支援するなど、性差に応じた健康の維持・増進に向けた取組を推進
- ・妊娠婦や乳幼児に対する健康診査等の充実など、総合的な母子保健対策を推進
- ・多様な活動の支援など、高齢者の自立生活と介護予防を推進

施策の方向(3)【生活上の困難を抱える家庭等に対する支援】

- ・ひとり親家庭の実情に応じ経済面や就業をきめ細かに支援
- ・ニートやひきこもり状態等の困難を有する子ども・若者を支援

【主な指標と目標値】

指標	単位	R1実績値	R7目標値
DV予防教育の実施高校数	校	28	34
秋田県版健康経営優良法人の認定数	法人	32	70
母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合	%	17.1	20.6
若者の自立支援を通じた進路決定者数(累計)	人	113	500

推進の柱3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

施策の方向(1)【人権の尊重と理解促進】

- ・多様性に配慮しつつ、固定的な性別役割分担意識の更なる解消に向けた啓発活動を推進
- ・副読本の活用など、人権の尊重を促進する教育の充実

施策の方向(2)【行政分野等における率先した取組の推進】

- ・行政分野等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ・県及び市町村の委員会・審議会等への女性の参画拡大
- ・行政分野における男性の育児休業取得を促進

施策の方向(3)【男女共同参画センターにおける取組の連携強化】

- ・地域における女性活躍や両立支援の推進に向けた更なる意識の醸成
- ・男女共同参画センターを核として地域住民や市町村、関係団体等の連携による地域ネットワークの機能を強化

【主な指標と目標値】

指標	単位	R1実績値	R7目標値
「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合	%	60.3	65.3
県職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	%	6.4	15.0
県職員の男性育児休業取得率	%	5.3	10.0
男女共同参画センターの利用者の数	人	80,009	80,000

資料 2-2 (当初所管事項)

第5次秋田県男女共同参画推進計画

(案)

秋 田 県

目 次

第1章 第5次秋田県男女共同参画推進計画の策定に当たって 1

1 計画策定の趣旨	1
2 第4次計画の指標と達成状況	1
3 第4次計画策定後の状況の変化	5
4 男女共同参画社会の形成と女性活躍の推進に向けての課題	6
5 計画の目標	8
6 計画の性格と期間	8

第2章 第5次秋田県男女共同参画推進計画の体系と施策の方向 9

1 計画の体系	9
2 推進の柱と施策の方向	10
推進の柱1 あらゆる分野における女性の活躍推進	10
施策の方向 (1) 女性が活躍し続けられる職場づくりの推進	10
(2) 女性一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進	11
(3) 地域社会における女性の参画拡大	13
推進の柱2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現	13
施策の方向 (1) 性暴力やハラスメント等の根絶	14
(2) ライフステージに応じた健康づくりへの支援	15
(3) 生活上の困難を抱える家庭等に対する支援	16
推進の柱3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化	17
施策の方向 (1) 人権の尊重と理解促進	17
(2) 行政分野等における率先した取組の推進	18
(3) 男女共同参画センターにおける取組の連携強化	19
3 計画の指標	20

第3章 推進体制 21

1 計画の推進体制	21
2 計画の進行管理	21

参考資料

○秋田県男女共同参画推進条例	23
○男女共同参画に関する国内外の動き	27
○第4次秋田県男女共同参画推進計画の指標（施策目標）の達成状況	31
○関連する県の主な計画等	32
○秋田県男女共同参画審議会委員名簿及び計画策定経過	33
○用語解説	34

第1章 第5次秋田県男女共同参画推進計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

県では、平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、平成13年4月に「秋田県男女共同参画推進計画」を策定しました。その後は、5年毎にこの計画の見直しを行い、策定を繰り返し、平成14年4月施行の秋田県男女共同参画推進条例（平成14年県条例第18号。以下「条例」という。）にも基づきながら、男女共同参画の推進に総合的かつ計画的に取り組んできました。

また、平成28年3月に策定した第4次秋田県男女共同参画推進計画（以下「第4次計画」という。）においては、平成27年9月に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第6条第1項の規定に基づく、都道府県区域内の女性の職業生活における活躍（以下「女性活躍」という。）の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）と一体的に策定し、令和2年度までの5年間の計画期間は女性活躍の推進にも取り組んできました。

これまでの取組の成果や社会情勢の変化等を踏まえながら、本県における男女共同参画と女性活躍の推進に関する施策を更に推し進めるため、第5次秋田県男女共同参画推進計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 第4次計画の指標と達成状況

第4次計画は、「男女が自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会の構築」を基本目標とし、その下に3つの推進の柱と35の指標を設けて進行を管理してきました。令和元年度末時点において、目標値を達成した指標は、「こころとからだの相談室相談者数」（達成率171.9%）など8指標、達成率80%未満の指標は、「子宮がん検診受診率」（達成率30.5%）など9指標となっています。

なお、「男女賃金格差」など3指標は目標値を設定していません。

推進の柱	目標値に対する達成率別の指標数			
	100%超	80~90%台	80%未満	実績のみ
1 あらゆる分野における女性の活躍推進	6	8	5	3
2 男女が認めあい思いやる関係の構築	1	5	3	-
3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化	1	2	1	-
合計	8	15	9	3

※令和元年度末実績値による

推進の柱別の主な指標の状況は次のとおりです。(全35指標の達成状況は31ページ)

(1) あらゆる分野における女性の活躍推進

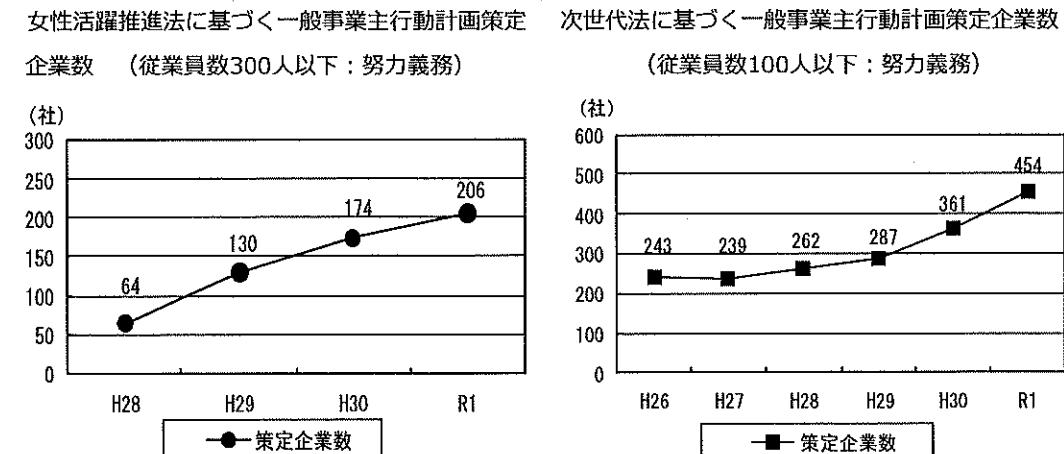
「女性の管理職登用率等を盛り込んだ行動計画を策定した300人以下の事業所数」は、平成27年に女性活躍推進法第27条第1項の規定に基づく協議会として設置した「あきた女性の活躍推進会議」において、経済団体等と行政とが共通認識のもと一体となって、広く女性活躍の推進に関する気運の醸成とともに、その環境づくりに取り組んできたほか、平成30年6月に経済団体と連携して設置した「あきた女性活躍・両立支援センター」の女性活躍・両立支援推進員の企業訪問による働きかけや、女性活躍・両立支援アドバイザー（社会保険労務士）の派遣による一般事業主行動計画の策定支援などにより、事業所数は着実に増加しています。

また、「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定件数（従業員100人以下の企業）」も同様に、「あきた女性活躍・両立支援センター」が行う支援などにより、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく策定件数は着実に増加し、目標を大幅に超える達成率となっています。

「男性の育児休業取得率」と「事業所における女性管理職（係長相当職以上）の割合」は、低率で推移しているものの、増加傾向にあります。

【データ】

■県内の一般事業主行動計画策定企業数の推移



<参考> 従業員数301人以上：義務 84社(R1)

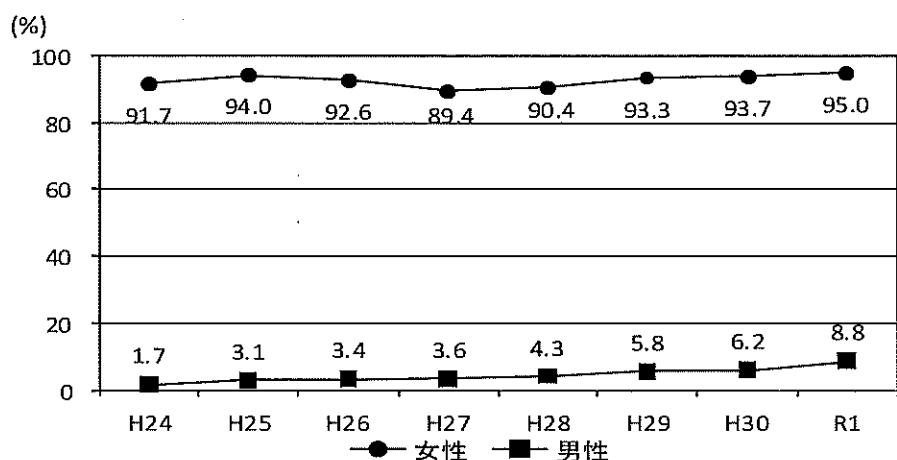
<参考> 従業員数101人以上：義務 333社(R1)

資料出所：厚生労働省「都道府県別女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」

厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」

【データ】

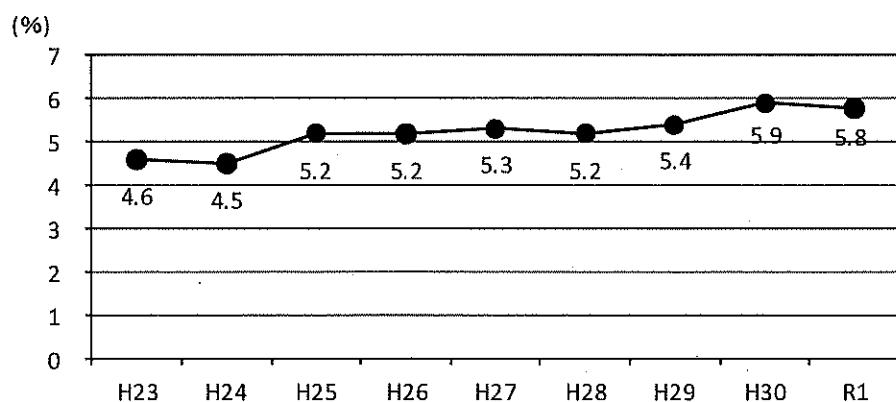
■ 県内の事業所における育児休業取得率の推移



資料出所：県雇用労働政策課「労働条件等実態調査」

【データ】

■ 県内の事業所における女性管理職（係長相当職以上）の割合の推移



資料出所：県雇用労働政策課「労働条件等実態調査」

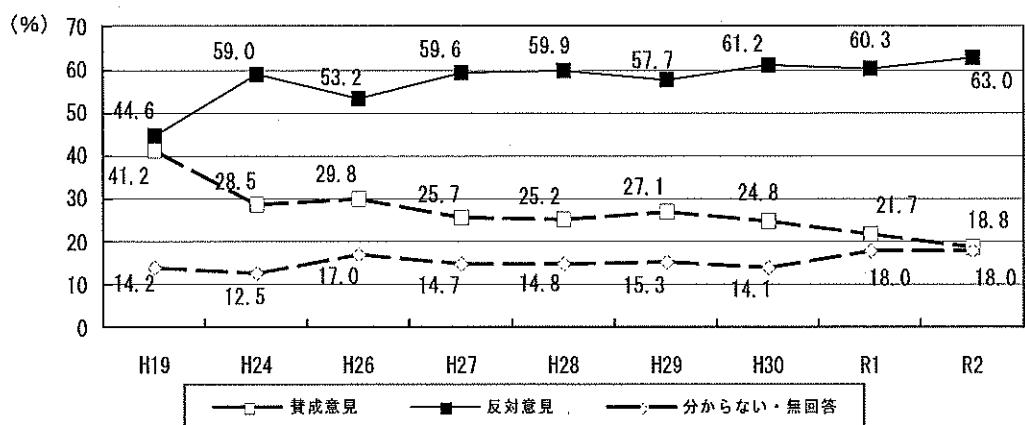
※この割合は、全労働者に対する女性管理職の割合を示すものである

(2) 男女が認めあい思いやる関係の構築

『「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見（反対・どちらかといえば反対）の割合』は、平成30年度に初めて6割を超え、令和2年度には63.0%となり、県民の固定的な性別役割分担意識は、着実に解消に向かっています。

【データ】

■県内の「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合の推移



資料出所：H19,H24は県次世代・女性活躍支援課「秋田県男女の意識と生活実態調査」

H26～R2は県総合政策課「県民意識調査」

(3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

県内3か所に設置している男女共同参画センターでは、地域における男女共同参画の推進拠点として、情報や研修機会の提供とともに、活動団体相互の交流やその活動の支援等を実施しており、その利用者数は平成28年度に初めて8万人を超えて以降、8万人台で推移しています。

【データ】

■男女共同参画センターの利用者の数

単位：人

センター別	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
北部男女共同参画センター		18,455	19,150	20,537	20,631	20,760	19,515
中央男女共同参画センター		44,996	44,439	45,526	46,229	53,134	46,519
南部男女共同参画センター		13,839	14,153	14,406	14,970	14,422	13,975
合 計		77,290	77,742	80,469	81,830	88,316	80,009

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

3 第4次計画策定後の状況の変化

第4次計画を策定してからこれまでの間に、次のとおり社会状況等の変化がありました。

(1) 本県の人口は、第4次計画を策定した平成27年度以降も減少が続き、平成29年には100万人を下回り、令和2年10月現在の人口は約95万2千人となっています。

平成27年と令和2年の県総人口と年齢3区分別人口割合を比較すると、人口減少と少子高齢化が急速に進んでいることが見て取れます。

	県総人口	年少人口割合 (0~14歳)	生産年齢人口割合 (15~64歳)	老人人口割合 (65歳以上)
平成27年10月	1,023,119人	10.5%	55.7%	33.8%
令和2年10月	952,005人 (△71,114人)	9.7% (△0.8ポイント)	52.4% (△3.3ポイント)	37.9% (+4.1ポイント)

資料出所：県調査統計課「秋田県年齢別人口流動調査」

また、人口の社会減については、「あきた未来総合戦略」に基づき、施策・事業を一貫的かつ総合的に推進してきた結果、直近1年間で3千人を割り込むなどの明るい兆しが見られるものの、依然として15歳から39歳までの若年層の社会減は多く続いていること、特に女性は男性に比べて多くなっています。

[単位：人]

	15~39歳人口			社会減		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性
平成27年	219,385	112,365	107,020	△ 4,170	△ 1,888	△ 2,282
平成28年	209,559	107,385	102,174	△ 3,932	△ 1,796	△ 2,136
平成29年	201,990	103,688	98,302	△ 3,903	△ 1,726	△ 2,177
平成30年	194,302	99,916	94,386	△ 4,075	△ 1,896	△ 2,179
令和元年	187,078	96,513	90,565	△ 3,699	△ 1,627	△ 2,072
令和2年	180,514	93,229	87,285	△ 3,356	△ 1,543	△ 1,813

資料出所：県調査統計課「秋田県年齢別人口流動調査」

(2) 平成29年1月に施行された改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）では、介護休業の分割取得など、仕事と介護の両立支援制度が見直されるとともに、出産及び育児休業等の制度の利用に関する言動により労働者の就業環境が害されることのないよう、雇用管理上の措置を講ずることを事業主に新たに義務づけるなど、仕事と育児の両立支援制度が見直されました。

また、平成29年10月に施行された改正後の同法では、育児休業などを取得しやすい就業環境の整備等を進めていくため、育児休業期間の延長など育児休業制度が見直されたほか、育児目的休暇の新設等が行われました。

- (3) 平成29年4月に県組織を改組し、移住・定住や少子化対策など最重要課題である人口減少対策と秋田の創生を進めるため、あきた未来創造部を設け、その下で男女共同参画と女性活躍の推進に関する施策に総合的かつ計画的に取り組む部署として、次世代・女性活躍支援課を設置しました。
- (4) 平成30年4月にスタートした「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」では、重点戦略1「秋田の未来につながるふるさと定着回帰戦略」において、女性が活躍し続けられる職場づくりの推進や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を強化するとともに、県民が主体となった男女共同参画の推進に取り組むことにしています。
- (5) 平成30年5月23日公布・施行された政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号。以下「政治分野における男女共同参画推進法」という。）では、地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に向けて、実態の調査や情報の収集のほか、啓発活動等を行うよう努めることが定められました。
- (6) 令和2年4月にスタートした「第2期あきた未来総合戦略」では、基本目標3「結婚・出産・子育ての希望をかなえる社会づくり」において、「あらゆる分野における女性の活躍推進」を掲げ、女性一人ひとりが活躍できる環境づくりと女性が活躍し続けられる職場づくりの推進に取り組むことにしています。
- (7) 平成28年4月に施行された女性活躍推進法の一般事業主行動計画の策定・届出義務については、令和元年6月に法改正され、その対象となる事業主の常時雇用する労働者数301人以上が、令和4年4月1日から101人以上に拡大されることになりました。

4 男女共同参画社会の形成と女性活躍の推進に向けての課題

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の形成とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」としています。

また、女性活躍推進法において、女性活躍の推進は、「職業生活における活躍に係る男女間の格差の実績を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進などの職業生活に関する機会の積極的な提供等を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるように行われなければならない」としています。

これらの実現に向けては、これまでの取組の成果や社会情勢の変化等による課題を踏まえ、次のとおり取り組んでいく必要があります。

(1) あらゆる分野における女性の活躍推進

人口減少や少子高齢化が急速に進行している本県においては、県の活力を維持・向上させるため、社会のあらゆる分野において女性一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備していかなければなりません。

このため、企業における女性の登用促進など女性活躍の推進とともに、従業員の仕事と家事・育児・介護等の両立支援（以下「両立支援」という。）や、男性の家事・育児・介護等への参画を促進するなど、女性が活躍し続けられる職場づくりを推進するほか、人材の養成等を図りながら地域社会への女性の参画拡大を進めていく必要があります。

また、15歳から39歳までの若年女性における人口の社会減は男性に比べて多いことから、県内への定着を促進するためにも、女性一人ひとりが活躍できる環境づくりを推進する必要があります。

(2) 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現

性犯罪・性暴力をはじめ、配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

このため、性に起因した暴力をめぐる状況の多様化に対応しながらも、特に女性に対する暴力の根絶に向けて取組を強化する必要があります。

また、県民誰もが生涯にわたり性差に応じて健康な生活を営むことができるとともに、経済社会における男女が置かれた状況の違いなどから女性が陥りやすい貧困等生活上の困難の解消を図るために、ライフステージに応じた健康づくりへの支援や、多様な困難を抱える家庭等に対するきめ細かな支援など、健康で明るく安全・安心に暮らせるための環境を整備する必要があります。

(3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合は6割を超えるなど、県民の固定的な性別役割分担意識は変わってきていますが、未だ性差による偏見や格差は存在していることから、多様性に配慮しつつ、こうした意識の解消や、人権尊重を基盤とした教育の充実を図る必要があります。

また、女性活躍を推進する中で、行政分野において政策・方針決定過程における女性の参画を進めることは率先垂範する役割を果たすことから、民間等の取組に波及させていくためにも、県及び市町村が女性の登用促進等に積極的に取り組む必要があります。

さらに、県民が主体となった男女共同参画社会の実現が図られるよう、男女共同参画センターを中心に、地域住民や市町村、関係団体等との連携による地域ネットワークの機能強化などを図っていく必要があります。

5 計画の目標

本計画では、男女共同参画と女性活躍を推進していくために、「一人ひとりの尊重」、「能力発揮」、「意思決定への参画」のほか、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」を主要な視点とし、加えて、SDGsを踏まえたジェンダー平等の視点により、本県ならではの持続可能な社会の実現を目指す趣旨から、基本目標とそれを推進する3つの柱を次のとおりとします。

○基本目標

「一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる持続可能な活力ある社会の実現」

○推進の柱

- ①あらゆる分野における女性の活躍推進
- ②健康で明るく安全・安心な暮らしの実現
- ③男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

6 計画の性格と期間

(1) 計画の性格

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第1項の規定による「都道府県男女共同参画計画」及び秋田県男女共同参画推進条例第7条第1項の規定による「基本計画」とともに、女性活躍推進法第6条第1項の規定による「女性活躍推進計画」を一体的に策定したものであり、今後県が行う男女共同参画と女性活躍の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるためのものです。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から7年度までの5年間とします。

第2章 第5次秋田県男女共同参画推進計画の体系と施策の方向

1 計画の体系

推進の柱	施策の方向	基本施策
1 あらゆる分野における女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> — (1) 女性が活躍し続けられる職場づくりの推進 — (2) 女性一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進 — (3) 地域社会における女性の参画拡大 	<ul style="list-style-type: none"> — ①企業等における女性の活躍推進や両立支援に向けた取組の促進 — ②女性が活躍する業種・職種の拡大 — ③企業等における女性の登用促進 — ④男性の育児・介護休業等を取得しやすい環境づくり — ⑤新たな働き方の導入による多様なライフスタイルの実現 — ①女性のキャリア形成や再就職に向けた支援の強化 — ②女性の起業に対する支援 — ③若年女性の県内定着の促進 — ④男性の家事・育児・介護等への参画促進 — ①地域で活躍する人材の養成 — ②地域づくり活動への参画拡大 — ③国際的視野を持った人材の育成
2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> — (1) 性暴力やハラスメント等の根絶 — (2) ライフステージに応じた健康づくりへの支援 — (3) 生活上の困難を抱える家庭等に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> — ①性犯罪・性暴力への対策の推進 — ②DV防止の普及啓発・学校等における予防教育の充実 — ③ハラスメントの根絶 — ①発達の段階に応じた健康教育の充実 — ②生涯を通じ性差に応じた健康の維持・増進 — ③母性保護と母子保健に関する施策の充実 — ④高齢者の自立生活と介護予防の推進 — ①ひとり親家庭等への支援 — ②子ども・若者の自立に向けた力を高める取組の推進
3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> — (1) 人権の尊重と理解促進 — (2) 行政分野等における率先した取組の推進 — (3) 男女共同参画センターにおける取組の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> — ①固定的な性別役割分担意識の更なる解消に向けた啓発活動の推進 — ②男女平等など人権の尊重を促進する教育の充実 — ①政治や行政分野における女性の参画拡大 — ②県及び市町村の委員会・審議会等への女性の参画拡大 — ③行政分野における男性の育児休業取得の促進 — ①地域における女性活躍・両立支援の意識啓発の推進 — ②情報発信と地域ネットワークの機能強化

2 推進の柱と施策の方向

推進の柱1 あらゆる分野における女性の活躍推進

人口減少や少子高齢化が急速に進む中、本県の活力を維持・向上していくためには、経済活動や地域活動など社会のあらゆる分野において、女性の活躍を推進していくことが重要です。

このため、企業等における女性の登用促進や新たな働き方の導入など女性が活躍し続けられる職場づくりを進めます。

また、きめ細かなサポートや魅力ある職場づくりによる若年女性の県内への定着の促進や、男性の家事・育児・介護等への参画促進など、女性一人ひとりが活躍できる環境づくりを進めます。

さらに、地域で活躍する人材の養成や地域活動への支援など、地域社会における女性の参画拡大に取り組みます。

施策の方向（1）女性が活躍し続けられる職場づくりの推進

女性が職場で生き生きと活躍できるよう、官民一体となり気運の醸成を図るとともに、経済団体等と連携しながら企業等における女性活躍や両立支援の取組を促進します。

また、あらゆる産業分野で女性が活躍できるよう、女性が少ない業種・職種の雇用拡大に向けた取組を進めるほか、企業等における女性の登用を促進するため、積極的な意識啓発を図ります。

さらに、男性の職業生活と家庭生活の両立に向けた積極的な意識啓発を図り、企業等における男性の育児・介護休業等を取得しやすい環境づくりを促進するほか、ワーク・ライフ・バランスが実感できるよう、多様で柔軟な働き方の実現に向けて経済団体等と連携しながら、企業等における取組を促進します。

【基本施策】

①企業等における女性の活躍推進や両立支援に向けた取組の促進

経済団体や労働団体、行政等が一体となり設置した「あきた女性の活躍推進会議」において、女性活躍の推進に向けた気運の醸成を図るとともに、その環境づくりに取り組みます。

また、女性活躍推進法及び次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定など、企業等における女性活躍と両立支援の取組が促進されるよう、経済団体等と連携しながら法制度や優良事例等を普及啓発するとともに、専門家派遣による指導・助言などの支援を引き続き実施します。

さらに、一般事業主行動計画を策定した企業等の取組が継続して実施され、より質の高い魅力ある職場づくりが促進されるよう、取組の実施状況の点検・評価やその結果に基づく実効性のある対策など、一般事業主行動計画の次期計画の策定に向けた指導・助

言等の支援を強化します。

②女性が活躍する業種・職種の拡大

本県の基幹産業である農業分野では、高齢化と新規就農者の減少により担い手不足が深刻であるため、女性農業士の育成などにより、女性の参画をさらに拡大するとともに、その取組を支援するほか、農業経営への参画促進と家族経営における女性の地位や役割の明確化を図るため、家族経営協定の締結と活用を促進します。

また、建設分野においては、男女ともに働きやすい職場環境の整備を進めるとともに、建設現場で活躍している女性の事例等を紹介するなど、女性の参画を促進します。

さらに、女性に魅力ある業種・職種のニーズを把握しながら、経済団体等と連携し、女性の雇用が少ない様々な業種における優良な取組等を紹介するなど、普及啓発を進めます。

③企業等における女性の登用促進

女性が企業等の責任ある地位で活躍することは、多様な視点によるイノベーションを促進し、企業等の持続的な成長にもつながるものであり、このためには、企業経営者や管理職をはじめ全ての労働者の意識を変えることが重要であることから、女性の登用促進に向けた積極的な意識啓発を図ります。

また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性の登用を積極的に進めている企業等に対し、公共調達における加点評価など優先的な受注機会を拡充することにより、企業等における女性の登用を促進します。

④男性の育児・介護休業等を取得しやすい環境づくり

育児や介護等の家庭生活の多くを女性が担っており、女性活躍を困難にしていることから、女性の登用促進と同様に、全ての労働者に対し、男性の職業生活と家庭生活の両立に向けた積極的な意識啓発を図ります。

また、企業等における育児・介護休業等を取得しやすい環境づくりが促進されるよう、経済団体等と連携しながら、国の支援制度の周知を図るほか、次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定に取り組む企業等を支援します。

⑤新たな働き方の導入による多様なライフスタイルの実現

男女ともに職業生活と家庭生活を両立し、ワーク・ライフ・バランスが実感できるよう、働き方改革による長時間労働の削減はもとより、新たな働き方のリモートワークやフレックスタイム制度、短時間勤務制度の導入など、多様で柔軟な働き方の実現に向けて経済団体等と連携しながら、企業等における取組を促進します。

■ 施策の方向（2）女性一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進

女性が自らの意思によってその個性と能力を十分に発揮しながら、女性活躍に取り組むことができるよう、職業生活における女性のチャレンジを支える必要があることから、キャリ

ア形成や起業等に対する支援を強化します。

また、進学や就職を機に県外流出が最も多い若年女性を対象に、魅力ある職場づくりを進めながら、県内への定着を促進します。

さらに、家庭生活の多くの女性が担っている実態を踏まえ、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。

【基本施策】

①女性のキャリア形成や再就職に向けた支援の強化

女性の新規就業を促進するため、結婚や出産等で離職するなどして、現在積極的な就職活動を行っていない女性を対象に、就業に対しての意識啓発や、就業への支援を行うとともに、受入企業に対する意識啓発等を行います。

また、子育て家庭における仕事と子育ての両立を支援するため、保育士や放課後児童クラブ支援員等の新規人材の確保や保育者が働き続けられる職場環境整備を行うとともに、保育ニーズに対応した市町村の施設整備の支援を引き続き実施し、保育の受け皿を充実させ、待機児童の解消を図ります。

②女性の起業に対する支援

起業の促進は、経済活性化と新たな雇用を生み出す非常に重要なものであり、県内で起業しやすい環境づくりを進め、起業家を育成する必要があります。

このため、女性があらゆる産業分野で意欲的に起業し、その経営が継続できるよう、潜在的起業者層への情報や交流機会の提供とともに、確実に起業に結びつけるための伴走支援など、起業支援機関との連携による支援を行います。

③若年女性の県内定着の促進

本県の人口の社会減においては、依然として若年層の進学や就職を機とした県外転出が多く続いており、特に若年女性の転出は男性に比べて多くなっています。

このため、若年女性に向けた情報発信の充実や魅力ある職場づくりなどによる県内定着を促進します。

また、若年女性等の早期離職防止を図るため、企業経営者を対象に、若年女性等の育成や就労意欲を高めるためのノウハウ、好事例等を提供するセミナーを開催するなど、職場環境の改善に向けた支援を行います。

④男性の家事・育児・介護等への参画促進

男性の家事・育児・介護等の家庭生活への参画の促進は、これらの多くの女性が担っている実態を踏まえ、女性活躍を推進する上で解決しなければならない重要な課題です。

このため、共働きで子育てをしている夫婦や、男性が子育てに熱心な家庭のほか、ロールモデルとなるような夫婦・家族の姿などに関する情報を積極的に発信します。

また、こうした意識を育むために、出産前から夫婦で産後の環境の変化や子育てへの考えを共有し、親になった喜びを感じることができるよう、乳幼児の父親やプレパパを

対象とした子育て等を学ぶ講座を開催し、父親の育児参画を促進するとともに、子育て家庭を孤立させないよう支えていく地域づくりを進める上でも、父親同士のネットワークづくりを支援します。

■ 施策の方向（3） 地域社会における女性の参画拡大

人口減少が進行し、地域活力の低下が懸念される中にあって、活力がある、持続可能な地域社会とするためには、地域活動や地域づくりにおいて、性別や年齢等による役割の固定化をなくし、女性の参画を進めることが重要です。

このため、地域活動の中心となって活躍できる女性の育成を図るとともに、女性の意見が反映されるような環境づくりを進めます。

また、地域づくり活動に女性も含めたあらゆる世代の参画を促進するとともに、国際的視野を持った人材の育成を図ります。

【基本施策】

①地域で活躍する人材の養成

地域において男女共同参画推進の中心的役割を担うあきたF・F推進員の資質向上を図りながら、市町村との連携による活動の促進を図るとともに、自治会活動や消防団活動など地域活動の中心となって活躍できる女性リーダーを育成するために、市町村と協働し、女性を対象とした研修の実施や普及啓発などの取組を推進します。

②地域づくり活動への参画拡大

地域コミュニティを維持しながら、多様化・複雑化する地域課題を解決するため、地域づくり活動に女性も含めたあらゆる世代の参画を促進するとともに、県民が主体となって展開する地域活動への支援や地域づくり人材の育成を進めます。

③国際的視野を持った人材の育成

男女共同参画の推進には、国際規範の遵守や海外の取組の評価など、世界の中における日本という意識が必要であり、国際社会における男女共同参画の状況を踏まえ、国際的な視野を身につけた人材の育成を図ります。

■ 推進の柱2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現

性犯罪・性暴力をはじめ配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画を推進していく上で克服すべき重要な課題であることから、この根絶に向けた取組をより一層強力に進めます。

また、県民誰もが生涯にわたり性差に応じて健康な生活を営むことができるよう、発達の段階に対応した健康教育の充実や、高齢者の自立生活と介護予防の推進など、ライフステージに応じた健康づくりの取組を推進します。

さらに、経済社会における男女が置かれた状況の違いなどから、女性が陥りやすい貧困等生活上の困難の解消を図るために、多様な困難を抱える家庭等に対して、実情に応じたきめ細かな支援を行います。

施策の方向（1）性暴力やハラスメント等の根絶

性犯罪・性暴力や配偶者等からの暴力のほか、職場におけるハラスメントなどは、依然として深刻な社会問題となっており、こうした状況に引き続き的確に対応する必要があります。

このため、性に起因した暴力の根絶はもちろんのこと、当事者とならない教育をはじめ、暴力を容認しない社会環境の整備等に取り組みます。

【基本施策】

①性犯罪・性暴力への対策の推進

性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることから、この根絶に向け関係機関が相互に連携し、発生の防止に努めます。

また、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減とその健康回復を図るため、「あきた性暴力被害者サポートセンター（ほっとハートあきた）」において、被害直後から警察や医療機関等と連携した総合的な支援を行うとともに、関係機関・団体が連携し、犯罪被害者等に対する相談体制の更なる充実を図ります。

さらに、各学校において全ての教職員に対し、犯罪被害者等支援の必要性と関係機関の具体的な支援方法等を周知するほか、「非行防止教室」の実施等により、犯罪抑止のための教育を進めるとともに、生命の尊さを学び大切にする教育、一人ひとりを尊重する教育を更に推進し、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの発達段階に配慮した教育の充実を図ります。

②DV防止の普及啓発・学校等における予防教育の充実

配偶者や恋人など親密な関係にある者の間における暴力は、家庭等の閉鎖された空間に潜在化しがちで、被害者が相手から逃げるなど自分の身を守るための正常な判断ができないほど気力を奪い、被害者的心身に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

このため、DV防止キャンペーン等の啓発により、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識を浸透させるとともに、関係機関との連携による相談体制を強化し、被害者に対する保護と自立を支援する取組の充実を図ります。

また、大学生や高校生など未婚の若年層や障害を持つ方においても、交際相手による身体的暴力や、相手を傷付ける言動等が問題視されていることから、互いを尊重し合う対等な関係を築く方法や相手のことを認めるコミュニケーションの仕方等について、授業をはじめとした様々な教育活動を通じて伝えるほか、障害福祉サービス事業所において普及啓発を行うなど、性別を問わず被害者にも加害者にもならない予防教育の充実を図ります。

さらに、加害者対策の推進については、国や関係団体等の加害者更生プログラムなどの取組について情報収集に努めながら、加害者からの相談体制のあり方を検討します。

③ハラスメントの根絶

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、男女が共に仕事と生活を両立しにくい職場の雰囲気や、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタニティハラスメント等）などの背景となっているほか、男性を中心とした労働慣行の大きな要因にもなっており、女性活躍の妨げとなります。

このため、県民誰もが職場や学校、家庭、地域などのあらゆる場においてハラスメントに遭わない安心な暮らしができるよう、この要因の根底にある固定的な性別役割分担意識の解消に向けた普及啓発を、男女共同参画センターを中心に市町村や関係団体と連携等しながら行うほか、特に職業生活においては、様々な機会を捉えて雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）について周知し、企業等において法令に沿った措置が実施されるよう啓発を行います。

■ 施策の方向（2） ライフステージに応じた健康づくりへの支援

生涯を通じた健康の保持のため、男女がお互いの性差に応じた健康上の課題について理解を深めつつ、生涯にわたり包括的に健康を維持できるよう支援するための取組を推進します。

また、高齢化が進行する中で、高齢者の社会参加や生きがいづくり活動のほか、介護予防につながる活動等を促進し、高齢者が健康で自立した生活を送ることができる社会づくりを推進します。

【基本施策】

①発達の段階に応じた健康教育の充実

近年、性情報が氾濫するなど、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中、性に関して、子どもたちが男女共に正確な知識をもち、適切に理解し行動できるよう、学校において全ての教職員が性に関する指導について共通理解を図りながら、教育活動全体を通じて横断的な取組を推進します。

②生涯を通じ性差に応じた健康の維持・増進

思春期から更年期に至る女性の各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みについて、安心して相談できる体制づくりを推進するとともに、科学的根拠に基づくがん検診の推進等に取り組みます。

また、働き盛り世代の職場における様々な健康に係る取組を促すため、秋田県版健康経営優良法人認定制度の普及を進めます。

③母性保護と母子保健に関する施策の充実

市町村の「子育て世代包括支援センター」における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備に支援するとともに、不妊に悩む人への様々な支援の充実を図ります。

また、女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう、周産期医療対策の推進や妊娠婦・乳幼児に対する健康診査、保健指導の充実を図るなど、総合的な母子保健対策を推進します。

④高齢者の自立生活と介護予防の推進

超高齢化の時代を迎え、とりわけ女性の平均寿命が長くなる中、高齢者が豊かな経験や知識・技能を活かして行うボランティアや就労的活動への参加を促進するとともに、介護予防・重度化防止のために地域住民が主体に行う運動教室や趣味活動などの「通いの場」において、多様な活動が行われるよう支援します。

また、高齢期の健康づくり対策として、栄養・食生活改善や運動の奨励、歯科口腔の定期的な管理やフレイル・オーラルフレイルの予防に関する普及啓発を推進します。

さらに、在宅で介護に取り組む家族等（ケアラー）に対する必要な介護サービスの確保や、相談・支援体制の強化により、高齢者が住み慣れた地域において生きがいを持って生活することができる取組を進めます。

施策の方向（3） 生活上の困難を抱える家庭等に対する支援

男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規労働者の割合が高いことにより、経済社会における男女が置かれた状況に違いがあるとともに、ひとり親家庭の多くが母子世帯であるなど、特に女性が貧困等生活上の困難に陥りやすい現状にあります。

このため、雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた取組を進めるとともに、ひとり親家庭の実情に応じた経済的支援や就業支援などきめ細かな支援を行います。

また、性別に関係なくニートやひきこもり状態等の困難を抱える子ども・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、多様な主体間の連携により、切れ目のない支援を行います。

【基本施策】

①ひとり親家庭等への支援

生活上の困難に陥りやすい非正規労働者やひとり親家庭が、経済的な不安や悩みを抱えずに安心して暮らせるよう、男女の均等な機会と公正な待遇の確保や女性の就業継続・再就職支援に向けた取組を進めるほか、児童扶養手当などの経済的支援とともに、母子家庭・父子家庭それぞれの悩みや課題に適切に支援できる相談・情報提供体制の充実を図ります。

②子ども・若者の自立に向けた力を高める取組の推進

性別に関係なくニートやひきこもり状態にある子ども・若者が、社会への一步を踏み出すためには、相談者に寄り添う、励ますなど地道な対応が必要です。

このため、県ひきこもり相談支援センターにおいて、電話や面接による本人・家族からの相談に対応するとともに、相談支援体制の整備や関係機関の連携強化に取り組みます。

また、地域若者サポートステーションにおけるジョブトレーニングのほか、職場ふれあいやコミュニケーションスキルアップへの支援などを通じて、継続的に社会と関わる機会の確保や就業に向けた支援を行います。

推進の柱3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、多様性に配慮しつつ、固定的な性別役割分担意識の解消や、人権尊重を基盤とした教育の充実を図ります。

また、企業や団体等における女性の活躍推進に向けた取組を波及させていくためにも、行政分野において政策・方針決定過程への女性の参画を促進するなど率先した取組を進めます。

さらに、県民が主体となった男女共同参画社会の実現が図られるよう、男女共同参画センターを中心に、地域における女性活躍等の意識醸成を図るとともに、地域住民や市町村、関係団体等の連携による地域ネットワークの機能強化等に取り組みます。

施策の方向（1）人権の尊重と理解促進

県民誰もが平等で、お互いの尊厳を重んじた対等な関係づくりを進めるため、多様性に配慮しつつ、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発や人権教育等の充実を図ります。

【基本施策】

①固定的な性別役割分担意識の更なる解消に向けた啓発活動の推進

性別に関わらず、人がどう生きるかは、個人がその考え方や能力に合わせて決定すべきものであり、「男なら」「女なら」こうあるべきという社会的に形成された枠組みで制限されることは、男女共同参画社会の実現にとって大きな妨げとなります。

「男は仕事、女は家庭」という考えに代表される固定的な性別役割分担意識は、平成30年度の調査において、「反対意見の割合」が61.2%と調査開始以来初めて6割を超える、令和2年度の調査では63.0%と、県民の意識は大きく変わってきています。

こうした意識を更に高めて、多様性や男女の人権が尊重される社会を実現するため、啓発活動を推進します。

②男女平等など人権の尊重を促進する教育の充実

男女が共に自立して個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女平等の理解を促していくことが重要です。

このため、家庭や学校において、副読本を活用するなどにより、性別を理由とする差別の解消や男女の本質的平等のほか、「男だから」「女だから」という偏見や決めつけをもたせない教育を推進します。

また、性同一性障害など性的マイノリティの子どもの存在にも配慮し、教育の場において児童生徒の心情をしっかり受け止めたきめ細かな対応を行います。

施策の方向（2） 行政分野等における率先した取組の推進

本県の行政分野等における政策・方針決定過程への女性の参画は、依然として低水準にとどまっていることから、企業や団体等における女性の活躍推進に向けた取組に波及させていくためにも、県が女性の登用促進に積極的に取り組むとともに、市町村に対しても取組が進むよう働きかけを行います。

また、県内における男性の育児参画の気運を高めるためにも、県が率先して男性職員の育児休業取得を促進するとともに、市町村に対しても取組が進むよう働きかけを行います。

【基本施策】

①政治や行政分野における女性の参画拡大

県は、県政の様々な分野において女性の活躍を推進するため、女性職員の班長職への登用や企画業務への配置等を通じて、マネジメント能力や政策形成能力の向上に努めるとともに、女性職員を対象としたキャリア研修の実施や若年層から多様な分野を経験させるなどにより計画的に育成し、登用率の目標を設定の上、積極的に管理職へ登用します。

また、教育分野においては、キャリアアップを意識した業務分担を行い、適任者には管理職試験の受験を促すことにより、公立学校の管理職に占める女性の割合を高めます。

さらに、市町村に対しては、計画的に女性職員の職域の拡大や育成等を行いながら、登用率の目標を掲げて管理職への登用を推進するよう働きかけます。

加えて、政治分野における男女共同参画推進法の施行に伴い、法に基づく実態の調査や情報収集、啓発活動等に取り組みます。

②県及び市町村の委員会・審議会等への女性の参画拡大

県は、女性を含めた多様な人材の登用を進めるために共同公募を実施するとともに、庁内横断的に情報共有するなど、審議会等への女性委員の登用促進に取り組みます。

また、市町村に対しては、審議会等への女性委員の参画率の目標を掲げて、女性委員の登用に取り組むよう働きかけます。

③行政分野における男性の育児休業取得の促進

県は、新たに子どもが生まれる男性職員がいる所属長に対し、職員との面談を通じ、子育てに関する休暇等の取得希望や取得時期を記載する「育児プランシート」の作成を義務付けするなど、男性職員の育児参画を促進します。

また、市町村に対しては、個別の事情を踏まえながら取得率の目標を掲げて、男性職員の育児参画を促進するよう働きかけます。

施策の方向（3）男女共同参画センターにおける取組の連携強化

県内3か所に設置している男女共同参画センターは、男女共同参画に関する情報や研修機会の提供とともに、活動団体相互の交流やその活動の支援を実施するなど、地域に密着した男女共同参画を推進するための拠点として重要な役割を担っていますが、地域のニーズや課題が多様化する社会に対応し、センターの役割が十分に果たせるような支援等に取り組んでいく必要があります。

このため、これまでの男女共同参画に関する情報や研修機会の提供、団体の活動支援等に加え、地域における女性活躍や両立支援の意識醸成に取り組むとともに、地域住民や市町村、関係団体等の連携による地域ネットワークの機能強化を図るなど、県民の主体的な男女共同参画を促進します。

【基本施策】

①地域における女性活躍・両立支援の意識啓発の推進

男女共同参画センターにおいて、情報や研修機会の提供のほか、人材の育成等を引き続き行うとともに、性別に関係なく各地域で働く県民を対象とした講座や研修会を開催するなど、地域における女性活躍や両立支援が進むような意識醸成につながる普及啓発等を強化します。

②情報発信と地域ネットワークの機能強化

県内3か所の男女共同参画センターを核とした地域ごとに、男女共同参画や女性活躍の推進に関する情報の発信により地域活動が促進されるよう、ウェブサイトやSNS等を活用した情報提供を強化します。

また、地域住民をはじめ、あきたF・F推進員や各種団体、市町村等との連携により地域ネットワークの機能強化を図り、地域における男女共同参画の形成に向けた取組を推進します。

3 計画の指標

推進の柱及び施策の方向	指 標	単位	R1実績値	R7目標値
推進の柱1 あらゆる分野における女性の活躍推進				
(1) 女性が活躍し続けられる職場づくりの推進	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数(従業員数300人以下の企業)	社	206	600
	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数(従業員数100人以下の企業)	社	454	640
	建設業における女性労働者の割合	%	14.3	18.0
	家族経営協定締結数	戸	793	943
	女性の農業士認定者数	人	235	247
	県内民間事業所の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	%	18.6	21.5
	県内民間事業所における男性の育児休業取得率	%	8.8	12.0
(2) 女性一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進	キャリア形成支援による女性の再就職者数	人	370	420
	保育所等の待機児童数(翌年度4月1日現在)	人	22	0
	放課後児童クラブ待機児童数(翌年度5月1日現在)	人	51	0
	支援を通じて定着した若年女性の数(累計)	人	125	1,100
	積極的に育児をしている父親の割合	%	H30 64.6	80.0
(3) 地域社会における女性の参画拡大	女性の消防団員数	人	390	465
	自治会長における女性の割合	%	2.1	5.9
推進の柱2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現				
(1) 性暴力やハラスメント等の根絶	DV予防教育の実施高校数	校	28	34
	ハラスメントの相談体制を整備した事業所の割合	%	-	参考値
(2) ライフステージに応じた健康づくりへの支援	乳がん検診受診率	%	H30 17.7	50.0
	子宮頸がん検診受診率	%	H30 14.1	50.0
	秋田県版健康経営優良法人の認定数	法人	32	70
	こころとからだの相談室相談者数	人	232	243
(3) 生活上の困難を抱える家庭等に対する支援	母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合	%	17.1	20.6
	若者の自立支援を通じた進路決定者数(累計)	人	113	500
推進の柱3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化				
(1) 人権の尊重と理解促進	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合	%	60.3	65.3
	男女共同参画意識を高める副読本の活用率	%	81.3	85.0
	「学校では男子も女子も同じように活躍の場がある。」と考えている児童生徒の割合	%	92.3	93.6
	「社会では男女とも平等に活躍できる場がたくさんある。」と考えている児童生徒の割合	%	69.2	71.3
(2) 行政分野等における率先した取組の推進	県職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	%	6.4	15.0
	公立学校の管理職に占める女性の割合	%	15.6	20.0
	市町村職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	%	16.9	20.0
	県の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	34.4	40.0
	市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	23.6	30.0
	女性の農業委員割合	%	14.5	20.0
	県職員の男性育児休業取得率	%	5.3	10.0
	公立学校等の男性育児休業取得率	%	3.0	13.0
	市町村職員の男性育児休業取得率	%	9.0	10.0
(3) 男女共同参画センターにおける取組の連携強化	男女共同参画センターの利用者の数	人	80,000	80,000

第3章 推進体制

本計画を具体的に推進していくために、県の各部局・各機関が一体となって施策を進めるとともに、国、市町村、企業、NPO等の各種団体、県民等との密接な連携を図りながら、関係施策を総合的かつ計画的に推進します。

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

庁内においては、「秋田県女性の活躍推進本部」により、各部局が共通認識を持ち、連携、調整を図りながら、女性活躍とともに男女共同参画の推進に関する施策を進めます。

(2) 市町村との連携・協働

市町村ごとに、地域の実情に応じた男女共同参画と女性活躍に関する施策が推進されるよう、市町村と連携・協働を図るとともに、情報の提供や助言など必要な協力を行います。

(3) NPO等各種団体との連携・協働

県内3カ所に設置している男女共同参画センターを通じて、交流機会や情報の提供とともに、相談への対応等により、男女共同参画を推進するNPOなどの団体やグループ等の活動を支援します。

(4) 経済団体等との連携

女性活躍推進法に基づく協議会として設置した「あきた女性の活躍推進会議」により、経済団体等と行政とが共通認識のもと一体となって、地域の実情に応じた女性活躍の推進に関する取組について協議を行いながら、女性活躍の気運醸成や環境づくりを進めます。

(5) 男女共同参画に関する相談・苦情の適切な処理

中央男女共同参画センターに設置しているハーモニー相談室をはじめ、県の各部局・各機関において、男女共同参画に関する相談や苦情について適切に対応します。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクルを導入し、実績を把握して施策の効果を検証するとともに、課題を整理して次年度の施策・事業に反映させます。

(1) 実績等の把握及び公表

県は、毎年、条例に基づき、男女共同参画と女性活躍の推進状況及び実績等を把握し、公表します。

（2）計画の変更

県は、計画期間中であっても計画内容について必要な検討を行い、緊急な課題や新たな取組が必要になった場合には、条例に基づき、「秋田県男女共同参画審議会」の意見等を聴いた上で、必要に応じて本計画を変更する場合があります。

（3）新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年2月以降、日本国内において新型コロナウイルス感染症が拡大し、特に大都市部での感染拡大により、人口集中の負の側面が浮き彫りになるとともに、リモートワークなどビジネスのオンライン化の加速や、若い世代を中心とした地方への関心の高まりなど、社会のあり方が大きく変わりました。本計画の推進に当たってはこうした変化を踏まえながら、施策の方向性を維持しつつ、今後の県内における新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて弾力的に対応していきます。

參考資料

○秋田県男女共同参画推進条例

(平成十四年三月二十九日秋田県条例第十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本的施策（第七条—第十五条）

第三章 性別による人権侵害の禁止（第十六条）

第四章 苦情の処理（第十七条・第十八条）

第五章 秋田県男女共同参画審議会（第十九条—第二十三条）

附則

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において、今なお残されており、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。

一方、少子高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化に伴い、自然、文化、産業、人材等あらゆる資源を有効に活用し、豊かで活力のある社会を形成していくことが求められている。

これらの課題を克服するためには、社会における制度や慣行が男女の自由な活動の選択に影響を及ぼさないようにすることにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが何よりも重要である。

ここに、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、事業者、市町村等との協調を図りながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本指針）

第三条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本的な指針として推進されなければならない。

- 一 男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任による多様な生き方を選択できることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 男女の社会における活動の選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- 三 男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動を行うことができるようすること。

五 男女が、それぞれの身体についての特徴を理解し合うことにより、妊娠、出産等に係る相互の判断を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康に生活できるようにすること。

六 國際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

七 県、事業者、県民及び市町村が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条各号に掲げる基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本指針を尊重し、当該事業者に雇用される男女が能力を十分に発揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

第二章 基本的施策

(基本計画)

第七条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する協力)

第八条 県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び施策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力をを行うものとする。

(県民等に対する支援)

第九条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動について、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女間の暴力の防止に関する取組)

第十一條 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(教育の充実等)

第十二条 県は、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、事業者

及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第十三条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年六月とする。

(調査研究等)

第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第十五条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

第三章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止)

第十六条 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。）をしてはならない。

第四章 苦情の処理

(苦情の処理)

第十七条 県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者（次条において「県民等」という。）は、前条に規定する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは、知事に対し、苦情の処理の申出をすることができる。

2 知事は、前項に規定する申出があったときは、関係機関と協力して当該申出に係る事項の処理に努めるものとする。

3 知事は、第一項に規定する申出に係る事項を処理させるため、男女共同参画苦情調整員（以下「苦情調整員」という。）を置く。

4 苦情調整員は、必要に応じて、第一項に規定する申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができるものとする。

第十八条 県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について苦情がある場合は、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、次条に規定する秋田県男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

第五章 秋田県男女共同参画審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

第十九条 第七条第三項及び第十八条第二項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進について

の重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第二十条 審議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第二十一条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十二条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第二十三条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により定められた男女共同参画計画は、第七条の規定により定められた男女共同参画基本計画とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「交通安全対策会議の委員及び専門委員」を
「交通安全対策会議の委員及び専門委員
男女共同参画審議会の委員」

○男女共同参画に関する国内外の動き

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際婦人年（目標：平等、開発、平和） ○ 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総理府に総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置 ○ 総理府に婦人問題担当室を設置 	
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連婦人の10年（～1985年（昭和60年）） ○ ILO事務局に婦人労働問題担当室新設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民法の一部改正 離婚後の姓氏統称制度の新設 	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内行動計画策定 ○ 国立婦人教育会館オープン 	
1979年 (昭和54年)	○ 第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」を採択		<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生部青少年課に婦人対策担当設置
1980年 (昭和55年)	○ 「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）女子差別撤廃条約の署名式「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民法及び家事審判法の一部改正 配偶者の法定相続分を1/3から1/2へ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 婦人問題懇話会設置 ○ 婦人の意識調査実施 ○ 秋田県婦人問題懇話会提言 「婦人の地位向上と社会参加を進めるために」
1981年 (昭和56年)	○ 第67回 ILO総会（ジュネーブ）で「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均衡待遇に関する条約（156号）」を採択	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内行動計画後期重点目標策定（婦人問題企画推進本部） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生部青少年課を生活環境部青少年婦人課に改称 ○ 秋田県婦人生活記録史の編纂に着手 ○ 第一次県内行動計画策定 「秋田の未来をひらく婦人のための県内行動計画」 ○ 婦人問題中央会議（ハーモニーネット代表者会議）開催
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> ○ 婦人行政推進連絡会議（男女共同参画政策推進連絡会議）開催
1984年 (昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 国籍法の一部改正（S60施行） 子の戸籍を父系血統主義から父母両系主義へ ○ 第1回日本女性会議開催（名古屋市） 	
1985年 (昭和60年)	○ 「国連婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択 NGOフォーラム開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「男女雇用機会均等法」成立（S61施行） ○ 労働基準法一部改正（S61施行） 女子の休日・深夜労働等の禁止条項を緩和 ○ 「女子差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全県婦人のつどい開催 ○ 秋田県婦人生活記録史刊行 ○ 秋田県婦人問題懇話会より提言「21世紀へのかけ橋—新しい男女共同社会をめざして—」
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡大 ○ （財）女性職業財団発足（H5～21世紀職業財団） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第二次行動計画策定「新しい男女共同社会をめざす婦人のための県内行動計画」
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定（婦人問題企画推進本部） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 婦人の意識と生活実態調査実施
1988年 (昭和63年)			<ul style="list-style-type: none"> ○ あきた男女フォーラム開催（～H4）
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領の改訂 高等学校家庭科の男女必修 ○ 「法例の一部を改正する法律」公布（施行はH2） ○ 婚姻、親子関係における男性優先規定の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性情報誌「あきたの女性」創刊
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 國際経済社会理事会 「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択 ○ 第77回国連総会（ジュネーブ）で「夜業に関する条約（第171号）」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産省に農山村婦人対策として婦人・生活課を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秋田県婦人問題懇話会より提言 「男女共生社会の発展をめざす秋田の女性’21」
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 ○ 「育児休業法」公布（H4施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秋田県女性行政推進計画「あきた‘あきた’女と男のハーモニープラン」を策定（計画年次：H4～H12）

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新しい農山漁村の女性—2001年に向けて—(農山漁村女性に関する中長期ビジョン)策定 ○ 初の婦人問題担当大臣設置 (河野洋平内閣官房長官) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女の意識と生活実態調査実施 ○ 女性の国内交流・研修(女性の人材養成事業)実施(～H12) ○ 秋田県女性政策懇話会より提言「県の委員会・審議会等における女性委員の登用促進について」
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世界人権会議(ウィーン)で「ワイン宣言及び行動計画」を採択 ○ 「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パート労働法)」公布(一部はH6施行) ○ 地方交付税の基準財政需要額に「男女均等対策費」を算入 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年女性課に改称 ○ 「秋田県の委員会・審議会等への女性委員の登用促進要綱」制定 ○ 女性委員の登用推進会議設置(府内部局次長で構成) ○ 女性政策推進地域会議開催 ○ 男女の共同参画でつくる社会推進地域トーク開催(～H8)
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第81回ILLO総会で「パートタイム労働に関する条約(第175号)」採択 ○ 国際人口・開発会議(カイロ)で「カイロ宣言及び行動計画」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画審議会設置 ○ 総理府男女共同参画室設置(婦人問題担当室の改組) ○ 男女共同参画推進本部設置(婦人問題企画推進本部の改組) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の人材リスト作成(登録者(2月)134人) ○ 男女共同参画型社会を考えるセミナー開催 ○ 高校家庭科男女必修の実施
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ○ 第4回国連世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業給付制度施行 ○ 「育児休業法」の一部改正による介護休業制度の法制化 ○ 「家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(ILLO第156号条約)批准 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回世界女性会議の女性NGOフォーラム参加研修実施
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画ビジョン・21世紀の新たな価値の創造」答申(男女共同参画審議会) ○ 男女共同参画の形成の促進に関する新たな国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の事業助成による「男女共同参画社会の実現に向けての活動支援会議」開催(横手市) ○ 女性団体・グループ等の自主登録による「ハーモニーネット」登録開始
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「男女共同参画審議会設置法」公布 総理府に設置 ○ 「男女雇用機会均等法」・「労働基準法」改正(一部を除きH11施行) ○ 総理府が「男女共同参画白書」を発表 	○ 男女の意識と生活実態調査実施
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「男女共同参画社会基本法(仮称)の論点整理」公表 ○ 「男女共同参画社会基本法について—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハーモニーネット交流研修会実施 ○ 秋田県女性議会実施(～H12)
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○ 「食料・農業・農村基本法」が施行され女性の参画の促進を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「あきたの女性」を「La Vita」と改称しA4版化 ○ あきた'21パートナーシッププログラム事業実施 ○ 各部局に部長名で登用率促進を要請し各部局ごとの目標数値を設定
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 「政治宣言」「更なる行動とイニシアティブに関する文書」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申(男女共同参画審議会) ○ 「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方—21世紀の最重要課題ー」答申(男女共同参画審議会) ○ 「男女共同参画基本計画」策定(H13～H17) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活環境文化部県民文化政策課に男女共同参画室を設置 ○ あきたエンパワーメントサポート事業実施(～H13) ○ 「秋田県男女共同参画推進計画」策定(H13～H22) ○ 男女共同参画地域懇話会実施(～H13) ○ 「男女共同参画社会づくり功労者内閣官房長官表彰」を木内ゆめ氏が受賞
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画会議設置(内閣府の設置に伴い旧審議会を改組) ○ 男女共同参画局設置 ○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」)施行(一部はH14) ○ 育児・介護休業法一部改正 看護休暇制度の努力義務化、育休等を理由とする不利益取扱いの禁止等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秋田県男女共同参画センター開設(4月) ○ あきた女性未来塾実施 ○ 男女共同参画フォーラム開催(内閣府共催) ○ 「あきたF・F推進員」制度開始

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き
2002年 (平成14年)	○ 第2回 APEC女性問題担当大臣会合(メキシコ)大臣共同声明の採択	○ 母子健康手帳の様式改正 地域の実情や育児・出産に対する多様なニーズに対応 ○ 「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」開催、提言 ○ 女子差別撤廃条約実施状況報告(第5回)の提出	○ 秋田県男女共同参画推進条例施行(4月) ○ 生活環境文化部に男女共同参画課を設置 ○ 北部及び南部男女共同参画センター開設(7月) ○ 秋田県及び地域ハーモニー懇談会設置(～H17) ○ 男女の意識と生活実態調査実施 ○ 男女共同参画グローバル政策対話秋田会議開催(内閣府共催)
2003年 (平成15年)		○ 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行(7月)、H27までの限界立法 ○ 「児童福祉法の一部を改正する法律」(7月公布、H17.4施行)、市町村の子育て支援対策の実施を明記	○ 男女共同参画シンボルマーク決定 ○ 「男女共同参画推進員」を全課所に配置(～H27) ○ 男女共同参画テーマソング決定 ○ 男女共同参画海外セミナー実施(～H17) ○ 男女共同参画教育資料「みんなイキイキ」(小学5年用)作成
2004年 (平成16年)		○ 「DV防止法」改正	○ 男女共同参画活動拠点施設開設(6市町村) ○ 「男女共同参画統括推進員」制度を導入(～H27) ○ 男女共同参画・子育て支援共同シンポジウム開催
2005年 (平成17年)	○ 第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)	○ 「男女共同参画基本計画(第2次)策定(H18～H22)	○ 男女共同参画活動拠点施設開設(4市町村) ○ 「あきた女性チャレンジサイト」開設(～H23) ○ 秋田県男女共同参画推進計画改定、新秋田県男女共同参画推進計画策定(H18～22) ○ 「男女共同参画社会づくり表彰」創設
2006年 (平成18年)		○ 「男女雇用機会均等法」改正	○ あきた女性政策セミナー実施
2007年 (平成19年)		○ 「DV防止法」改正 ○ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ○ 内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置	○ 全市町村における男女共同参画計画の策定達成 ○ 市町村男女共同参画計画策定記念フォーラム開催 ○ 男女の意識と生活実態調査実施 ○ 「男女共同参画社会づくり功労者内閣官房長官表彰」を中嶋喜代氏が受賞
2008年 (平成20年)		○ 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ○ 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	○ 「あきた子育て応援企業表彰」創設 ○ 男女イキイキ職場知事表彰実施(5社) ○ 「女性のチャレンジ賞」をグリーンレディースにかほが受賞
2009年 (平成21年)	○ 国連女子差別撤廃委員会による最終見解が示される	○ 次世代育成支援対策推進法の改正(4月施行) ○ 育児・介護休業法改正(H22年度施行)	○ ふるさと秋田元気創造プラン策定(H22～H25)
2010年 (平成22年)		○ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定(6月) ○ 第3次男女共同参画基本計画策定(H23～H27)	○ 第3次秋田県男女共同参画推進計画策定(H23～H27)
2011年 (平成23年)	○ 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称: UN Women)」発足		○ 男女共同参画副読本「みんなイキイキ」発行
2012年 (平成24年)	○ 第56回国連婦人の地位委員会で、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○ 「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	○ 男女の意識と生活実態調査実施
2013年 (平成25年)		○ 「DV防止法」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改称、改正	○ 第2期ふるさと秋田元気創造プラン策定(H26～H29) ○ 「女性のチャレンジ賞」を能登祐子氏が受賞
2014年 (平成26年)		○ 内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置(10月) ○ 内閣官房に「すべての女性が輝く社会づくり推進室」設置 ○ 「女性が輝く先進企業表彰」創設 ○ 「地域女性活躍推進交付金」創設	○ 「女性のチャレンジ賞特別部門賞」を藤井けい子氏が受賞

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き
2015年 (平成27年)	○ 第59回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」世界閣僚会合）	○ 「女性活躍加速のための重点方針2015」決定（H27以降毎年度決定） ○ 第4次男女共同参画基本計画策定（H28～H32） ○ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布、施行（9月）	○ 「女性が輝く先進企業表彰」内閣総理大臣表彰を（株）北都銀行が受賞 ○ 「あきた女性の活躍推進会議」設置 ○ 「地域女性活躍推進補助金」創設 ○ あきた女性の活躍推進会議キックオフイベント実施 ○ 「秋田県女性の活躍推進本部」設置 ○ あきた未来総合戦略策定（H27～H31） ○ 第4次秋田県男女共同参画推進計画策定（H28～H32） ○ 「あきた女性の活躍応援ネット」開設
2016年 (平成28年)		○ 「育児・介護休業法」の改正（H29年1月施行）	「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」を木山美佐子氏が受賞、「女性のチャレンジ賞」を栗山奈津子氏が受賞 ○ 「秋田県女性の活躍推進企業表彰」創設 ○ 「日本女性会議2016秋田」開催
2017年 (平成29年)	○ G7男女共同参画担当大臣会合（イタリア）開催（11月） ○ 「WAW!（国際女性会議）2017」（東京）開催（11月）	○ 「育児・介護休業法」の改正（10月施行）	○ あきた未来創造部に次世代・女性活躍支援課を設置 ○ 「女性が輝く先進企業表彰」内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰を（社福）平鹿悠真会が受賞 ○ 第3期ふるさと秋田元気創造プラン策定（H30～H33）
2018年 (平成30年)		○ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行（5月）	○ 「あきた女性活躍・両立支援センター」開設（6月）
2019年 (平成31年) (令和元年)		○ 「女性活躍推進法の一部を改正する法律」（6月公布）	○ 「均等・両立推進企業表彰」厚生労働大臣優良賞（ファミリー・フレンドリー企業部門）を（社福）平鹿悠真会が受賞（1月） ○ 男女の意識と生活実態調査実施 ○ 第2期あきた未来総合戦略策定（R2～R6）
2020年 (令和2年)		○ 第5次男女共同参画基本計画策定（R3～R7）	○ 第5次秋田県男女共同参画推進計画策定（R3～R7）

○第4次秋田県男女共同参画推進計画の指標（施策目標）の達成状況

No	指標（施策目標）	単位	目標値	令和元年度		備考
				実績値	達成率	
1	女性の管理職登用率等を盛り込んだ行動計画を策定した300人以下の事業所数	事業所	250	206	82.4 %	
2	男女賃金格差	%	—	78.1	—	
3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定期数（従業員100人以下の企業）	件	315 ※年度末届出件数	454	144.1 %	
			1,292 ※累積件数	1,252	96.9 %	
4	男性の育児休業取得率	%	7.0	8.8	125.7 %	
5	男女イキイキ職場宣言事業所数	事業所	550	505	91.8 %	
6	認定こども園数	か所	68	95	139.7 %	
7	放課後児童クラブの設置率	%	86.0	86.1	100.1 %	
8	子育て世代包括支援センター設置数	か所	13	12	92.3 %	
9	ファミリー・サポート・センターの提供会員登録数	人	1,395	1,003	71.9 %	
10	年次有給休暇取得率	%	—	51.8	—	
11	家族経営協定締結数	戸	825	793	96.1 %	
12	女性の農業士認定者数	人	238	235	98.7 %	
13	農林水産業における女性起業（販売額500万円以上の直売組織）1組織あたりの販売額	万円	6,000	6,421	107.0 %	
14	建設業における女性労働者の割合	%	20.0	15.6	78.0 %	毎年12月末時点
15	県の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	40.0	34.4	86.0 %	
16	県職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	%	10.0	6.7	67.0 %	対象：知事部局
17	公立学校の管理職に占める女性の割合	%	20.0	15.6	78.0 %	
18	市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	30.0	23.6	78.7 %	
19	市町村の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	%	20.0	16.9	84.5 %	
20	女性の農業委員割合	%	10.0	14.5	145.0 %	
21	女性の給付比率5%達成J.A数	J.A	11	10	90.9 %	
22	事業所における女性管理職（係長相当職以上）の割合	%	—	5.8	—	
推進の柱2 男女が認めあい思いやる関係の構築						
23	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合	%	61.8	60.3	97.5 %	R2:63.0% ※年度末時点
24	男女共同参画副読本の活用率	%	85.0	81.3	95.6 %	
25	「学校では男子も女子も同じように活躍の場がある。」と考えている児童生徒の割合	%	92.5	92.3	99.8 %	
26	「社会では男女とも平等に活躍できる場がたくさんある。」と考えている児童生徒の割合	%	72.5	69.2	95.4 %	
27	D.V予防教育の実施校数	校	42	28	66.7 %	
28	乳がん検診受診率	%	48.4	※H30 17.7	36.6 %	
29	子宮がん検診受診率	%	46.3	※H30 14.1	30.5 %	
30	こころとからだの相談室相談者数	人	135	232	171.9 %	
31	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合（70歳以上）	%	54.9	46.2	84.2 %	R2:52.9% ※年度末時点
推進の柱3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化						
32	地域課題解決のための協働実践件数	件	48 ※累積件数	49	102.1 %	
33	市町村男女共同参画計画策定期率	%	100	92.0	92.0 %	
34	市町村女性活躍推進計画策定期率	%	100	68.0	68.0 %	
35	男女共同参画センターの利用者の数	人	85,800	80,009	93.3 %	

*No. 2、No. 10、No. 22は、目標値を設定しないで、実績値のみで施策の進行を管理する。

*No. 3、No. 28、No. 29、No. 32は、男女共同参画審議会からの答申を踏まえ、H31.3.29付けで目標値を変更している。

○関連する県の主な計画等

第3期ふるさと秋田元気創造プラン

趣　旨	県政の運営指針
計画期間	平成30年度～令和3年度
関連指標	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数（従業員数300人以下の企業） ・次世代法に基づく一般事業主行動計画策定企業数（従業員数100人以下の企業） ・県内民間事業所の女性管理職の割合 ・保育所等の待機児童数（翌年度4月1日現在） ・放課後児童クラブの待機児童数（翌年度5月1日現在） ・がん検診受診率（子宮頸・乳） ・若者の自立支援を通じた進路決定者数

第2期あきた未来総合戦略

趣　旨	まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本計画
根拠法令	まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）
計画期間	令和2年度～6年度
関連指標	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数（従業員数300人以下の企業） ・次世代法に基づく一般事業主行動計画策定企業数（従業員数100人以下の企業） ・県内民間事業所における女性管理職の割合 ・県内民間事業所における男性の育児休業取得率 ・翌年度4月1日時点の保育所等の待機児童数 ・秋田県版健康経営優良法人の認定数 ・「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合

第3期すこやかあきた夢っ子プラン

趣　旨	子ども・子育て支援等に関する基本計画
根拠法令	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
計画期間	令和2年度～6年度
関連指標	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代法に基づく一般事業主行動計画策定企業数（従業員数100人以下の企業） ・保育所等の待機児童数（翌年度4月1日現在） ・放課後児童クラブ待機児童数（翌年度5月1日現在） ・積極的に育児をしている父親の割合 ・母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合

第5期秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画

趣　旨	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画
根拠法令	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）
計画期間	令和2年度～6年度
関連指標	—

○秋田県男女共同参画審議会委員名簿及び計画策定経過

1 秋田県男女共同参画審議会委員（令和3年3月31日時点）

氏 名	所 属 等
遠 藤 和 彦	一般社団法人秋田県医師会
金 子 治 生	秋田県商工会連合会
木 山 美佐子	宝川みさこ餅会
小 玉 由 紀	子育てカフェ・ニコリーフ
高 橋 寛 光	あきたパパ絵本チームパパコラボ
竹 下 香 織	オルウィーヴ合同会社
竹 田 勝 美	たんぽぽ中央法律事務所
長谷部 正 直	秋田県人権擁護委員連合会
松 坂 敏 悅	公募委員（大館市下川沿地区町内会連絡協議会）
山 名 裕 子	国立大学法人秋田大学教育文化学部

2 計画策定経過

令和2年 7月30日	第1回秋田県男女共同参画審議会開催
令和2年 8月26日	第2回秋田県男女共同参画審議会開催
令和2年 9月17日	県議会総務企画委員会に計画（骨子案）提出
令和2年11月16日	第3回秋田県男女共同参画審議会開催
令和2年12月 7日～ 令和3年 1月 6日	パブリックコメント募集
令和3年 1月21日	第4回秋田県男女共同参画審議会開催
令和3年 2月10日	県議会総務企画委員会に計画（案）提出

用語解説

() は掲載ページ

○あきたF・F推進員 (P13ほか)

地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、県が平成13年度から養成している推進員のことです。令和2年度時点で99名が活躍しています。F・Fとは、フィフティ・フィフティ (Fifty-Fifty) の頭文字を取ったもので、仕事や家庭、社会へ男女が共に協力し合いながら参画し合うことを表しています。

○秋田県女性の活躍推進本部 (P21)

県庁内の各部局が共通認識を持ち、連携、調整を図りながら、女性の活躍その他の男女共同参画に関する取組を一層推進することを目的に、平成27年10月8日に設置しました。

○秋田県男女共同参画審議会 (P22ほか)

秋田県男女共同参画推進条例に基づき設置された知事の諮問機関であり、男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができます。

○秋田県版健康経営優良法人 (P15ほか)

本県の健康課題に対応した健康経営に積極的に取り組んでいると知事が認定した法人等です。
（「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。）

○あきた女性活躍・両立支援センター (P2ほか)

企業における女性の活躍推進や従業員の仕事と育児・家庭との両立支援に関するワンストップ相談窓口です。平成30年6月1日に秋田県商工会連合会内へ開設しました。

○あきた女性の活躍推進会議 (P2ほか)

女性活躍推進法第23条の規定に基づき関係機関により組織された協議会です。経済団体等と行政とが共通認識のもと一体となって、広く女性の活躍推進の機運を醸成し、女性が活躍できる環境づくりを促進することを目的に、平成27年5月21日に設置しました。

○あきた性暴力被害者サポートセンター (ほっとハートあきた) (P14)

性暴力被害者を支援するため、専門の相談窓口として県が設置した相談センターです。電話や面接での相談のほか、医療機関等への付添いなどの支援を行います。愛称は「ほっとハートあきた」です。

○一般事業主行動計画 (P2ほか)

次世代法に基づく「一般事業主行動計画」は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画で、101人以上の労働者を雇用する事業主に策定・届出の義務があり、100人以下の場合は努力義務となっています。

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」は、女性の活躍推進を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画で、301人以上の労働者を雇用する事業主に策定・届出の義務があり、300人以下の場合は努力義務となっています。（なお、策定・届出の義務は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）」により、令和4年4月1日からは、101人以上の労働者を雇用する事業主に対象が拡大されます。）

○オーラルフレイル (P16)

噛んだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能が衰えることを指し、早期の重要な老化のサインとされています。噛む力や舌の動きの悪化が食生活に支障を及ぼしたり、滑舌が悪くなることで人や社会との関わりの減少を招いたりすることから、全体的なフレイル進行の前兆となり、深い関係性が指摘されています。

○加害者更生プログラム (P15)

教育によりDV加害者の加害責任の自覚と行動の変容を促すことで、DV被害者の安全確保と被害からの回復を図るDV被害者支援プログラムです。

○家族経営協定 (P11)

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境を家族みんなで話し合い、合意のもと文書により取り決めるものです。

○通いの場 (P16)

住民が主体となって体操やレクリエーションなどの活動を通して介護予防を行う場をいいます。

○県ひきこもり相談支援センター (P17)

県が開設したもので、ひきこもり状態にあるご本人やご家族などの相談を受け付けており、専任の相談員が継続的・総合的な支援を行います。

○子育て世代包括支援センター (P16)

母子保健法に基づいて市町村が設置するもので、「ネウボラ」とも呼ばれます。保健師や助産師などの専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、地域の関係機関との連携を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な支援を行います。

○固定的な性別役割分担意識 (P3ほか)

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は、固定的な考え方により男性・女性の役割を決めている例です。

○ジェンダー (P8)

人間は生まれついての生物学的性別（セックス／SEX）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）(P2ほか)

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的に、平成17年に施行された法律です。（平成15年7月16日法律第120号）施行から10年間の時限立法でしたが、平成26年に法改正され、さらに10年間延長されました。

同法により平成23年4月1日から、従業員101人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は、従業員の仕事と子育ての両立に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられました。罰則規定はなく、同様のことが従業員100人以下の企業にも努力義務として課されています。

○女性農業士 (P11)

農業経営における女性の能力発揮と働きやすく住みやすい地域づくりの実践により、農業・農村の振興に貢献できる農業者のことです。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）(P1ほか)

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的として、公布、施行され、施行から10年間の時限立法となっています。（平成27年9月4日法律第64号）

同法により平成28年4月1日から、従業員301人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられました。罰則規定はなく、同様のことが従業員300人以下の企業にも努力義務として課されています。

なお、令和元年に法改正され、令和4年4月1日からは「行動計画」の策定と公表の義務づけの対象が、従業員101人以上の企業に拡大されます。

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 (P6ほか)

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に、平成30年5月23日に公布・施行された法律です。（平成30年5月23日法律第28号）

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

○性的マイノリティ（P18）

①生まれつきの身体の性、②性自認（「女性」「男性」あるいはその「どちらでもない」などのように、自分の性別をどのように捉えるかを指す。「心の性別」ともいう。）、③性的指向（恋愛や性愛あるいは人生のパートナーとして惹かれる人の性別との関係性のこと。同性愛、両性愛、異性愛、無性愛などがある。）、④性表現（振る舞い方や服装、髪型などの表現が「女らしい」「男らしい」「中性的」など、どのように表現されているかを指す。）の4要素において、多数の人と在り方が異なる人々のことをいいます。

性的マイノリティを表す言葉の一つとしてLesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシャル）、Transgender（トランスジェンダー）の頭文字をとった組み合わせたLGBTが使われることもあります。

○性同一性障害（P18）

心の性別と身体の性別に不一致を感じ、生活に不都合を抱えている状態についての疾患名です。

○セクシュアルハラスメント（P15）

他の者の意に反する性的言動によって、他の者を不快にしたり、肉体的・精神的な苦痛や困惑などを与えることです。「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動（いわゆるジェンダー・ハラスメント）も含みます。また、特定の相手に向けられた言動だけでなく、不特定の者に向けられた言動も含みます。

○短時間勤務制度（P11）

一日の労働時間を短縮して勤務する制度です。育児・介護休業法の改正により、平成21年に制度の導入が各事業主に義務づけられました。仕事と子育てや介護などの理由から、通常の勤務時間で働くことが難しい人たちを支える制度として、多くの人に利用されています。

○男女共同参画社会（P1ほか）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

この男女共同参画社会の定義は、男女共同参画社会基本法や秋田県男女共同参画推進条例で定められています。

○男女共同参画社会基本法（P1ほか）

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、公布、施行されました。（平成11年6月23日法律第78号）

○男女共同参画センター（P4ほか）

男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等に対し、情報及び研修の機会を提供するとともに、その団体等の交流その他の活動を支援するために設置している県の施設です。

○地域若者サポートステーション（P17）

厚生労働省の委託事業により設置された機関で、働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談、コミュニケーション訓練等によるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。

○ニート（P17）

「Not in Education, Employment or Training」の頭文字をとった略語で、「雇用から離れ、就職意欲もなく、教育も職業訓練も受けていない若者」を意味し、就職したいが就職活動をしていない又は就職したくない人をいいます。

○ハーモニーリング（P21）

中央男女共同参画センター内に設置する相談室で、配偶者からの暴力相談をはじめ、生き方、夫婦・親子関係、からだや性、LGBTQなど様々な問題について不安や悩みを抱えている方のために、相談員による電話相談・面接相談を実施しています。

○非行防止教室 (P14)

学校内外における教育活動の一環として、児童生徒にとって、その規範意識を高め、犯罪について正しく理解し、社会情勢などについて学習するとともに、集団の秩序を守りつつ、他者を思いやり、他者を傷つけず、他者からも攻撃を受けないよう、自分で自分の身を守る知識やスキルを身に付けることを学習するために行われるものです。

○副読本 (P18)

学校などの教育、学習機会において、男女が協力して仕事や家事・育児に取り組む意義や、性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会等について、学び考えるための資料です。

○フレイル (P16)

高齢になって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態をいいます。筋力などの身体機能の低下より先に、社会参加など他者との交流が減ったり、口の機能が衰えたりすること（オーラルフレイル）から始まります。しかし、早めに発見して適切な対応を行うことにより改善できる状態です。

○フレックスタイム制度 (P11)

労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めるこことによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度です。

○プレパパ (P12)

もうすぐ父親になる人をいいます。「pre=（以前の）+papa」

○放課後児童クラブ (P12ほか)

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく「放課後児童健全育成事業」により、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊びや生活の支援を提供する取組のことです。放課後児童クラブ支援員は、有資格者である放課後児童クラブの職員であり、平成27年度より保育士資格等の有資格者や実務経験一定年数以上の者で、都道府県が実施する研修を終了することが要件となっています。

○マタニティハラスメント (P15)

働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントで、日本労働組合総連合会（連合）は、働く女性を悩ませる「セクハラ」「パワハラ」に並ぶ3大ハラスメントとして位置づけています。

○リモートワーク (P11)

情報通信技術(ICT = Information and Communication Technology)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。

○ワーク・ライフ・バランス (P6ほか)

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことです。

少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにするほか、企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むことにより、多様な人材を活かした競争力の強化、従業員の意欲向上や業務効率化による生産性の向上など、企業経営でもメリットがあるとされています。

○DV（ドメスティック・バイオレンス）(P14ほか)

一般的には、「配偶者（事実婚、元配偶者含む）や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力なども含まれます。

○N P O (Non-Profit Organization) (P21)

医療、福祉や環境保全、地域おこしなど、様々な分野で営利を目的にしない市民の自発的な意志により活動する団体（民間非営利活動団体）のことです。

○ P D C A サイクル (P21)

「Plan=計画」「Do=実行」「Check=評価」「Action=改善」の4つの英単語の頭文字です。4つの段階を循環的に繰り返し行うことで、品質管理や業務などを改善・効率化することができる方法です。

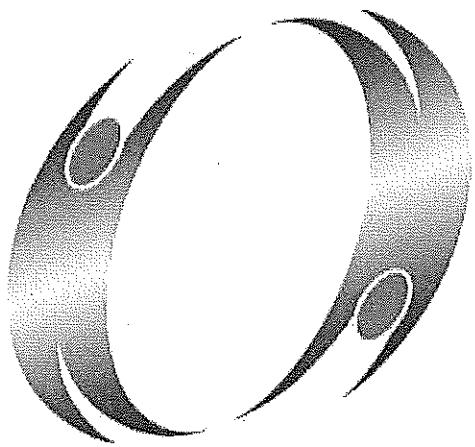
○ S D G s (P8)

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称です。平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際社会共通の目標であり、「ジェンダー平等」など17のゴールがあります。

○ S N S (Social Networking Service) (P19)

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことをいいます。

秋田県あきた未来創造部
次世代・女性活躍支援課
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
TEL 018-860-1555
FAX 018-860-3895
E-mail persons@pref.akita.lg.jp



(秋田県男女共同参画シンボルマーク)

秋田県市町村未来づくり協働プログラムについて

地域づくり推進課
次世代・女性活躍支援課

1 事後評価について

令和2年度は大仙市、横手市、八峰町、潟上市、男鹿市、上小阿仁村、能代市、大館市、井川町で事後評価を行い、当部所管プロジェクトの評価結果は次のとおり。

(1) 大仙市 「日本一の花火のまち」産業創出プロジェクト

実施期間	H28～R1	市町村事業費	1,112百万円	県交付金	200百万円
経済波及効果	1,754百万円（直接・一次・二次波及効果の計）				
主な取組	①花火伝統文化継承資料館「はなびアム」の整備【981百万円】 ②花火の伝統と文化の継承に繋げる環境整備【31百万円】 花火関連資料の収集・アーカイブ化、花火学習プログラムの整備 等				
評価概要	主なプロジェクト成果指標と達成状況			目標値	実績値
	①花火伝統文化資料館の利用者数 ②花火資料の収集点数			30,000人 10,000点	33,455人 16,069点
	花火資料の収集については専任部署を設けたことなどにより、目標を大きく上回ったほか、全国的にも珍しい花火に関する展示に加え、定期的な企画展示や特別展示などの開催により、「はなびアム」の利用者数は目標値を大きく上回った。 以上の評価結果やアドバイザー等の意見を踏まえ、今後は以下の方針のもと取組を推進していく。 ・花火資料の公開方法の検討と調査・研究を通じた魅力的な施設づくり ・花火セミナーの拡大・拡充による花火振興を支える人材の創出と育成 ・「大曲の花火」の情報発信や花火資料館、煙火製造工場との連携を通じた体験メニューの造成、通年で誘客が図られる仕組みづくり ・世界の都市との交流による「大曲の花火」の発信、花火ブランドの戦略的な展開				
	達成率 112% 161%				

(2) 男鹿市 男鹿の恵みを活かす観光振興プロジェクト

実施期間	H28～R1	市町村事業費	989百万円	県交付金	200百万円
経済波及効果	3,915百万円（直接・一次・二次波及効果の計）				
主な取組	①複合観光施設の整備【915百万円】 道の駅「オガーレ」の整備、急速冷凍設備の導入等 ②男鹿版DMOの設立【56百万円】				
評価概要	主なプロジェクト成果指標と達成状況			目標値	実績値
	①複合観光施設利用者数 ②観光入込客数			180,000人 2,220千人	211,072人 2,472千人
	新たな拠点として整備された「オガーレ」は成果指標を達成しているほか、現在では地域産業振興の一翼を担い、市内事業者の新たな商業施設としての地位を確立している。他方で、宿泊客数は成果指標を達成しておらず、更なる取組が必要と言える。 以上の評価結果やアドバイザー等の意見を踏まえ、今後は以下の方針のもと取組を推進していく。 ・販路拡大を目的とした商品開発と、地元事業者支援につながる「オガーレ」への出品やふるさと納税の返礼品登録の推進 ・男鹿駅と道の駅おがの接続整備の完成を踏まえた、一体的な事業展開 ・地元が一体となった物産館運営、時化時の急速冷凍商品の活用				
	達成率 117% 111%				

(3) 上小阿仁村 多様な交流の推進による地域力強化プロジェクト

実施期間	H28～R1	市町村事業費	541百万円	県交付金	200百万円												
経済波及効果	—																
主な取組	①集住型宿泊交流拠点施設「コアニティー」の整備【535百万円】 ②里山を活用した交流の推進【6百万円】 地域資源を活用した体験メニュー造成や首都圏大学等との地域ぐるみの交流 等																
評価概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主なプロジェクト成果指標と達成状況</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①宿泊交流施設利用者数</td> <td>10,000人</td> <td>11,412人</td> <td>114%</td> </tr> <tr> <td>②体験メニュー参加人数</td> <td>1,000人</td> <td>435人</td> <td>44%</td> </tr> </tbody> </table> <p>放課後児童クラブや各種会議、体験・研修活動のほか、県外大学のフィールドスタディ等でも利用され、令和元年度の利用者数は目標値を上回り、令和3年度からは秋田県林業大学校の研修も予定されるなど、更なる利用が見込まれる。</p> <p>体験メニュー参加者数は目標には到達しなかったが、本プロジェクトを一つの契機として、農家民宿の開業が予定されるなど、今後の交流人口の拡大が期待される。</p> <p>以上の評価結果やアドバイザー等の意見を踏まえ、今後は以下の方針のもと取組を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な世代が集う交流の場としての拠点機能強化と、村の自然や食、歴史・文化等を生かした体験メニューの開発、さらなる誘客強化 ・住み慣れた地域で安心して暮らせる高齢者の見守り・支え合い体制の整備 ・(一社) 秋田犬ツーリズムや北秋田・上小阿仁まるごと体験推進連絡会と連携した観光情報の発信、大学のフィールドスタディや林業・農業研修等の誘致推進 					主なプロジェクト成果指標と達成状況	目標値	実績値	達成率	①宿泊交流施設利用者数	10,000人	11,412人	114%	②体験メニュー参加人数	1,000人	435人	44%
主なプロジェクト成果指標と達成状況	目標値	実績値	達成率														
①宿泊交流施設利用者数	10,000人	11,412人	114%														
②体験メニュー参加人数	1,000人	435人	44%														

(4) 能代市 道の駅を核とした地域活性化プロジェクト

実施期間	H28～R1	市町村事業費	361百万円	県交付金	200百万円												
経済波及効果	6,255百万円（直接・一次・二次波及効果の計）																
主な取組	①道の駅の集客力向上と滞在時間延長のための取組【229百万円】 親水空間エリアと多目的広場の整備、きみまち阪公園や七座山等への遊歩道整備 等 ②広域的な情報発信拠点としての機能強化【132百万円】 歴史民俗資料コーナーの整備、物販イベント等の開催 等																
評価概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主なプロジェクト成果指標と達成状況</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①道の駅ふたつい来訪者数</td> <td>300千人</td> <td>1,118千人</td> <td>373%</td> </tr> <tr> <td>②親水空間エリアでの体験イベント参加者数</td> <td>1,000人</td> <td>848人</td> <td>85%</td> </tr> </tbody> </table> <p>多目的広場や親水空間エリアといった新たな機能の整備等により、道の駅ふたついの来訪者数が目標を大幅に上回った。一方で、親水空間エリアでの体験イベント参加者数と市内地域資源の来場者数については目標の8割程度に留まり、道の駅の来訪者を周辺の地域資源に誘導する取組に関して課題を残している。</p> <p>以上の評価結果やアドバイザー等の意見を踏まえ、今後は以下の方針のもと取組を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物販やレストランでの新メニュー開発、スタンプラリーの実施を通じた賑わいの創出と交流人口の拡大 ・国土交通省や関係団体等と連携した周辺環境や景観の維持向上、水辺の環境学習など川の駅エリアの多面的活用の推進 ・インバウンド向けの多言語対応、スタッフの確保や後継者の育成・体制強化 ・利活用協議会（仮称）の設置による適切な管理運営 					主なプロジェクト成果指標と達成状況	目標値	実績値	達成率	①道の駅ふたつい来訪者数	300千人	1,118千人	373%	②親水空間エリアでの体験イベント参加者数	1,000人	848人	85%
主なプロジェクト成果指標と達成状況	目標値	実績値	達成率														
①道の駅ふたつい来訪者数	300千人	1,118千人	373%														
②親水空間エリアでの体験イベント参加者数	1,000人	848人	85%														

(5) 井川町 子育てから始める井川の未来づくりプロジェクト

実施期間	H28～R1	市町村事業費	394百万円	県交付金	150百万円
経済波及効果	—				
主な取組	①子育て支援多世代交流館「みなくる」の整備【293百万円】 ②「井川版ネウボラ」の実施【25百万円】 子育て支援サイトの開設、専門員の配置、各種育児教室の開催 等				
	主なプロジェクト成果指標と達成状況			目標値	実績値
①子育て交流広場の利用親子組数				1,800組	2,604組
②子育て環境の満足度				50%	55.2%
③利用者満足度				80%	94.3%
評価概要	<p>子育て支援多世代交流館「みなくる」の施設整備と子育て世代等の交流イベント、読書ワークショップの開催を通じ、町内外から多くの利用者があり、子育て交流広場の利用親子組数は目標値を大きく上回った。また、「井川版ネウボラ」では、子育て世代向けの情報発信や保健師による相談受付などにより、町民が気軽に相談しやすい環境を整えている。</p> <p>以上の評価結果やアドバイザー等の意見を踏まえ、今後は以下の方針のもと取組を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設満足度をより高めていくため、定期的にアンケート調査を実施することにより、イベント参加要件や開催時間帯等を工夫し、町内外や男女を問わず幅広い年代層が参加しやすいイベントや、託児を充実させ子連れでも安心して参加しやすいイベントを実施 ・日本国花苑とみなくるを連携させた「おでかけみなくる」「みなくる花壇」等の実施による利用者満足度と認知度の向上 				

2 全プログラムについて

(単位：百万円)

	市町村名	プロジェクト名	計画期間	市町村事業費	交付金	経済波及効果
1	鹿角市	スキーと駅伝のまち“賑わい創出”プロジェクト	H24～H26	530	220	1,667
2	秋田市	県都 秋田市食と農業未来づくりプロジェクト	H24～H28	1,024	380	2,150
3	湯沢市	資源活用型ゆざわ地域づくり推進プロジェクト	H24～H28	533	200	739
4	小坂町	明治百年通りにぎわい創りプロジェクト	H24～H28	883	200	1,232
5	美郷町	県南地域における多様な交流推進による 美郷活性化プロジェクト	H25～H28	938	200	1,350
6	北秋田市	まるごと森吉山観光振興プロジェクト	H25～H28	633	200	1,364
7	藤里町	藤里町「白神」ブランド化プロジェクト	H25～H28	353	200	409
8	五城目町	元気と安心で幸せを実感できるまちづくり プロジェクト	H25～H28	504	200	-
9	東成瀬村	雪と共生する東成瀬“仙人郷”創造プロジェクト	H25～H28	368	200	541
10	大潟村	干拓地の特性を活かした交流人口拡大プロジェクト	H25～H28	345	200	749
11	八郎潟町	駅前にぎわい・ふれあい・元気プロジェクト	H25～H28	925	200	-
12	由利本荘市 にかほ市	鳥海山を核とした広域観光振興プロジェクト	H26～H28	804	400	4,931
13	羽後町	食と交流の推進による「うごブランド」発信 プロジェクト	H26～H28	777	200	4,498
14	仙北市	田沢湖再生クニマス里帰りプロジェクト	H27～H30	441	200	1,498
15	三種町	クアオルトによるいきいきプロジェクト	H27～H30	534	200	-
16	大仙市	「日本一の花火のまち」産業創出プロジェクト	H28～R1	1,112	200	1,754
17	横手市	マンガ原画と増田の町並みを活かした交流人口 拡大プロジェクト	H28～R1	922	200	1,771
18	八峰町	おがる八峰しいたけプロジェクト	H28～R1	720	200	1,304
19	潟上市	安全「防災」・安心「健康」潟上プロジェクト	H28～R1	918	200	-
20	男鹿市	男鹿の恵みを活かす観光振興プロジェクト	H28～R1	989	200	3,915
21	上小阿仁村	多様な交流の推進による地域力強化プロジェクト	H28～R1	541	200	-
22	能代市	道の駅を核とした地域活性化プロジェクト	H28～R1	361	200	6,255
23	大館市	ハチ公と歴史に触れる交流人口拡大プロジェクト	H28～R1	1,213	200	3,876
24	井川町	子育てから始める井川の未来づくりプロジェクト	H28～R1	394	150	-
合計 24プロジェクト (25市町村)				16,762	5,150	40,003

(全体概要)

- 平成24年度から始まった「県市町村未来づくり協働プログラム」では、令和元年度までに25市町村、全24プロジェクトが完了した。
- 全プロジェクトで計87の成果指標を設定し、その達成状況は次のとおりである。
 - 成果指標の達成状況
 - 達成率が100%以上・・・・・・・39指標 (45%)
 - 達成率が100%未満、80%以上・・・17指標 (20%)
 - 達成率が80%未満・・・・・・・31指標 (35%)
- 複合観光施設などについては整備による経済波及効果を分析し、その総額は約400億円で、投資額を上回る効果が得られている。
- 引き続き、指標の達成に向けた取組を展開するとともに、コロナ禍でのPR方法など新たな課題も明らかになってきていることから、今後も、県と市町村が連携しながら取組を推進していく。